

豊田地域文化広場 管理運営業務仕様書

第1 目的

この仕様書は、豊田地域文化広場（以下「文化広場」という。）の指定管理者（以下「乙」という。）が行う管理運営業務の詳細について定めることを目的とする。なお、本仕様書に記載のない事項については豊田市（以下「甲」という。）と協議し定めるものとする。

第2 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

豊田地域文化広場 豊田市西田町けやき1番地

(2) 設置目的

市民が集い、語らい、創造し、楽しみながら人間としてのきずなを育てる場

(3) 沿革

昭和55年度 愛知県が設置
昭和61年2月 愛知県から豊田市へ譲与
平成15年度 体育館、プール、柔道場改修
平成16年度 けやきホール、こども体験館改修
平成17年度 グラウンド、テニスコート改修

(4) 対象施設の規模、施設内容等

乙が行う管理運営の対象とする施設の規模等は次に掲げるア～カの施設とする。なお、本項に記載された内容と施設の現況との間に差異があるときは、乙は現況に応じた管理運営を行うこととする。

・ 敷地面積 46,153.55㎡

ア けやきホール、こども体験館

① 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
② 延床面積 2,633.96㎡
③ 新築年月 昭和55年5月

イ 体育館、屋内プール、柔道場ほか

① 構造 鉄筋コンクリート造
② 延床面積 4,411.70㎡
③ 新築年月 昭和56年3月

ウ 茶室

① 構造 木造 1階建て
② 延床面積 95.19㎡
③ 新築年月 昭和58年3月

エ 屋外施設

① 広場（グラウンド） 野球1面または、ソフトボール2面
② テニスコート 4面（オムニコート）
③ 駐車場台数 265台

- オ その他
 - ① 屋外トイレ
 - ② はなのき広場
 - ③ 地下通路
 - ④ ラジコンコース
- カ 行政財産目的外許可使用部分
工作室・工作準備室(176㎡)

第3 管理の基準

(1) 利用日

文化広場の利用日は、次に掲げる日を除く日とする。

- ア 月曜日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という）に当たる日を除く。）
- イ 12月28日から翌年1月4日まで
- ウ 上記ア・イの規定にかかわらず、10月から翌年3月までの期間中、金曜日、土曜日、日曜日及び休日以外の日は、屋内プールを利用することができない。
- エ 乙は、上記の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館日を変更することができる。

(2) 利用時間

- ア 屋内プール 午前9時から午後8時まで。ただし、10月から翌年3月までの期間中、金曜日は午後1時から午後8時までとする。
- イ こども体験館 午前9時から午後5時まで
- ウ その他の施設 午前9時から午後9時まで
- エ 乙は、上記の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に利用時間を変更することができる。

第4 業務内容

乙の行う業務は、市民が集い、語り、創造し、楽しみながら人間としてのきずなを育てる場とするための事業を企画、実施するとともに、施設の受付等を含む施設全体の運営業務及び点検、整備、清掃等の維持管理業務等である。

第5 業務遂行体制

- (1) 乙は、本施設の全体の運営に支障が生じないよう職員の雇用配置及び勤務形態について管理を行うこと。
- (2) 施設管理総括責任者を配置すること。
- (3) 施設及びプールの受付と利用案内等を行う職員を常時配置すること。
- (4) 本業務の公正かつ円滑な遂行に資するために、知識、教養、技術を習得するための研修を実施すること。
- (5) 防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる防火管理者を設置すること。

第6 管理運営に関する業務

乙は、公の施設管理運営の責務を認識して、効率的かつ効果的な施設運営を心がけ、経費の節減に努めるとともに、創意工夫により、市民が利用しやすいようにサービスを向上させること。

(1) 文化広場の事業の運営に関する業務

- ア 指定管理料を財源とする生涯学習事業（以下「指定管理事業」という。）を企画提案し、実施すること。事業名、事業費、開催時期、回数、延べ人数は下表のとおりとし、施設利用料は減免とする。なお、各事業の具体的な内容は、平成30年度に実施された内容に準じるが、文化広場の設置目的を最大限に実現する目的で乙が内容を変更しようとする場合で甲が適当と認める場合は、その内容を変更することができる。

番号	事業名	指定管理料 (事業費の目安)	開催時期	回数	参加延べ人数 (目安)
1	陶芸教室	960,000 円程度	年中	2 講座程度	1,000 人程度
2	けやきフェスタ	540,000 円程度	9～11月	1日/年	3,500 人程度
4	ものづくりひろば	4,500,000 円程度	年中	216 回程度	6,000 人程度
6	茶会	400,000 円程度	土・日曜日	50 回程度/年	600 人程度
7	みんなのギャラリー 企画展	50,000 円程度	四半期毎	4 回/年	8,000 人程度
8	こども茶華道教室	470,000 円程度	年中	10 回程度/年	200 人程度

合計 6,920,000 円程度

- イ 自主財源による自主事業を開催し、施設の利用を拡大すること。但し、原則として甲の利用調整を優先とし、施設利用料は減免しない。
- ウ 地域、自主グループ、定期利用団体等利用者の指導。
- エ その他、甲が指示する事業の実施。
- オ 事業を行う場合は、事業計画書により提案し、甲へ事前に提出すること。

(2) 庶務業務

- ア 予算の管理
予算書の作成、伝票・帳簿類の作成、予算執行状況の把握、支払い事務
- イ 利用料の徴収・納入
請求書・領収書の発行、利用料金の徴収、出納簿の作成、公金振替・利用料金納入事務
- ウ 現金管理
施設利用料金等の管理保管
- エ 会計書類その他の文書の整理、保管
各種伝票・帳簿、利用料金出納簿、その他の文書の整理・保管、文書の收受
- オ 利用統計の作成
月別・施設別・曜日別・内容別等の利用件数、人数、利用率、稼働率の集計
- カ 管理日誌の作成
1日の業務内容（清掃、点検、修繕、その他維持管理作業等）や市民対応（事故や苦情等及び対応状況、拾得物の記録・対応）など日々の管理状況を記録すること。なお、市民（周辺住民）や利用者から苦情・要望等を受けた場合は速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて甲へ報告する。
- キ 月別業務報告書、事業報告書の作成・提出
乙は、前述の日誌等を元に月別業務報告書を作成し、翌月の10日前後に甲へ提出するも

のとする。月別報告書に記載する事項は次のとおりである。

- ① 指定管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 利用料金の収入実績
- ③ 運営に係る経費の収支状況

なお、毎事業年度終了後4月30日までに以下の内容を記載した年間の事業報告書を提出すること。

- ④ 管理業務の実施状況及び利用状況
- ⑤ 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ⑥ 管理に係る経費の収支状況
- ⑦ 前3号に掲げるもののほか、管理実態を把握するため甲が必要と認めた事項

ク 拾得物・残置物の処理

- ① 拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄警察署に届け出ること。
- ② 敷地内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断される物については、一定期間保管した後処分すること。廃棄したものがどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後処分すること。

ケ 不法投棄への対策

管理施設内への不法投棄を防ぐよう万全を期すこと。

コ 放置自動車の処理

放置自動車は、10日以上放置された車両をいい、敷地内への不当な駐車が続いている車両の記録を取り、10日経過した車両に警告書を貼付し、甲に報告するものとする。

サ 損害賠償責任に関する事項

乙は、施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害についてその責任を負う。乙は必要に応じて施設管理者賠償責任保険に加入し、その場合の費用は乙の負担とする。

シ 管理運営等に係る申請書用紙等の作成

- ① 文化施設（けやきホール、茶室）

乙は、利用申請書・許可書等管理運営に必要な書類を既存の様式等を参考とし適宜作成すること。また、必要に応じて甲の承認を受けること。

- ② スポーツ施設（体育館、プール、柔道場、広場（グラウンド）、テニスコート）

乙は、豊田市スポーツ施設利用システム（以下、「T O S S」という。）に係る申請書等以外の書類について、既存の様式等を参考とし適宜作成すること。また、使用に際してはスポーツ課の承認を受けること。

ス 浄化槽法定点検を行うこと。（年1回）

セ ピアノの調律を行うこと。（年1回）

ソ 不法投棄されたゴミ（放置自動車を除く）を処分すること。

タ こども体験館鉄道模型の点検修理を必要に応じて行うこと。

チ 障子の張替え及びカーテンのクリーニングを必要に応じて行うこと。

ツ 公衆電話の毎月の使用料を支払うこと。なお、通話代金は乙の収入とみなす。

テ その他の業務

職員の出退管理、光熱水費の使用料確認その他必要と認める事項。

(3) 受付等運営業務

ア 利用申請の受付

- ① 文化広場の利用の許可に関する業務

利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等に関する業務

- ② プール利用受付業務

プール利用料金の徴収等

- ③ 豊田市スポーツ施設利用システム（T O S S）に関する業務
T O S Sを使った申請・取消・利用変更、使用料等の徴収
施設内容や安全管理に関する利用者に対する説明
T O S S（インターネットによる利用申請）の研修、故障時の連絡・調整
T O S S利用者の登録、端末機の利用指導等

イ 備品の管理と貸出し

- ① 施設の備品を適正に管理し、良好な状態で使用できるようにしておくこと。
- ② 施設の利用に伴う必要な備品の貸し出し管理を行う。
- ③ 管理運營業務に必要なパソコンは乙が用意すること。なお、パソコンリース料は指定管理料に含むものとする。
- ④ T O S Sの利用者端末・業務端末は豊田市スポーツ課がリースしている機器を使用すること。

ウ 休館日の案内

条例、規則に定める日以外に休館する場合は、甲へ事前に承認を受けるとともに、「広報とよた」への掲載を甲へ依頼し、T O S S画面での周知が必要な場合はスポーツ課へ連絡するとともに、館内掲示を行うこと。

エ 利用料金の減免

甲が別に示す「施設管理事務手引書」（以下「手引書」という。）に定める基準により減免することができる。減免した利用料金（以下、利用料金減免補填金という。）は指定管理料に盛り込むものとし、利用料金減免補填金に増減が生じた場合は、翌年度に精算するものとする。

オ 利用調整

円滑な施設利用を行うため、乙は文化施設及びスポーツ施設の利用調整を手引書に従って行うものとする。

カ 甲との連携

施設の管理運営を円滑に行うために、乙は甲と連携して対応に当たること。

(4) 緊急時対応業務

ア 各種訓練の実施

実施時には消防訓練実施届を豊田消防署へ提出のこと。

- ・地震、火災等防火訓練（年2回）
- ・非常通報訓練
- ・エレベータ救出訓練

イ 緊急対応体制の確立

事故や災害時（警報発令時含む）など迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立すること。

- ① 緊急対応体制表を作成し、事務所内に掲示すること。
- ② 初期消火、避難誘導、関係機関への通報
- ③ 利用者のケガ等の対応（救急車・応急措置）
- ④ 立入検査への立会い

ウ 届出書類の作成

- ① 消防計画・防火管理者選解任届の作成、甲及び消防署への届出
- ② 地震防災応急計画の作成、甲及び消防署への届出
- ③ 緊急対応マニュアルの作成、甲への提出

工 研修（講習会）

救急法、防火管理者等年間を通じて研修を実施・参加させること。

（5）自主事業

乙は、利用者へのサービス向上や利用促進を図るため、自主事業を企画運営すること。ただし、内容については事前に市と協議すること。なお、飲食の自主事業は原則実施すること。

第7 維持管理に関する業務

施設を常に適正かつ安全に維持するために、施設の保守点検を実施するとともに、公共建築物適正管理マニュアル及びモニユメント等の維持管理計画書に基づき、職員による日常点検、簡易修繕を実施する。

（1）職員による日常の保守点検業務等

ア 建物の保守管理、予防保全業務

- ① 外観点検・雨漏り・クラック（ひび割れ）・破損の有無等の確認、修繕
- ② 施設の安全管理
 - ・設備・機器類の運転と停止操作（空調設備他）
 - ・使用終了後の備品類及び建物本体の点検

イ 備品の管理保全

- ① 各種備品の保管状況の確認、機能の確認、数量確認
- ② 備品の定期的な修繕と更新
- ③ 設備図面の整理・保管

ウ 電気・防災

①点検項目

- ・照明器具の電球交換
- ・消火器の点検（位置確認、封印切れの確認）
- ・誘導灯の点灯確認・バッテリー確認
- ・避難通路の確保
- ・消火栓点検（表示灯の点灯・点滅、ホースなど）
消防法に関する点検・確認項目参照
利用者に対する指導（定員の遵守、喫煙場所の指導、危険物の持込み確認）

②故障（警報）の復旧等対処

- ・火災報知機の発報の復旧操作及び対処
- ・消火栓ポンプの起動の復旧操作及び対処
- ・誘導灯信号装置（フリッカー）の点滅
- ・漏電、過電流による停電の復旧作業及び対処

エ ガス、給排水

① 点検項目

- ・ガス器具点検（ホースの破損など）
- ・ガス使用確認（臭気、元栓）
- ・ガスメーターの確認
- ・水道メーターの検針（漏水対策）
- ・便所、湯沸室のつまりや水漏れ確認
- ・便所床排水トラップ確認（臭気）

② 故障（警報）等の復旧等対処

- ・ガス警報機の発報の復旧作業及び対処
- ・地中内での漏水の復旧及び対処

オ 空調（冷暖房）

- ① 操作及び保守
 - ・省エネ運転（利用状況に応じ対応）
 - ・温度調整（季節に応じて）
 - ・機器の運転時異常音確認
- ② 異常時の復旧及び対処
 - ・冷暖房の効きの不良の対処
 - ・機器の起動異常（不着火）の復旧

※主な原因：燃料供給異常、着火装置異常

カ 警備

- ① 警備機器の操作確認（防犯、火災、非常通報）
- ② 施設全体で施錠個所の施錠確認

キ 清掃、ゴミ処理

- ① 施設内の整理整頓、館内を含めた日常清掃（特に風除室、ロビー、階段、廊下、便所等の利用が多い場所）を行うこと。
- ② ゴミの分別処理管理を徹底すること。
なお、大会・イベント等で発生したゴミ等は、主催者が処理するよう指導する。

ク 植栽管理

巡視による外観点検を行い、枝打ちや簡易除草等を適宜行うこと。

ケ その他注意事項

- ① 施設全般
 - ・施設を常に良好な状態に保つための日常点検及び補修を行うこと。
 - ・諸室の利用終了後、利用者に対してモップかけ、清掃、用具の整理等を行うよう指導する。
- ② グラウンド、芝生広場等
 - ・日常的にグラウンド及び芝生広場等の巡視点検、整地及びゴミ拾い等を行い、定期的に除草、排水施設の泥上げ等を行うこと。
 - ・乙は、グラウンド使用終了後、利用者に対してグラウンドの整備、清掃、用具の整理等を行うよう指導すること。
 - ・必要に応じて除草、樹木管理、道具の手入れ、その他施設の保守管理等を行うこと。
- ③ その他全般
 - ・日常的に敷地内や建築設備（自動ドアや昇降機等）の点検を実施し、安全管理を徹底すること。利用者に危険が及ぶと判断したときは速やかに利用停止措置等を取り、修繕等の所要の措置を講じること。
 - ・落葉時期は植栽区域周辺を中心に日常的に清掃を行うこと。
 - ・除草等を随時行うこと。高木等の樹木について、枝等が利用者の邪魔にならないよう選定等適切な処置をすること。
 - ・側溝、排水桝等の排水設備の点検及び清掃を行うこと。
 - ・必要に応じて建築物の屋根、樋等の清掃を行うこと。

(2) 施設管理保守点検等業務

施設等の機能及び性能を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設利用者が安全かつ最適に利用できるような品質を保持するために下記のとおり実施すること。

(詳細は別紙指示明細書のとおり)

- ① 清掃業務
- ② 植栽管理業務
- ③ 環境整備保守点検業務
- ④ 一般廃棄物収集運搬業務
- ⑤ 産業廃棄物収集運搬業務
- ⑥ 機械警備業務
- ⑦ 電気・防災設備等保守点検業務
- ⑧ 屋内プール管理業務
- ⑨ こども体験館保守点検、巡回指導業務
- ⑩ エレベーター保守点検業務
- ⑪ 空調設備、空調自動制御機器保守点検業務
- ⑫ 自動扉保守点検業務
- ⑬ 電話交換機保守点検業務
- ⑭ ITV 設備保守点検業務
- ⑮ 野鳥飛来防止業務
- ⑯ 体育器具保守点検業務
- ⑰ 浄化槽維持管理業務
- ⑱ 電気工作物保守点検業務

(3) 修繕関係業務

- ア 乙は、甲と協議の上で、日常的小規模修繕（1件あたりの上限は50万円）を実施するものとする。
- イ 指定管理料に含める修繕料は、年間300万円を基本として年度協定書に定める金額とする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、甲が指示する方法により、甲に返還するものとする。
- ウ 日常的小規模修繕は、指定管理料に含まれる予算を優先して執行するものとする。
- エ 緊急に対応を要する修繕案件に関しては、甲との協議の上で、その金額に関わらず乙による修繕実施を要請する場合がある。なお、この場合の財源については、乙の新たな自己負担が生じることのないよう適宜調整を図るものとする。
- オ 乙が修繕を実施した場合には、甲が指示する方法により、甲に対して実施結果を報告しなければならない。

第8 ものづくり教育に関する事業を実施する団体との連携

文化広場の施設のうち、次の(1)の表に掲げるとおり、豊田市長から目的外使用許可を受けた団体がものづくり教育に関する事業を実施するが、乙はこれらの団体が円滑に事業を実施できるよう協力を行うものとする。

(1) ものづくり教育に係る施設、団体、事業

施設名	使用団体名	事業内容
工作室	発明塾 豊田少年少女発明クラブ	豊田少年少女発明クラブ 地文教室
準備室（工作室） 屋外トイレ西倉庫	発明塾 豊田少年少女発明クラブ	豊田少年少女発明クラブ 地文教室運営

(2) 乙が行う協力の内容

- ア 各団体が事業を実施するために館内放送を行うことを希望する場合は、無償で放送設備を利用させる。
- イ 各団体が事業を実施するために乙が管理する備品の利用を希望する場合は、有償又は無償で利用させる。なお、有償とする場合は各団体と協議のうえ、実際に要する経費を基準としてできるだけ安価な金額を設定すること。

(3) ものづくり教育に関する部分の清掃、保守点検、修繕等について

- ア 日常清掃については、乙が行う。
- イ 定期清掃（ワックス掛け、ガラス清掃等）、一般及び産業廃棄物の処理、空調設備保守点検、電話交換機保守点検、電気・防災設備保守点検は、乙が行う。
- ウ 施設に付随する物品（例：照明器具、ガラス等）の簡易的な修繕は、乙が行う。
- エ ものづくり教育に関する事業を実施する団体が使用した光熱水費は、乙が支払う。

第9 管理運営に係る経費の負担

管理運営に係る経費のうち、甲が負担するものは以下のとおりとする。

- (1) 第7の(3)のアに定める日常的小規模修繕に該当しない修繕の費用
- (2) 備品費（甲が必要と認めたもの）
- (3) 建物総合損害共済（災害に伴う建物保険）

第10 その他

この仕様書に記載されていない事項は、その都度甲乙協議の上で決定するものとする。

清 掃 業 務

指 示 明 細 書

1 業務日

(1)日常清掃

休館日を除いて毎日実施する。

※休館日 月曜日（祝祭日を除く）、年末年始（12月29日～1月4日）

(2)定期清掃

原則は休館日とする。開館日に実施する場合は協議すること。

2 業務可能時間

8：30～21：30

3 清掃面積・回数及び清掃方法

別紙「清掃方法基準表」にもとづいて実施する。

4 清掃機器、諸材料等

(1) 清掃に使用する器具は、各清掃箇所ごとに最適なものを使用すること

(2) 清掃に使用する器具、材料及び光熱水費は、指定管理料に含まれる。

5 その他留意点

(1) 掃き掃除は、真空掃除機を使用するものとする。（屋内清掃）

(2) 拭き掃除は、常に清水を用い汚水を飛散させることのないようモップをかたくしぼり使用する。

(3) ガラス、鏡、陶器類、真鍮、ステンレスその他金属類の清掃仕上げは、良質な乾布を使用する。

(4) 収集した資源、廃棄物は、別紙「廃棄物・資源の分類一覧表」のとおり分別を実施し、指定された場所まで搬出し整理すること。

(5) 机、椅子、ロッカー等は、年4回洗剤を用いて乾布で拭くこと。

(6) 展示ケースのガラス拭きは、展示物を破損しないよう注意すること。

(7) 黒板は、毎週1回以上乾布で拭きとること。

(8) 便所に備えてある汚物入れは毎日処理し、容器はその都度洗浄し、消毒液で消毒すること。

(9) トイレットペーパー及び石鹼液等は、指定管理者が用意して適宜補充すること。

(10) 玄関マット下等の砂や泥は掃き取ること。

(11) 手すり及び金具は光沢を維持するよう乾布し、汚れは洗剤を用いて拭き取ること。

(12) 灰皿は、毎週1回以上水洗いし、乾布で拭き上げること。

(13) 茶室庭は適時見回り、紙屑等が散乱しないよう清掃すること。また庭内に雑草等がある場合は、これを抜き取ること。

(14) 草花にも常に目をくばり、美観を損ねないよう管理すること。

(15) ガラス清掃は、洗剤洗浄の後水拭き、水きりを施すこと。

(16) 床清掃実施の際には、家具・備品をできる限り移動して家具・備品の下部にあたる部分も行うこと。

(17) 基準表等において指示するワックス清掃は、剥離・洗浄・ワックス塗布を1工程とすること。但し、剥離作業をする必要が無いと認められる部分については、豊田市の了解を得たうえで省

略することも可とする。

- (18) 基準表等において指示するワックス清掃の最終回には、必ず剥離作業を実施すること。
- (19) 階段や床など水が着くと滑り易く危険な場所には、滑り難いワックスを選択し使用すること。
但し、使用資材の変更時には豊田市の合意を得ること。
- (20) 清掃に使用する洗剤や器具の洗浄剤は以下の事項に配慮し選択すること。
 - ①人体に影響をおよぼす恐れのあるものは使用してはならない。
 - ②床材質や金属製品等に影響をおよぼす恐れのあるものは使用してはならない。
 - ③浄化槽及び公共下水道施設の水質に影響をおよぼす恐れのあるものは使用してはならない。
 - ④その他、使用後に何らかの影響が出ると予想されるものは使用してはならない。
- (21) 不慮の事故等が発生した場合、指定管理者は速やかに豊田市に報告し、修理・復旧に努めること。ただしその費用は指定管理者の負担とする。
- (22) 本業務の実施にあたっては、各分野毎に経験豊富で専門的な知識を有する優秀な技術者を派遣すること。相互関連機構を有する設備・機器の点検には両者立会いの上で行うこと。
- (23) 清掃中に発見された不良箇所、不良機器については協議し、決定すること。
- (24) 業務を一時中断する場合は施設・設備の使用に不都合のないよう、また危険防止には十分注意して処置すること。

6 その他

本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者にて協議し業務を遂行すること。

7 特記事項

施設の利用がなかった場合等、美観を損なわれておらず、清掃の必要が少ないと判断できる場合は確認のみとし、より清掃の必要性が高い箇所の作業を優先する。

清掃方法基準表

日常清掃（屋内）

館名	区分	場所	床面積 (㎡)	清掃方法		
				掃除機 または 掃き掃除	モップ拭き	洗浄清掃
けやきホール	けやきホール 1階	玄関、ホール、通路	553	3回/週	3回/週	
		こども体験館 1階	461	1回/日		
		事務所	32	1回/日	1回/日	
		トイレ	41	1回以上/日	1回以上/日	1回以上/日
		小計	1,287			
	けやきホール 2階	集会室	64	1回/日	1回/日	
		音楽室	96	1回/日	1回/日	
		アトリエ	66	1回/日	1回/日	
		和室	45	1回/日		
		こども体験館 2階	431	1回/日		
		こども体験館階段	15	1回/日		
		通路、階段、湯沸室	189	1回/日	1回/日	
		トイレ	27	1回以上/日	1回以上/日	1回以上/日
	小計	933				
体育館	体育館 1階	柔道場	240	3回/週		
		通路	121	3回/週	3回/週	
		更衣室（器具倉庫含む）	57	3回/週	3回/週	
		トイレ	24	1回以上/日	1回以上/日	1回以上/日
		小計	442			
	体育館 2階	体育館見学者席	104	3回/週	3回/週	
		プール見学者席	132	3回/週	3回/週	
		通路、階段	113	3回/週	3回/週	
		控え室 3（倉庫）	32	1回/年	1回/年	
		小計	381			
茶室	けやき亭、毛受庵	95	1回/週	1回/週		
	小計	95				
屋外更衣室 屋外トイレ	更衣室	48	1回/年	1回/年		
	トイレ	48	1回以上/日	1回以上/日	1回以上/日	
	小計	96				
その他	ボールプールのボール水洗い				1回/週	
合計			3,234			

※1 トイレのトイレットペーパーの確認と補充は、午前2回・午後2回行い、汚れた便器等はそのつど洗浄清掃・モップ拭きを実施すること。

※2 利用状況・汚れ具合等の状況により、職員から指示があった場合は、それを優先して実施すること。

日常清掃（屋外）

場所	清掃方法	はき掃除	草取り	ゴミの 收拾	ガラス 清掃	備考
玄関前、けやきホール（西・東・北）		1回/日	1回/月	1回/日		
広場		1回/週	1回/月	1回/日		
茶室庭		1回/週	1回/週	1回/日		
体育館通路（東側）		1回/日	1回/月	1回/日		
テニスコート（外周含む）			1回/月	1回/日		
屋外更衣室周り			1回/月	1回/日		
プール（西側）			1回/月	1回/日		
花の木広場			1回/月	1回/日		
駐車場			1回/月	1回/日		
人工河川		1回/週		1回/日		
ひまわり遊歩道		1回/週	1回/月	1回/日		
ミニSLコース			1回/月	1回/日		
玄関周り、けやきホール					1回/月	
体育館出入口周り、体育館通路					1回/月	

※1 利用状況・汚れ具合等の状況により、清掃箇所は臨機応変に実施すること。

- ・草取りの期間は、概ね4月～10月
- ・広場の落ち葉はき掃除期間は、概ね10月～12月

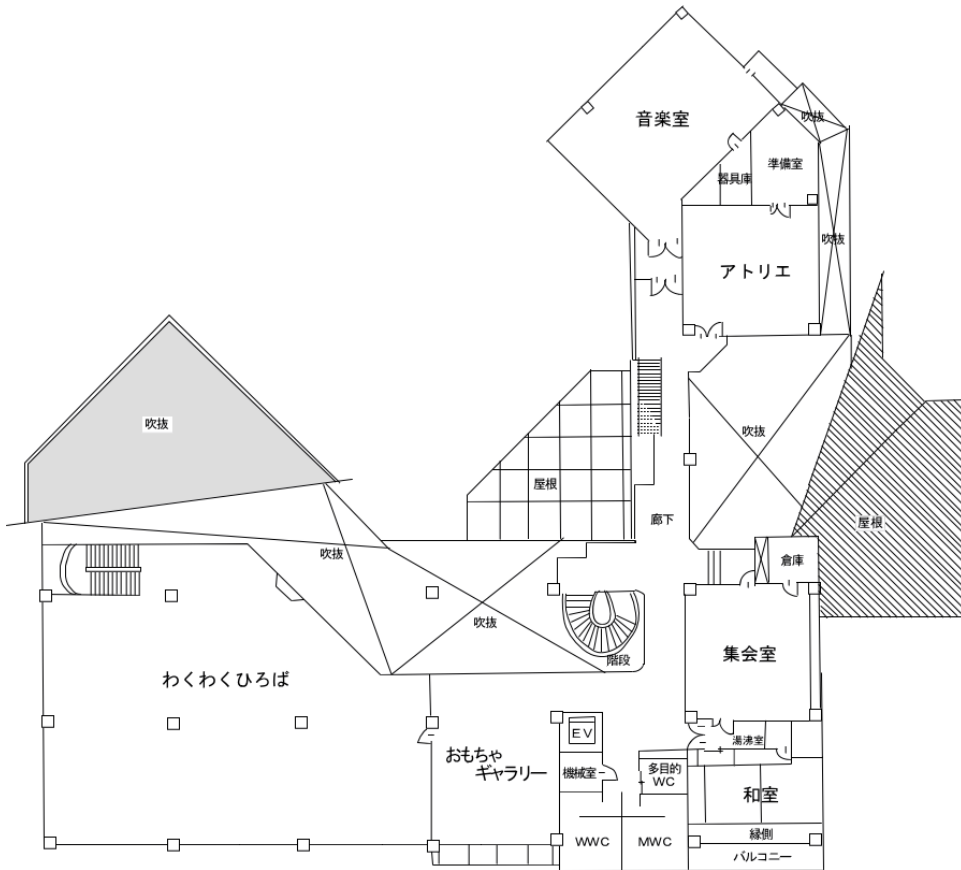
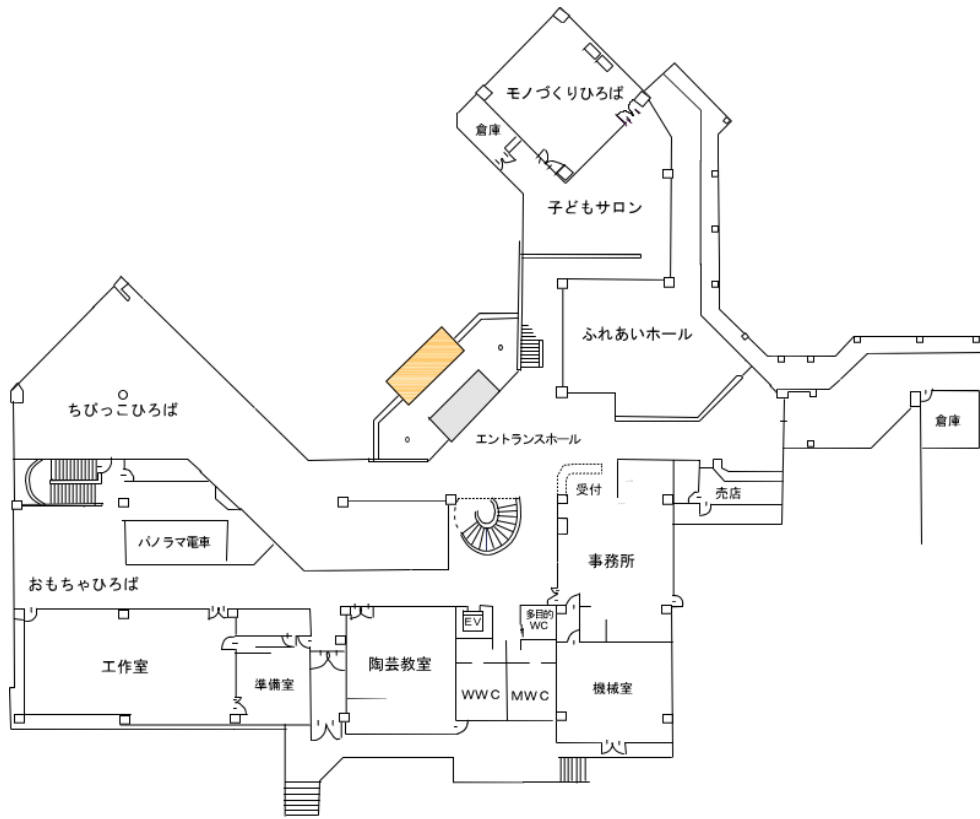
区分	場所	材質	面積(m ²)	回数	清掃方法
けやきホール1階	風除室	御影石	11	年10回	床洗浄
	玄関ホール	御影石	158	年10回	床洗浄
	受付	御影石	12	年10回	床洗浄
	子供サロン	長尺シート (ノンスリップ)	108	年10回	床洗浄
	ものづくり広場	フローリング	72	年10回	ワックス研磨
	ちびっこ広場	タイルカーペット	164.5	年12回	じゅうたんクリーニング
	通路	タイルカーペット	70	年12回	じゅうたんクリーニング
	おもちゃ広場	タイルカーペット	138.3	年12回	じゅうたんクリーニング
	おもちゃ広場通路	じゅうたん	18.2	年12回	じゅうたんクリーニング
	裏口通路	長尺シート	20	年10回	ワックス研磨
	工作室	フローリング	128	年10回	ワックス研磨
	工作準備室	フローリング	33	年10回	ワックス研磨
	陶芸教室	フローリング	48	年10回	ワックス研磨
		リノリウム	24	年10回	ワックス研磨
	事務室	長尺シート	90	年10回	ワックス研磨
	売店前部	長尺シート (ノンスリップ)	28	年10回	床洗浄
	洗面所	長尺シート (ノンスリップ)	16	年10回	床洗浄
	ふれあいホール	フローリング	141	年10回	ワックス研磨
	身障者用トイレ	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
トイレ前通路	長尺シート (ノンスリップ)	6	年10回	床洗浄	
けやきホール2階	音楽室	長尺シート	96	年10回	ワックス研磨
	音楽室前室	長尺シート	9	年10回	ワックス研磨
	アトリエ	フローリング	66	年10回	ワックス研磨
	アトリエ準備室	フローリング	20	年10回	ワックス研磨
	わくわく広場	タイルカーペット	248.5	年4回	じゅうたんクリーニング
	おもちゃのギャラリー	タイルカーペット	74.7	年4回	じゅうたんクリーニング
	階段	タイルカーペット	28	年4回	じゅうたんクリーニング
	集会室	長尺シート	64	年10回	ワックス研磨
	湯沸室	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	和室前室	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	A 階段	御影石	19	年10回	床洗浄
	B 階段	長尺シート	6	年10回	ワックス研磨
	洗面所	長尺シート	16	年10回	ワックス研磨
	身障者用トイレ	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	通路	長尺シート	158	年10回	ワックス研磨

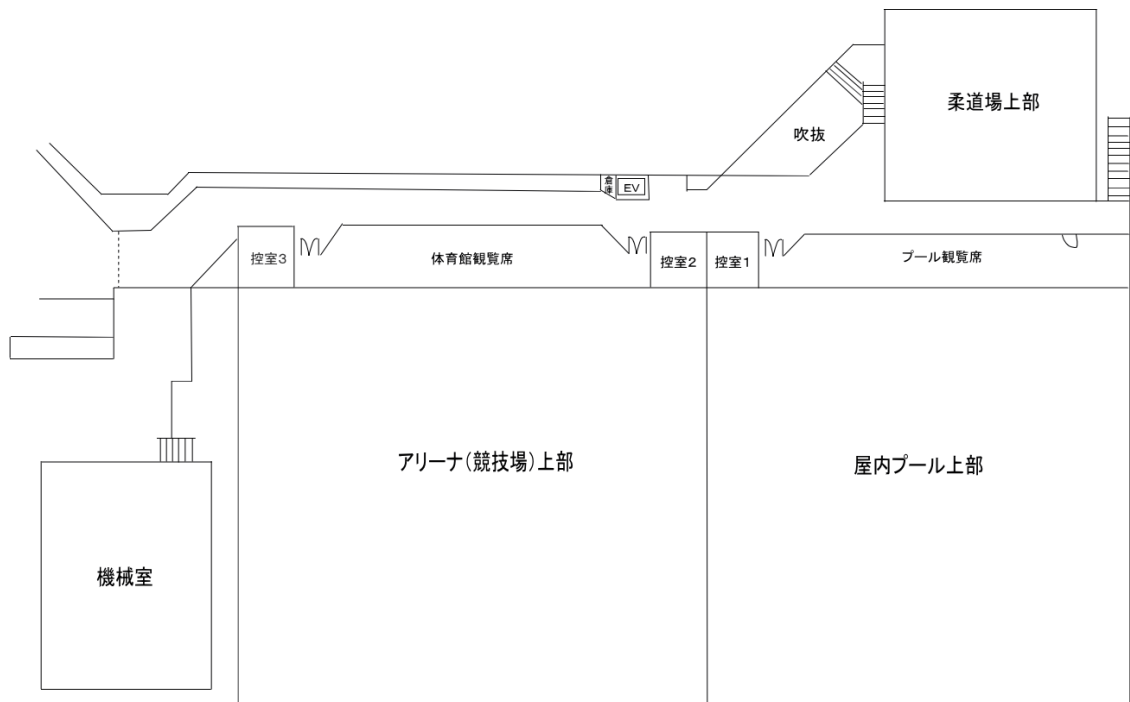
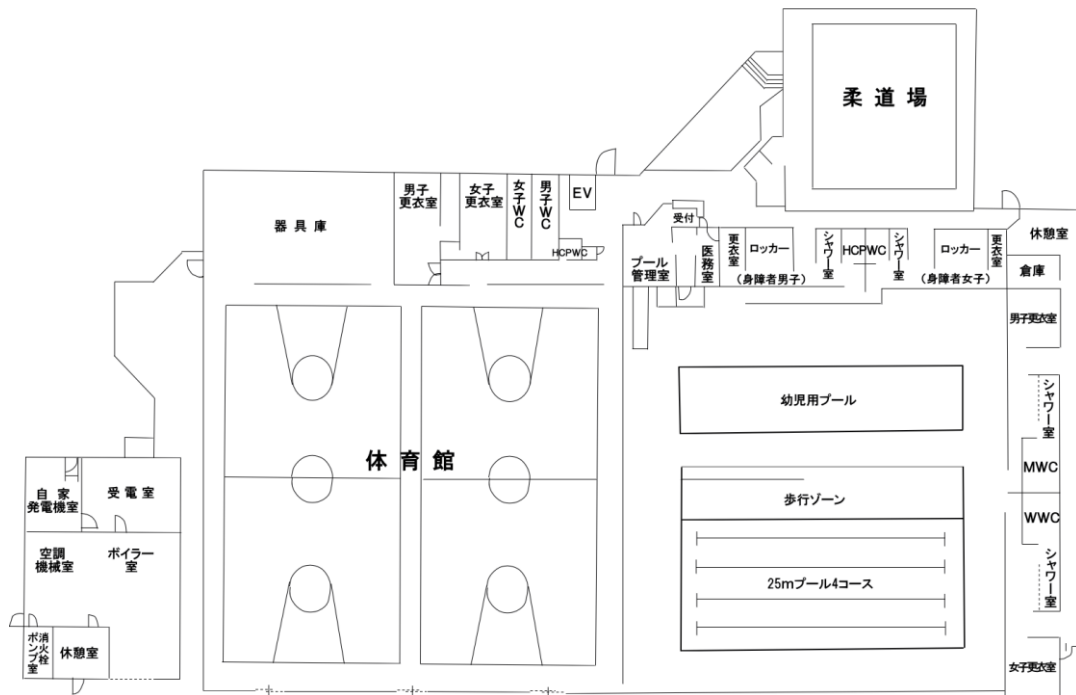
区分	場所	材質	面積(m ²)	回数	清掃方法
体育棟 1階	更衣室	Pタイル	57	年10回	ワックス研磨
	洗面所	Pタイル	8	年10回	ワックス研磨
	身障者用トイレ	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	休憩コーナー	長尺シート	10	年10回	ワックス研磨
	通路	Pタイル	101	年10回	ワックス研磨
	柔道場	フローリングボード	108	年10回	掃除機、乾拭き
体育棟 2階	階段	Pタイル	13.5	年10回	ワックス研磨
	体育館見学者席	Pタイル	101	年10回	ワックス研磨
	プール見学者席	Pタイル	111	年10回	ワックス研磨
	通路	Pタイル	208	年10回	ワックス研磨
プール 1階	プール管理室	Pタイル	18	年10回	ワックス研磨
	HC男子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24	年10回	床洗浄
	HC女子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24	年10回	床洗浄
	HCシャワー室男女	磁気質タイル	8	年10回	床洗浄
	健常者男子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24.5	年10回	床洗浄
	健常者女子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24.5	年10回	床洗浄
	健常者シャワートイレ 男女	磁気質タイル	60	年10回	床洗浄
	健常者更衣室廊下 休憩コーナー	長尺シート (ノンスリップ)	86.5	年10回	床洗浄

更衣室内は、ざら板を移動し洗浄すること

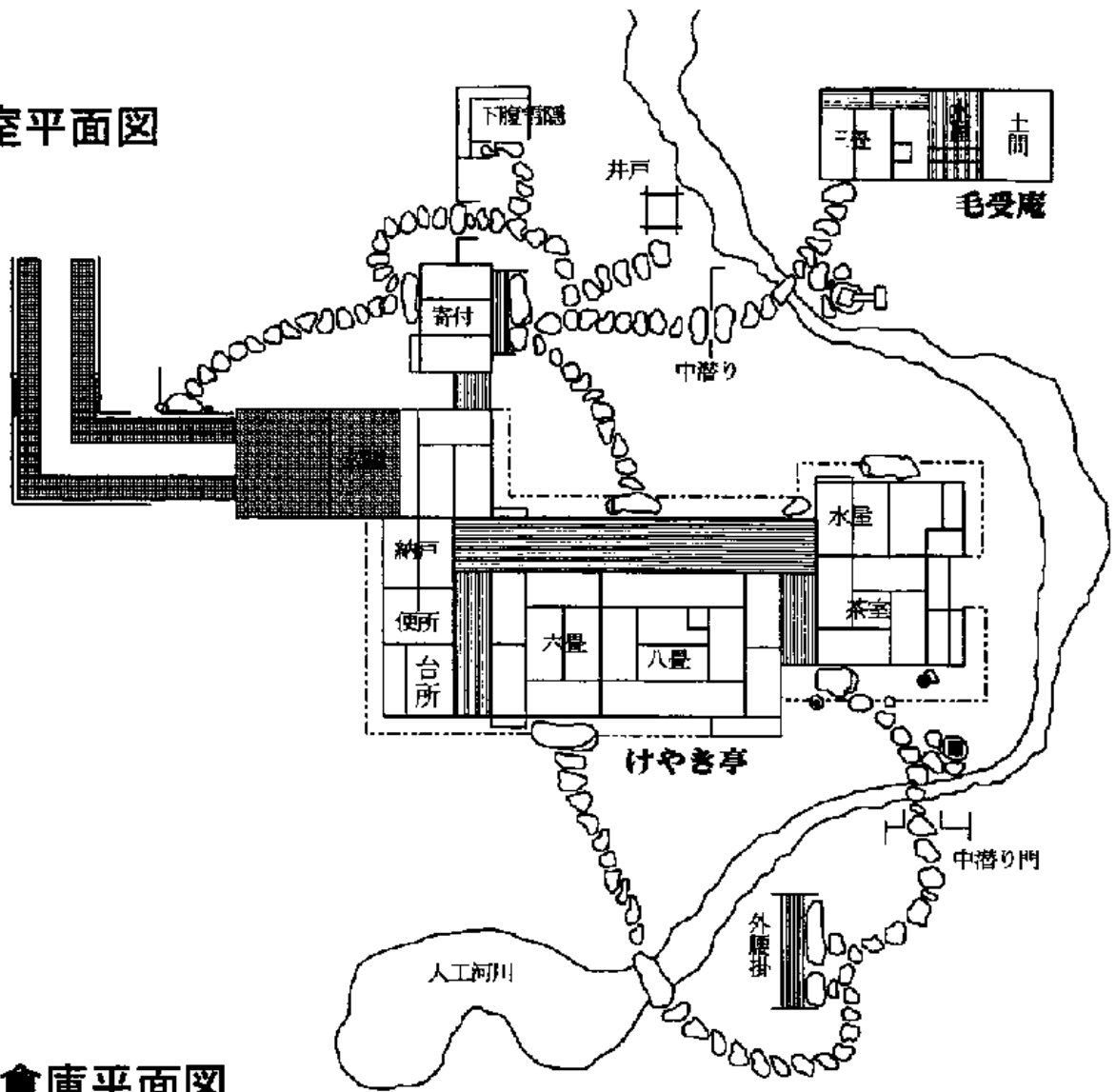
区分	場所	面積(m ²)	回数	清掃方法
ガラス 清掃	けやきホール	498	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ
	体育館	511	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ
	柔道場、プール玄関周り	293	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ
	プール(増築分含む)	224.8	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ

区分	場所	枚数	回数	清掃方法
畳の 管理	茶室	26.5	年1回	畳をめくり、乾燥させ、掃き掃除
	和室	16	年1回	畳をめくり、乾燥させ、掃き掃除
	柔道場	108	年1回	畳をめくり、乾燥させ、掃き掃除

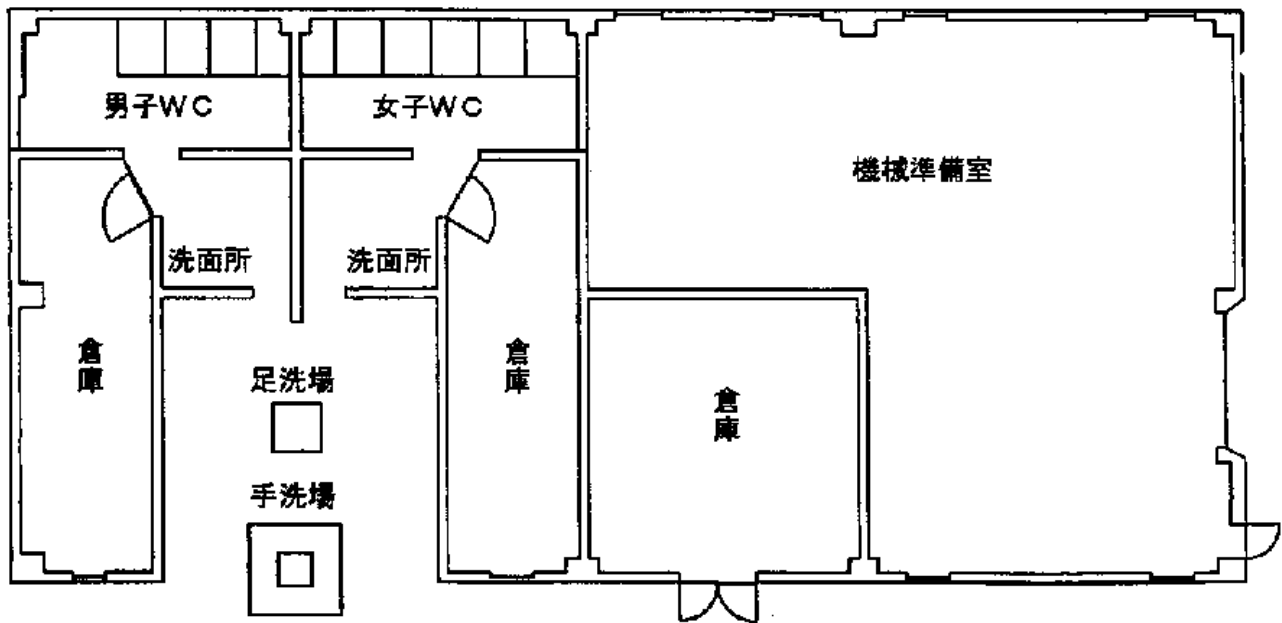




茶室平面図



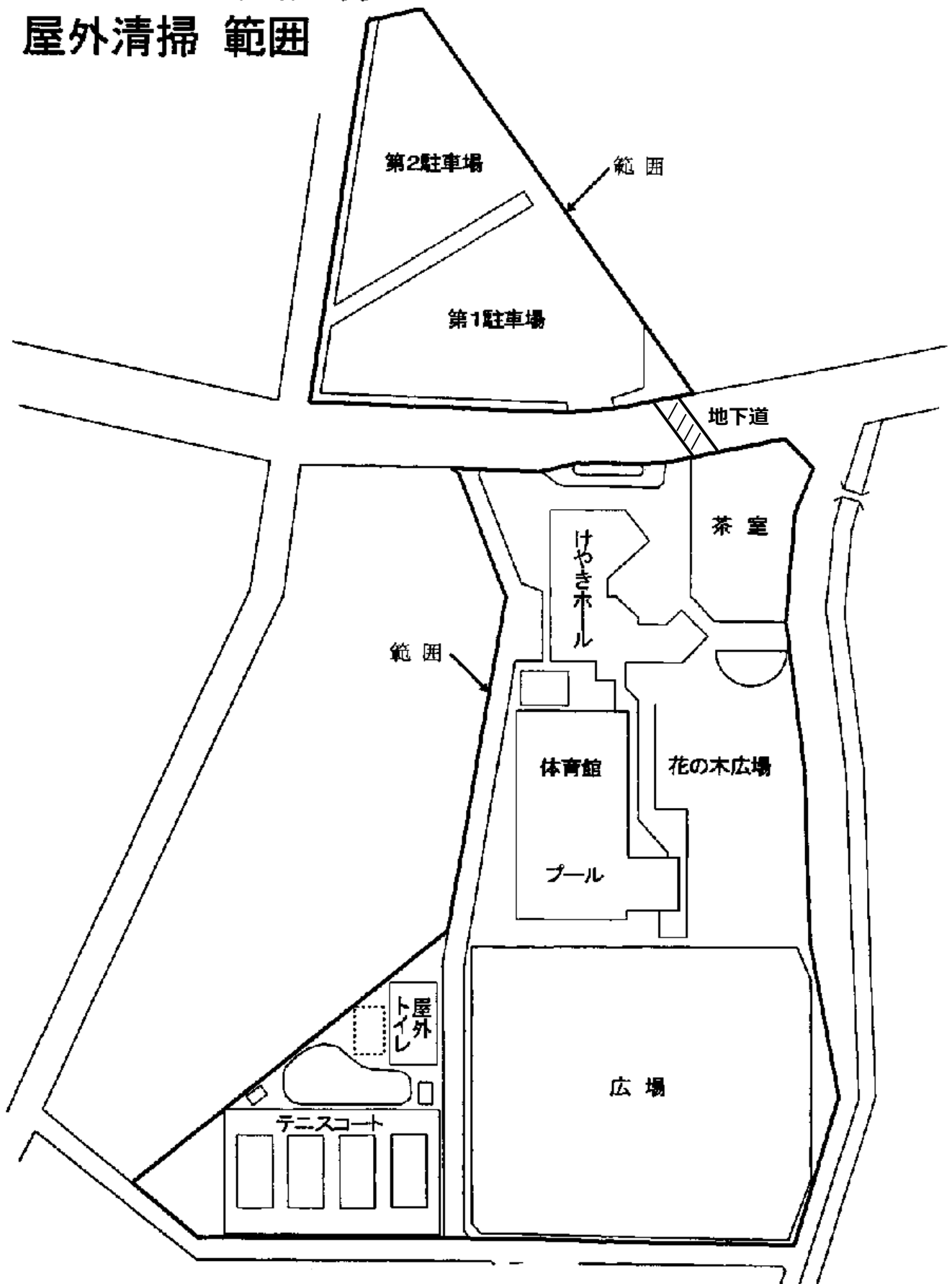
屋外倉庫平面図



サービス通路

豊田地域文化広場

屋外清掃 範囲



廃棄物・資源の分類一覧表

区分	種類	主なもの	注記	排出方法	
産業廃棄物で処理	廃プラスチック類	ビニール製、ポリ製などのプラスチックくず、合成ゴムくず、発泡スチロール、資源化できないペットボトルなど		ごみ袋に入れ、「廃プラ」と記入、袋に入らないものも表示、マニフェスト発行	
	金属くず	金属製くず、資源化できない飲料かんなど	スプレー缶等は必ず穴を空ける	ごみ袋に入れ、「金属」と記入、袋に入らないものも表示、マニフェスト発行	
	ガラスくず・陶磁器くず	電球、ガラスくず、陶磁器くず資源化できないガラスびんなど	割れたガラスは危険のないように	ごみ袋に入れ、「ガラス」と記入、袋に入らないものも表示、マニフェスト発行	
	混合物	上記3種類及び一般廃棄物で構成されたもので、分別不可分なもの	混合物は産廃の種類ではない可能な限り分別する	ごみ袋に入れ、「混合物」と記入、袋に入らないものも表示、マニフェスト発行	
	蛍光灯・水銀灯・乾電池	水銀を含むもの (小型2次電池を除く)	※割れた蛍光灯及び水銀を含まない電球等は「ガラス」「金属」で処分	「蛍光灯」「水銀灯」「乾電池」をそれぞれ分別し、マニフェスト発行	
	ペットボトル	飲料用、食用などのリサイクルマーク【1】の表示のあるもの	キャップを取り、中をすすぐつぶして出す※ソース等油分を含むものは「廃プラ」	ごみ袋に入れ、「ペット」と記入、マニフェスト発行	
	飲料用かん	飲料用のアルミ缶、スチール缶	中をすすぐつぶさない	ごみ袋に入れ、「かん」と記入、マニフェスト発行	
	飲料用びん	飲料用、食用などのびん	キャップを取り、中をすすぐ※化粧品、コップは「ガラス」	ごみ袋に入れ、「びん」と記入、マニフェスト発行	
一般廃棄物で処理	一般廃棄物	燃やすごみ	生ごみ、木くずなど資源化できない紙、ラミネート加工紙、ワックス加工紙、油紙、写真、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、粘着テープ類、名刺サイズ未満の紙など	生ごみは水分をよく切る、木くずはごみ袋に入るように切る	ごみ袋に入れる
		OA紙(小)【名刺サイズ未満】	シュレッダーにかけた上記OA紙、コンピューター連続用紙のキリトリのみ		ごみ袋に入れる
		雑紙(小)【名刺サイズ未満】	シュレッダーにかけた上記雑紙、付箋、インデックスなど		ごみ袋に入れる
	紙資源	OA紙【名刺サイズ以上】	コピー紙、罫紙、白色上質紙、コンピュータ連続用紙、以上を利用したメモ用紙	ホッチキスは付いていてもよいクリップ、付箋、ラベル等ははがす	紙ひもでしばる
		新聞	新聞	折込広告チラシは「雑紙」	紙ひもでしばる
		雑誌	雑誌、書籍、ノート、カタログ、パンフレット報告書など		紙ひもでしばる
		ダンボール	ダンボール、コピー紙の包装紙	粘着テープははがす	紙ひもでしばる
雑紙【名刺サイズ以上】	ポスター、チラシ、色上質紙、厚紙、封筒、菓子箱、ティッシュ箱、包装紙、カレンダー、ファイル表紙、カラープリンター紙、紙袋、名刺、シール、のり付き紙、○○だより	粘着テープ、ひも類、金属、樹脂等ははがす、※ツルツルした包装紙、シール台紙、紙コップは「燃やすごみ」	紙ひもでしばる		
リサイクル	小形二次電池	ニカド電池、ニッケル電池、リチウムイオン電池、小形シール電池(ヘッドホンステレオ、コードレス電話、ハンディクリーナー、ビデオカメラ用のみ)	自動車等のバッテリーは除く	文化会館へ搬入(資源回収)マニフェスト不要	
	洗濯機・テレビ エアコン・冷蔵庫 (4品目)	同左	家電リサイクル法に基づき処理 リサイクル料金(税別) 洗濯機 2400円 テレビ 2700円 エアコン 3000円、冷蔵庫 4600円 ※運搬料は別途要	小売店に直接連絡	

けやきホール

区分	場所	材質	面積(m ²)	回数	清掃方法
けやきホール1階	風除室	御影石	11	年10回	床洗浄
	玄関ホール	御影石	158	年10回	床洗浄
	受付	御影石	12	年10回	床洗浄
	子供サロン	長尺シート (ノンスリップ)	78	年10回	床洗浄
	子供サロン	長尺シート (ノンスリップ)	30	年10回	床洗浄
	ものづくり広場	フローリング	72	年10回	ワックス研磨
	ちびっこ広場	タイルカーペット	164.5	年12回	じゅうたんクリーニング
	通路	タイルカーペット	70	年12回	じゅうたんクリーニング
	おもちゃ広場	タイルカーペット	116.5	年12回	じゅうたんクリーニング
	おもちゃ広場	タイルカーペット	21.8	年12回	じゅうたんクリーニング
	おもちゃ広場通路	じゅうたん	18.2	年12回	じゅうたんクリーニング
	裏口通路	長尺シート	20	年10回	ワックス研磨
	工作室	フローリング	128	年10回	ワックス研磨
	工作準備室	フローリング	33	年10回	ワックス研磨
	陶芸教室	フローリング	48	年10回	ワックス研磨
		リノリウム	24	年10回	ワックス研磨
	事務室	長尺シート	90	年10回	ワックス研磨
	売店前部	長尺シート (ノンスリップ)	28	年10回	床洗浄
	洗面所	長尺シート (ノンスリップ)	16	年10回	床洗浄
	ふれあいホール	フローリング	141	年10回	ワックス研磨
身障者用トイレ	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨	
トイレ前通路	長尺シート (ノンスリップ)	6	年10回	床洗浄	
けやきホール2階	音楽室	長尺シート	96	年10回	ワックス研磨
	音楽室前室	長尺シート	9	年10回	ワックス研磨
	アトリエ	フローリング	66	年10回	ワックス研磨
	アトリエ準備室	フローリング	20	年10回	ワックス研磨
	わくわく広場	タイルカーペット	36.5	年4回	じゅうたんクリーニング
	わくわく広場	タイルカーペット	212	年4回	じゅうたんクリーニング
	おもちゃのギャラリー	タイルカーペット	74.7	年4回	じゅうたんクリーニング
	階段	タイルカーペット	28	年4回	じゅうたんクリーニング
	集会室	長尺シート	64	年10回	ワックス研磨
	湯沸室	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	和室前室	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	A 階段	御影石	19	年10回	床洗浄
	B 階段	長尺シート	6	年10回	ワックス研磨
	洗面所	長尺シート	16	年10回	ワックス研磨
	身障者用トイレ	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	通路	長尺シート	158	年10回	ワックス研磨

体育棟

区分	場所	材質	面積(m ²)	回数	清掃方法
1階	更衣室	Pタイル	57	年10回	ワックス研磨
	洗面所	Pタイル	8	年10回	ワックス研磨
	身障者用トイレ	長尺シート	5	年10回	ワックス研磨
	休憩コーナー	長尺シート	10	年10回	ワックス研磨
	通路	Pタイル	101	年10回	ワックス研磨
	柔道場	フローリングボード、畳	108	年3回	真空掃除機、乾拭き
2階	階段	Pタイル	13.5	年10回	ワックス研磨
	体育館見学者席	Pタイル	101	年10回	ワックス研磨
	プール見学者席	Pタイル	111	年10回	ワックス研磨
	通路	Pタイル	208	年10回	ワックス研磨

プール

区分	場所	材質	面積(m ²)	回数	清掃方法
プール1階	プール管理室	Pタイル	18	年10回	ワックス研磨
	HC男子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24	年10回	床洗浄
	HC女子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24	年10回	床洗浄
	HCシャワー室男女	磁気質タイル	8	年10回	床洗浄
	健常者男子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24.5	年10回	床洗浄
	健常者女子更衣室	長尺シート (ノンスリップ)	24.5	年10回	床洗浄
	健常者シャワートイレ 男女	磁気質タイル	60	年10回	床洗浄
	健常者更衣室廊下 休憩コーナー	長尺シート (ノンスリップ)	86.5	年10回	床洗浄

更衣室内は、ざら板を移動し洗浄すること

全館

区分	場所	面積(m ²)	回数	清掃方法
ガラス清掃	けやきホールのガラス清掃	498	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ
	体育館ガラス清掃	511	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ
	柔道場、プール玄関周りガラス清掃	293	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ
	プールガラス清掃 (増築分含む)	224.8	年2回	洗剤使用の拭き磨き仕上げ

植栽管理業務

指 示 明 細 書

1 業務内容

(1) 生垣ほか管理（竹藪を含む）

- ① 剪 定 ハサミ等による手作業とし、育成に支障のない限り姿形等美観維持に務める。
- ② 枝 うち 特に支障のない枝を落とす程度の整枝とする。
- ③ 施 肥 樹木周辺の除草を実施した後土中に施すこと。

(2) 列植管理

- ① 剪 定 寄せ植えの高さを一定に保ち、樹木的美観・育成に支障のないような方法にて実施すること。
- ② 施 肥 樹木周辺の除草を実施した後に行い、樹木周辺にむらなく散布すること。散布する肥料は、樹木の状態にあった適切なものとする。

(3) 芝管理

- ① 刈り込み 芝生の高さを一定に保ち、刈り残しのないよう注意すること。
- ② 施 肥 除草後に行い、表面にむらなく散布すること。散布する肥料は芝生の状態にあった適切なものとする。
- ③ 目 土 刈り込み後に行い、良土を表面に一定厚(0.5cm程度)にてむらなく散布すること。

(4) 除 草

- ① 手取り除草 雑草を根元から除去すること。（機械除草以外は手取り除草を実施）
 - ② 機械除草 刈り込みの高さを一定に保ち、刈り残しのないよう注意すること。
- ※ 環境への配慮から、除草剤の散布は厳に慎むこと。

(5) 消 毒

散布時期を失せず樹木の状態を適切に把握し、寄生病害虫の種類に応じた薬剤を散布すること。

- ※ 実施にあたっては施設・施設利用者・近隣の家屋・田畑等に被害を与えないよう十分に注意すること。

(6) 側溝清掃

蓋を有する部分は蓋を一端取り、側溝内の土および落ち葉等をすべて取り除くこと。

(7) 処分

収集した刈草・剪定枝・芝カス等は適正な処理を行うこと。

2 管理対象箇所及び回数

詳細は別紙「植栽管理仕様一覧表」による。

3 作業上の注意

- (1) 指定管理者は業務に関する責任者を定め、業務に従事する技術者の指揮・監督をすること。また、緊急連絡表及び年間作業工程表を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。ただし、施設の業務に支障を及ぼさないよう配慮すること。

(2) 指定管理者は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。

(3) 指定管理者は、不時の故障等により連絡を受けた場合（休館日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し復旧に務めること。ただし、それに係る費用は指定管理者の負担する。

(4) 作業に要する各種道具及び消耗品は指定管理者の負担とする。

4 その他


本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者にて協議し業務を遂行すること。

植栽管理業務一覧表

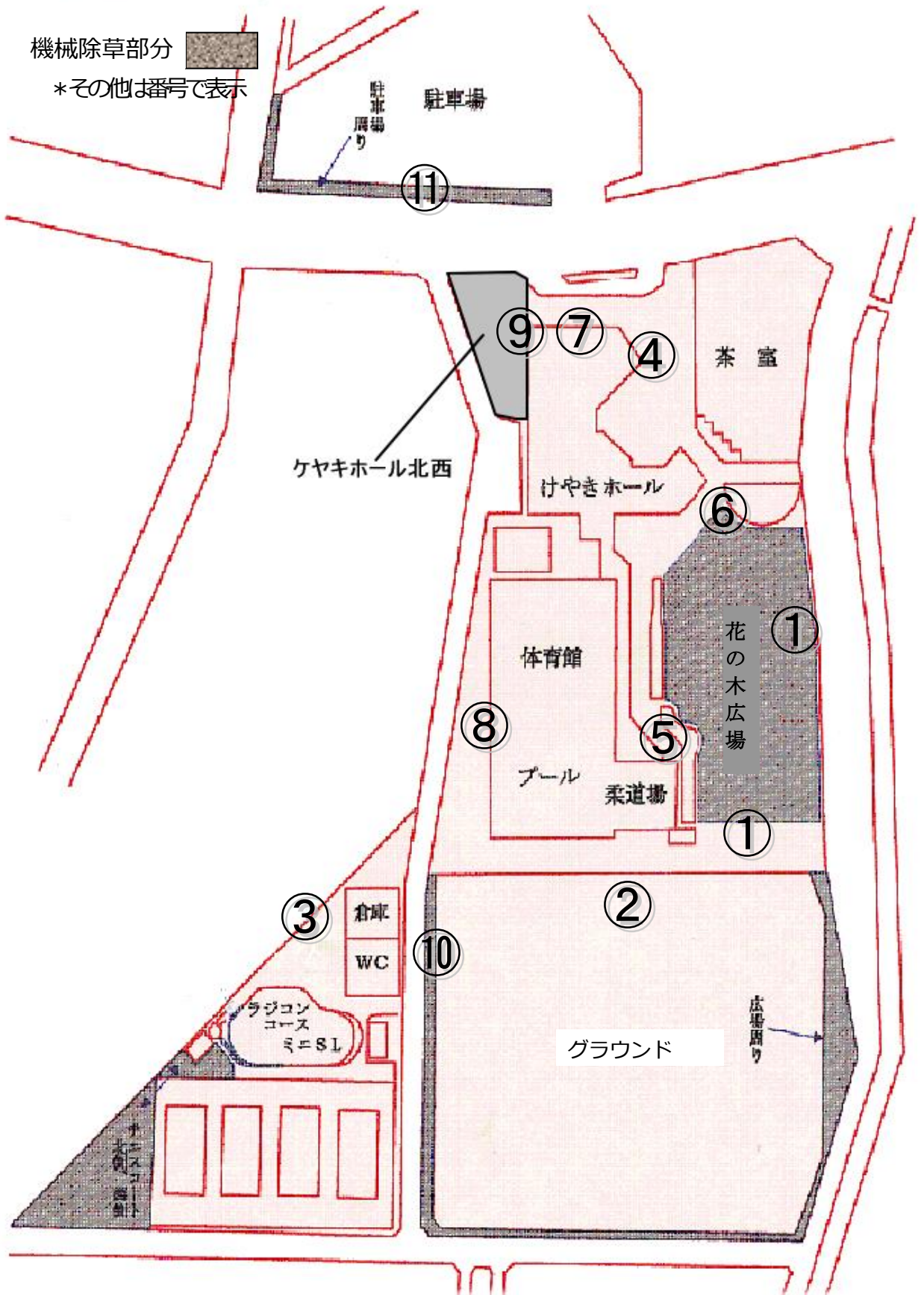
管理内容	植栽箇所	種類	面積(m ²)	回数	備考
生垣 剪定 枝打ち 施肥	①花の木広場南側及び東側	サザンカ	124	年2回	
	②グラウンド北側及び西側	マサキ	172		
	③ 屋外トイレ、ラジコンコース沿い	シラカシ	192		
	④ 冒険ランド東側	サザンカ	25		
低木 根締め 剪定 枝打ち 施肥	⑤ 花の木広場人口河川沿い	笹、平戸他	237	年1回	
	⑥ 子供サロン西側	サツキ	34		
	⑦ けやきホール北側	キャラボク	31		
	⑧ 体育館、プール西側	アベリア	108		
	⑨ けやきホール北側	アベリア他	145		
	⑩ 屋外トイレ、倉庫東側	アベリア	18		
	⑪ 駐車場周り	シャリンバイ他	387	年1回	
⑧⑩体育館、プール西側、屋外トイレ	アベリア	126			
中木・高木 剪定、施肥 (全体は350本)	体育館、プール周り けやきホール周り 花の木広場周り テニスコート、広場周り 駐車場周り	各 種	205本	年1回	
芝生 刈り込み 施肥 目土	花の木広場	コーライ芝	2,000	年8回	
	広場周り	野 芝	1,693	年3回	
	テニスコート北側及び西側		1,118		
	駐車場周り		544		
	けやきホール北西側	コーライ芝	85		
除草 手取り 機械除草	区域内全域	各 種	4,634	年1回	
	花の木広場南側及び東側	樹木下草刈	840	年3回	
薬剤散布	文化広場全域	各 種	7,100 ^坪	随 時	発生が予想される 害虫に対し

※ 中木・高木剪定施肥の数量205本については樹木の状態を考慮し、対象樹木を選定し実施すること。

豊田地域文化広場

機械除草部分 

*その他は番号で表示



環境整備保守点検業務

指示明細書

1 目的

当業務を実施することにより、下記対象施設に設置される設備等を衛生および良好な環境を維持することに努める。この業務遂行に当たっては建築物衛生法、水道法、電気事業法並びに関係法令、維持基準の有るものについてはそれに従うこと。

2 保守点検対象設備及び点検回数

詳細は、別紙「地域文化広場点検箇所一覧」による。

3 点検設備機器および点検項目

(1) 鼠、害虫防除

- ① 「建築物鼠・昆虫等の管理作業」の登録を有すること
- ② 殺鼠は薬物殺鼠剤で行う
- ③ 殺虫は噴霧処理および蒸散剤処理を行う
- ④ 防除効果検査の実施

※殺ソの薬物殺ソ剤、殺虫・消毒の噴霧処理及び蒸散剤処理を実施する際は人や環境に対する影響（薬剤種類、散布面積、入室制限の報告等）を少なくするよう配慮すること。

(2) 殺虫(水周りのみ限定)

詳細は別紙「地域文化広場点検箇所一覧」による

(3) 水質検査

- ① 水道法に基づく検査
- ② 実施回数、種別については下記のとおり

項目	回数	場所
飲料水残留塩素 (濁り、匂い、味、色含む)	1回/週	1階事務所給湯室、2階給湯室、プール給湯室
水素イオン濃度	1回/月	2.5mプール、幼児用プール
濁度		
過マンガン酸カリウム消費量		
遊離残留塩素濃度		
大腸菌		
一般細菌		
レジオネラ属菌	1回/年	冷却塔

- ③ 検査結果において異常があった場合は、原因を究明し対処した後再度検査を実施すること

(4) 各種ポンプ設備

- ① ポンプの点検整備
- ② 分電盤の点検
- ③ 絶縁抵抗測定

(5) 排水施設清掃

- ① 排水管の洗浄は、主管は高圧洗浄、枝管は高圧洗浄又はカンツール、吸引はバキュー

ームダンパー等を使用する

- ② 排水管内に付着、堆積した土砂等を取り除き水洗する
- ③ 排出された土砂等が流出せぬよう土嚢等で止め、バキュームダンパー等で吸引する
- ④ 排水槽内に付着、堆積した土砂等をバキュームダンパー等で取り除き、水洗する
- ⑤ 作業技術者は施工の内容を充分理解し適切な現場管理に努めること
- ⑥ 排出された土砂等は産業廃棄物として法令に適合した場所にて処理すること。ただし、その費用は指定管理者の負担とする。

(6)環境測定

建築物衛生法に基づき実施のこと

(7)プール更衣室・便所の消毒

- ① 噴霧、消毒雑巾による雑巾拭き等により更衣室のロッカー、手摺り等及び便所を消毒すること
- ② ロッカーにおいては内部まで薬剤が行き渡るような方法にて実施し、薬剤の種類は残留性の低いものを使用すること
- ③ プール開催期間中に毎月1回実施すること

(8)軒樋清掃

作業方法

- ① 軒内の堆積物を手作業で撤去ののち、高圧水浄機で50kg/cm²以上の圧力をかけて清掃すること。
- ② 作業は高所作業車を使用し行い、車両が進入できない箇所においては屋根の上から行うこと。また、屋根から行う場合は命綱を必ず着用し、転落防止作業員（命綱を引っ張る作業員）を配置すること。
- ③ 作業中は作業員の安全を十分に確保させるとともに、施設利用者においても、危険のないよう、仮囲い等を行うこと。
- ④ 除去した堆積物（廃棄物）は、法令に従い適正に処理すること。

4 点検整備上の注意

- (1) 指定管理者は業務に関する責任者を定め、業務に従事する技術者の指揮・監督をすること。また、緊急連絡表及び年間作業工程表を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。ただし、施設の業務に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (2) 指定管理者は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (3) 指定管理者は、不時の故障等により連絡を受けた場合（休館日・夜間等）は、ただちに担当技術者を派遣し復旧に務めること。ただし、それに係る費用は指定管理者の負担する。
- (4) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は指定管理者の負担とする。

5 その他

本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者にて協議し業務を遂行すること。

(※図面は目安であり、乙は作業前に打合せをして正規図面を確認すること)

1 鼠・害虫防除 年2回

全館、全部屋 ①けやき棟 5,870㎡ ②体育棟 426㎡

※薬剤等散布は2回実施すること。ただし1回目実施後、防除効果を確認し、効果が確認され2回目の散布の必要が無いと認められる場合は豊田市との協議の上、2回目は実施しなくてもよいこととする。(ただし2回目の散布を実施しなかった際、害虫等の発生が認められた場合は散布等対処すること。)

2 殺虫(水周りのみ限定) 年10回

①けやき棟

612.8㎡(事務所、売店、ものづくり広場、陶芸教室、工作教室、1, 2Fトイレ、2F湯沸し、アトリエ)

②茶室

2㎡(水屋2箇所有り)

③体育館棟

256.8㎡(体育館更衣室、体育館トイレ、プール事務所、HC更衣室、健常者更衣室、プールトイレ、プール内、屋外トイレ、洗面)

3 污水管清掃(本管) 年1回

けやき棟 324m 体育館棟 256.4m (別紙図面にて)

4 污水管清掃(枝管) 年2回

けやき棟 325m 体育館棟 197.45m (別紙図面にて)

5 雨水管清掃 年1回(別紙図面にて)

全館 768m

6 排水管清掃 年1回(別紙図面にて)

全館 292.6m(事務所、売店、モノづくり広場、陶芸教室、工作教室、1, 2Fトイレ、2F湯沸し、アトリエ、体育館更衣室、体育館トイレ、プール事務所、HC更衣室、健常者更衣室、プールトイレ、プール内、屋外含む) ※売店のグリストラップ、陶芸室、工作室のプラスタートラップ含む。

7 沈砂槽清掃 年2回 一式

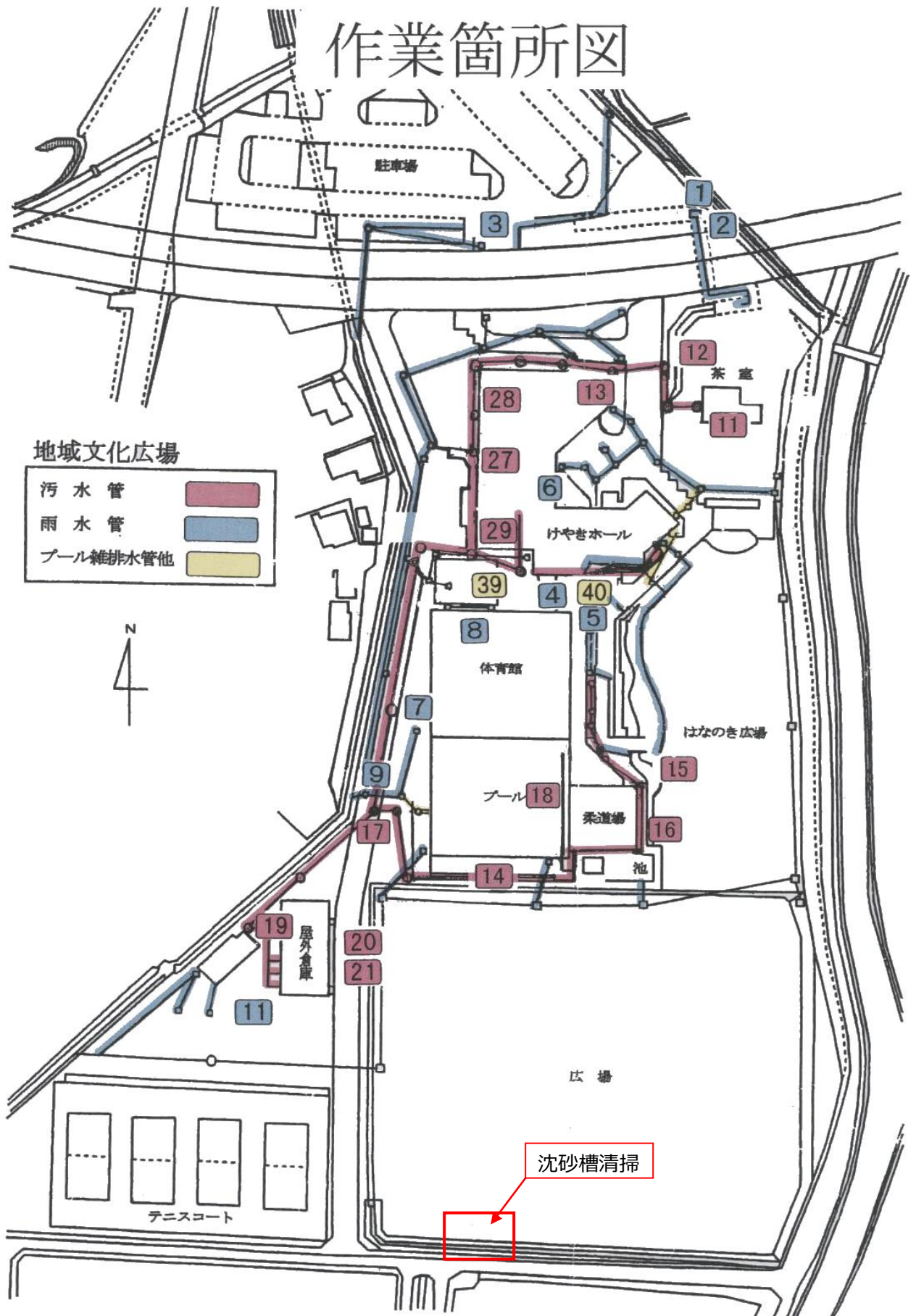
8 プール更衣室消毒 毎月

185.4㎡

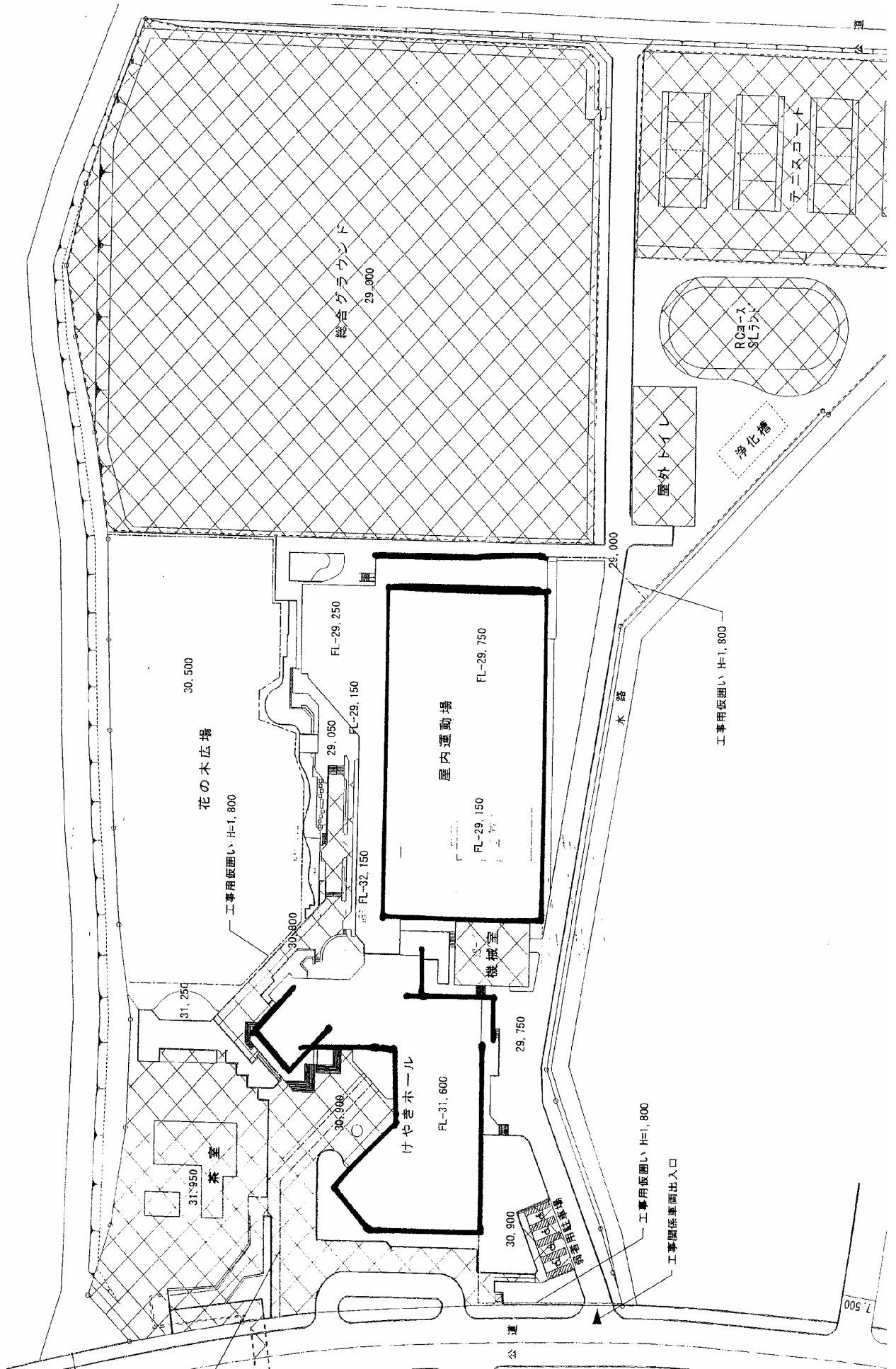
9 軒樋清掃 年2回(別紙図面にて)

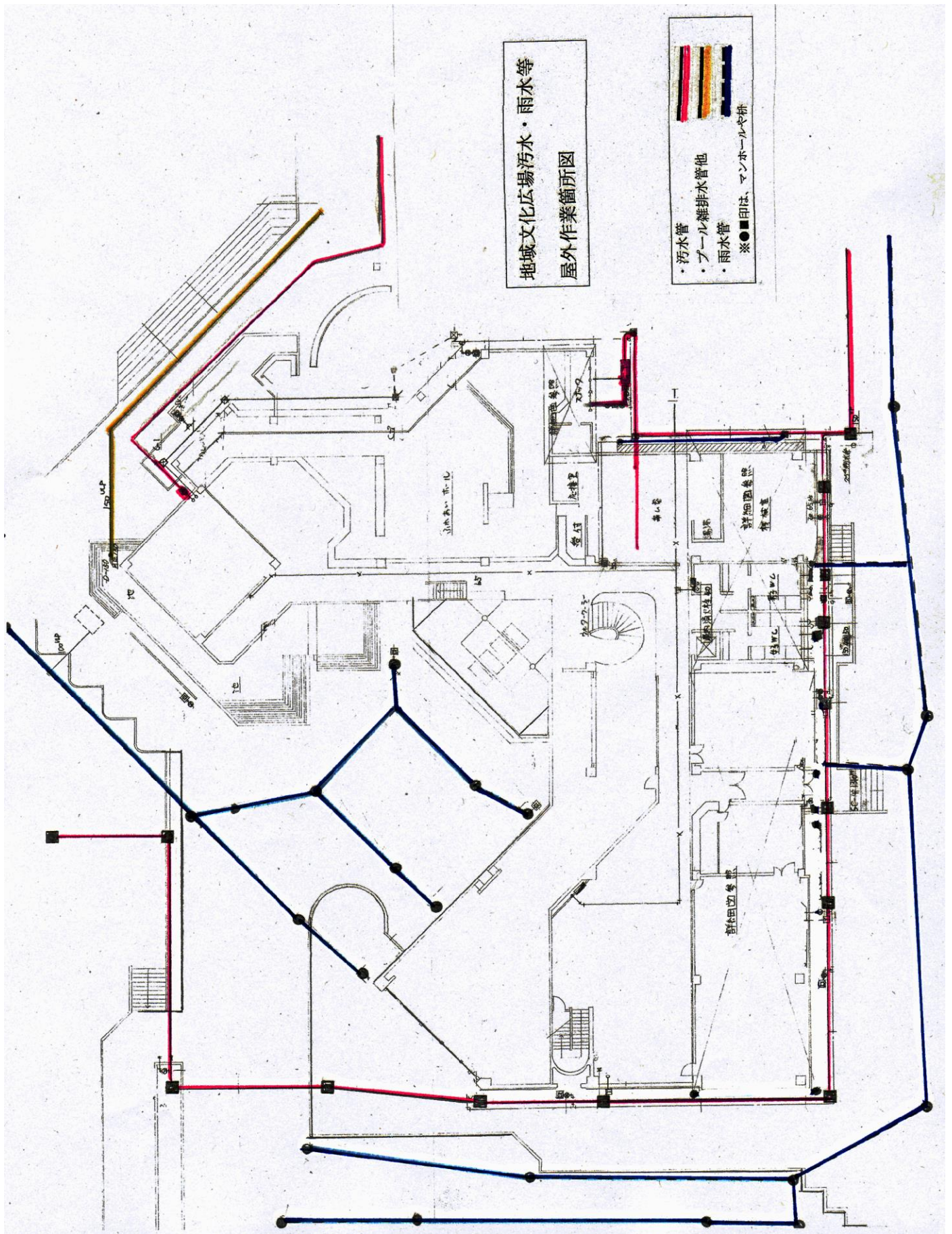
462m

作業箇所図



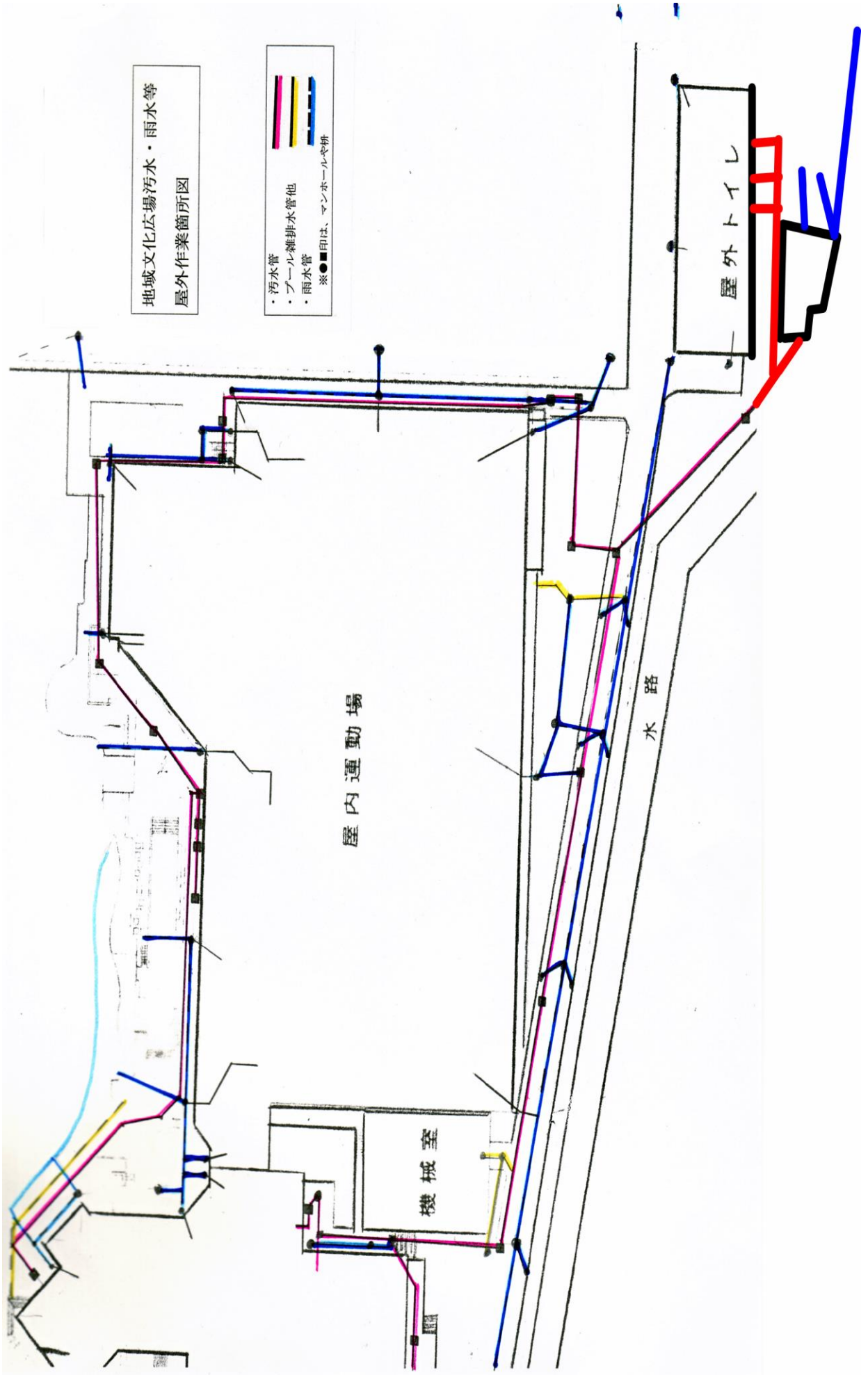
軒樋清掃





地域文化広場汚水・雨水等
屋外作業箇所図

- ・汚水管
- ・アール雑排水管他
- ・雨水管
- ※■印は、マンホールや井



地域文化広場汚水・雨水等
屋外作業箇所図

- ・汚水管
 - ・プール雑排水管他
 - ・雨水管
- ※●■印は、マンホールや併

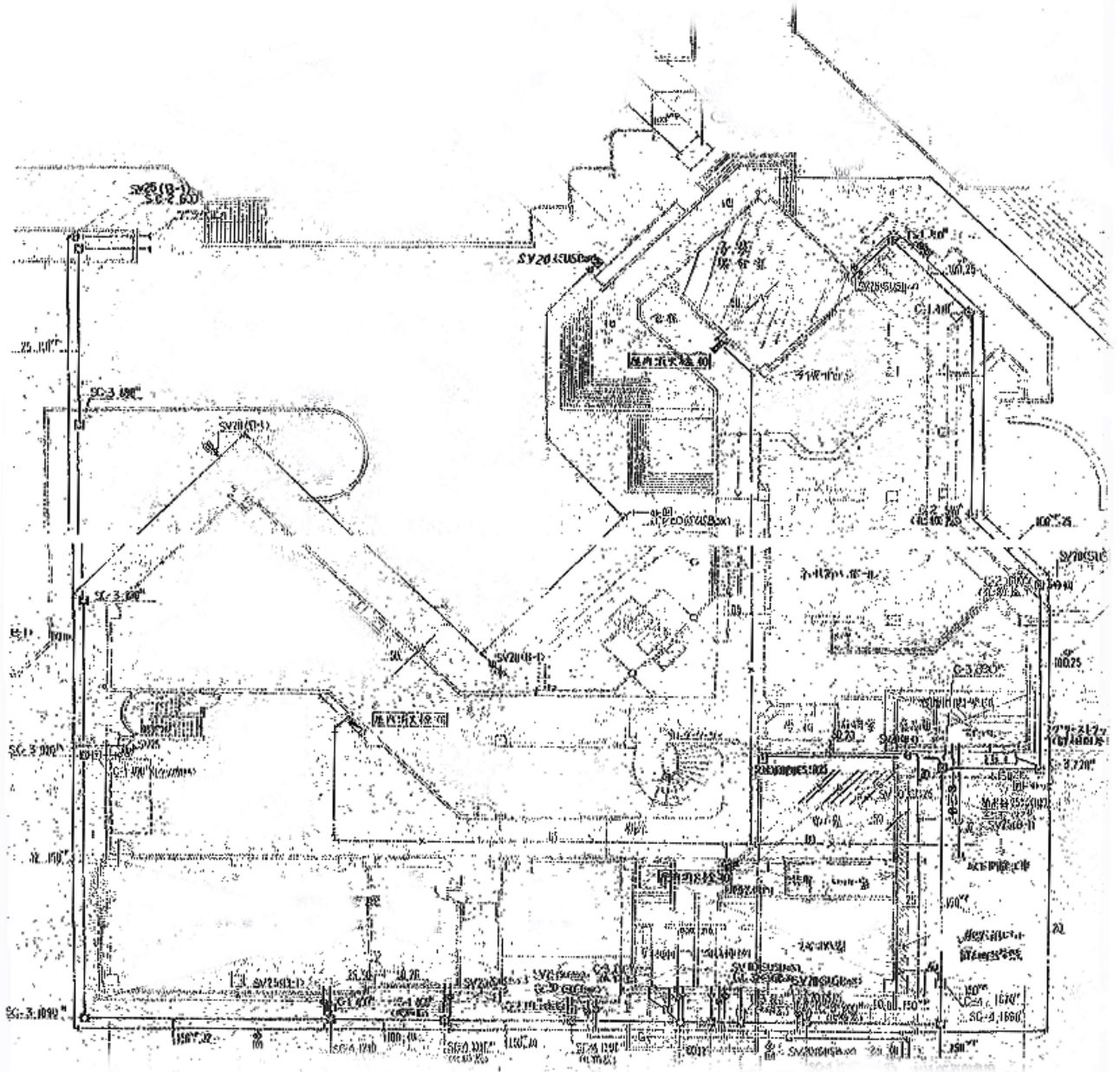
屋内運動場

機械室

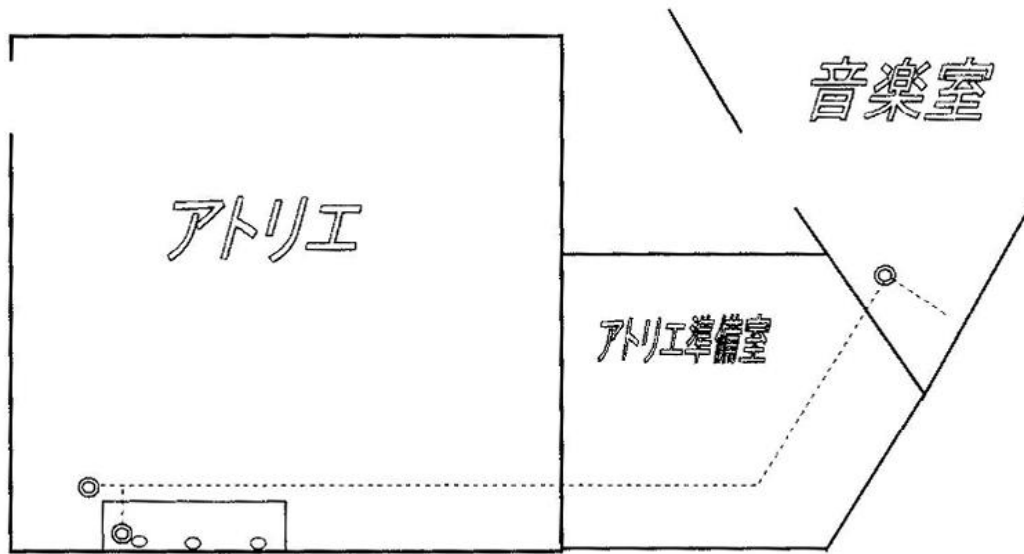
屋外トイレ

水路

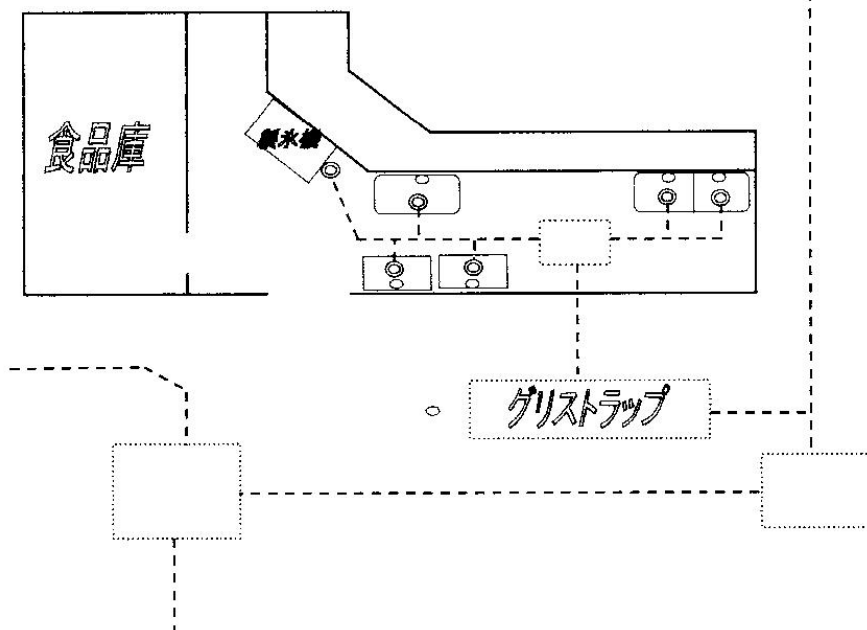
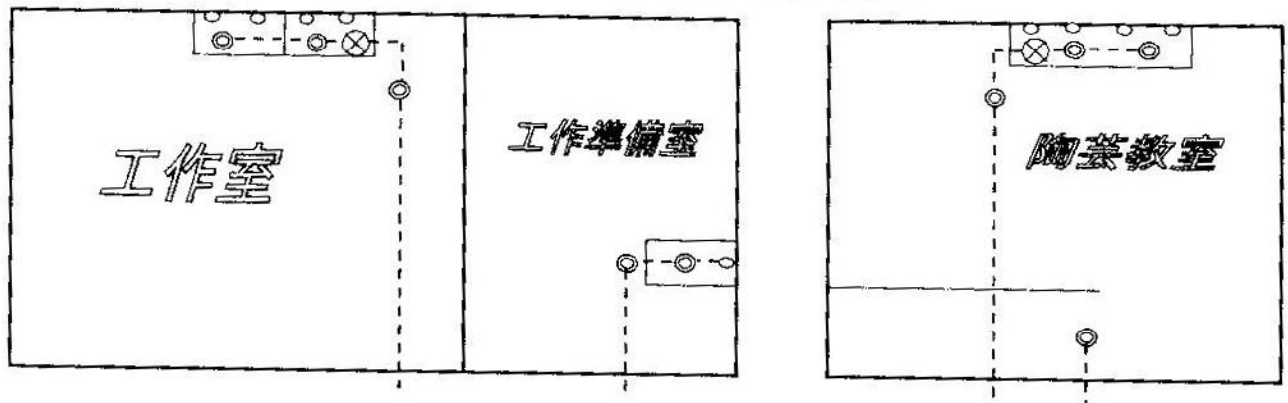
けやきホール



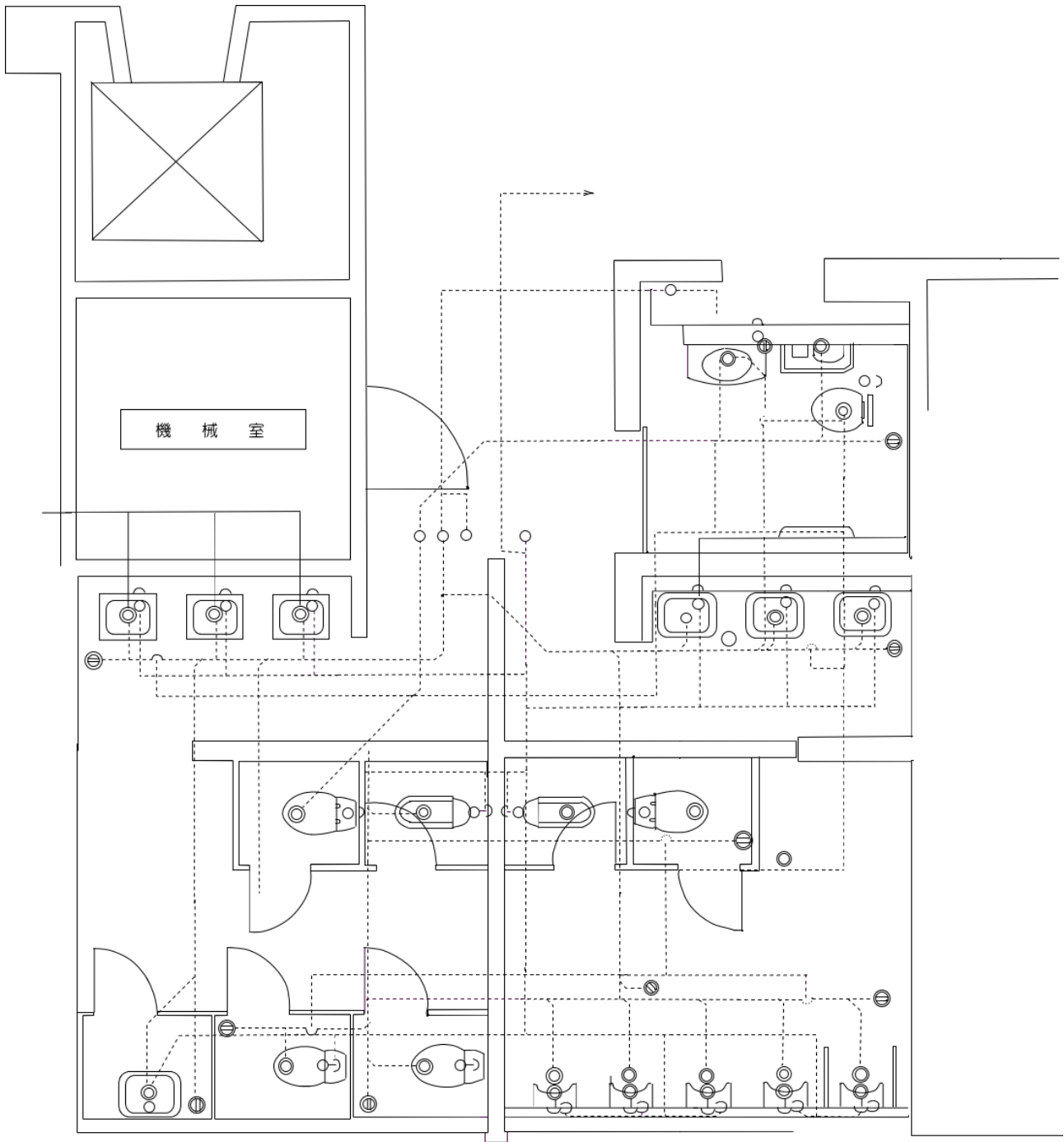
アトリエ、工作室、陶芸教室、売店



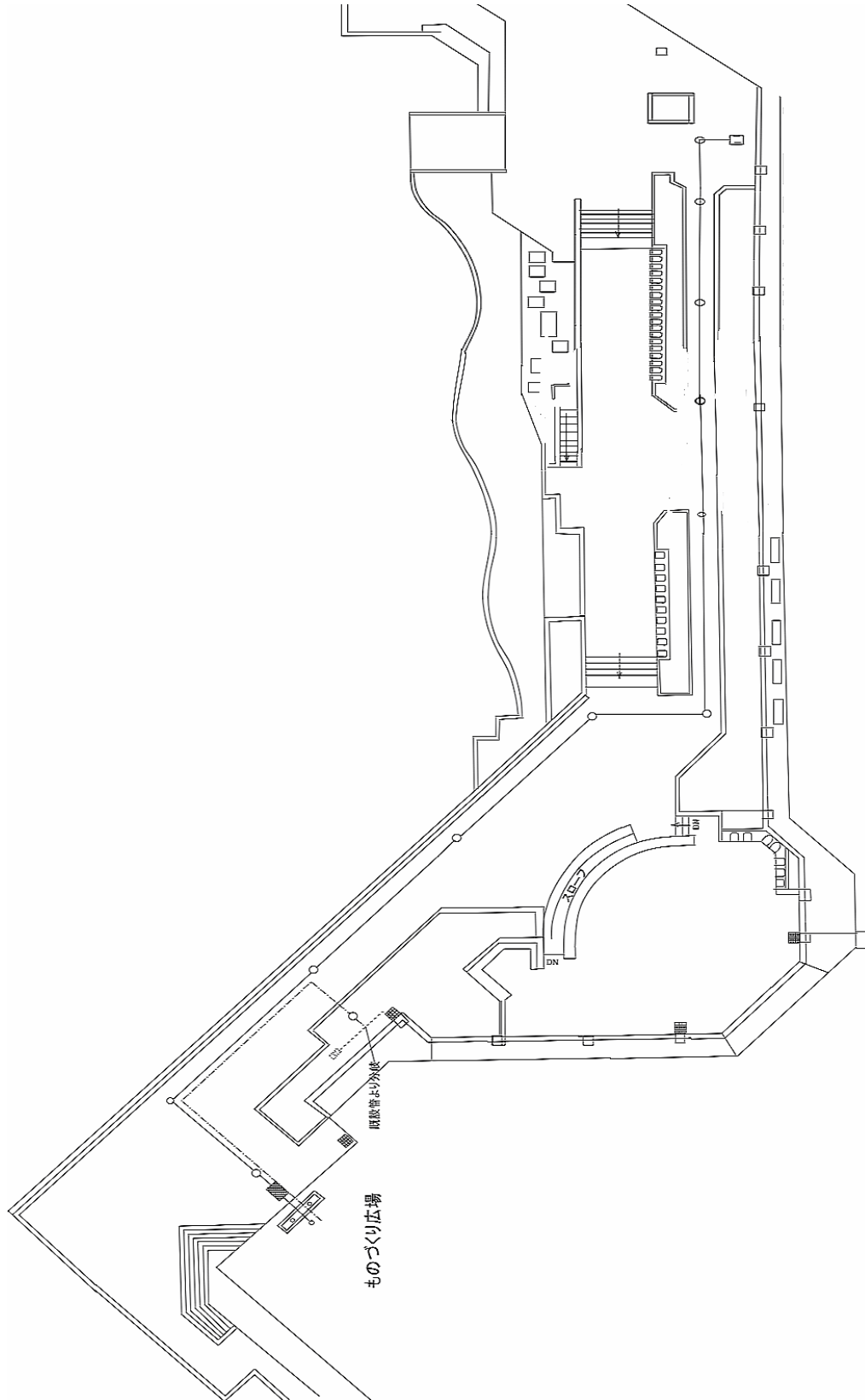
⊗はプラスタートラップ



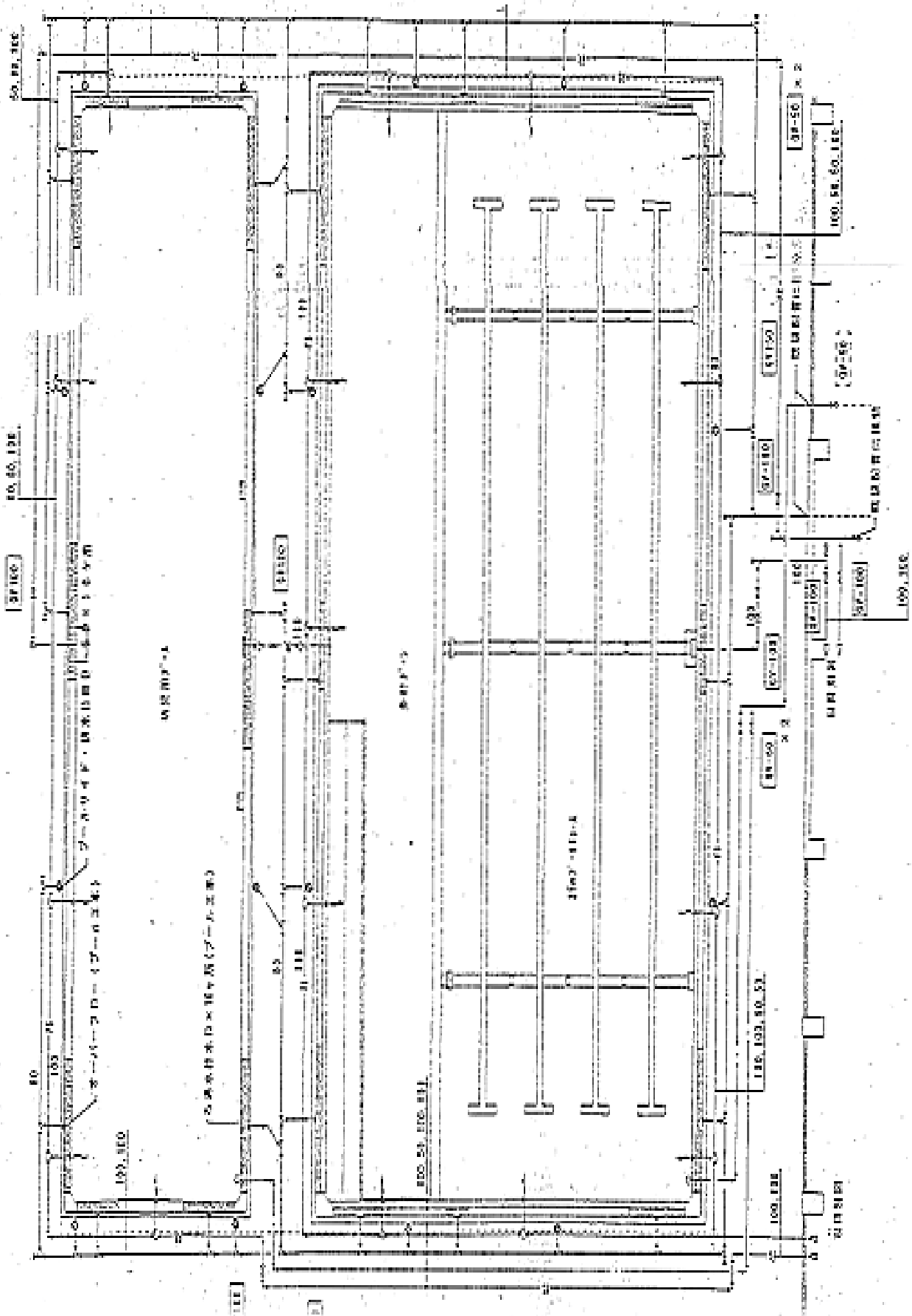
けやきホール 2 F トイレ



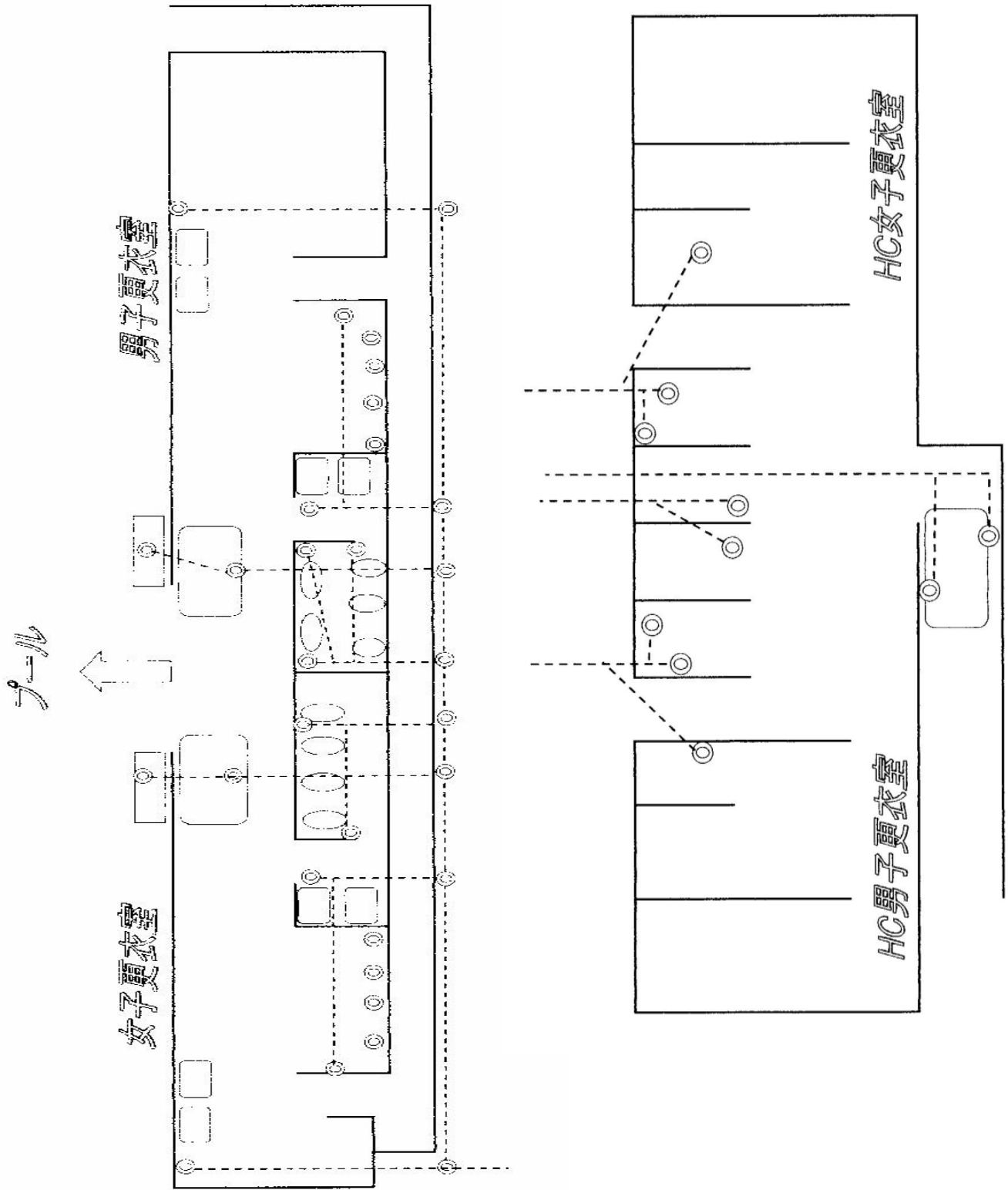
ものづくり広場屋外配管



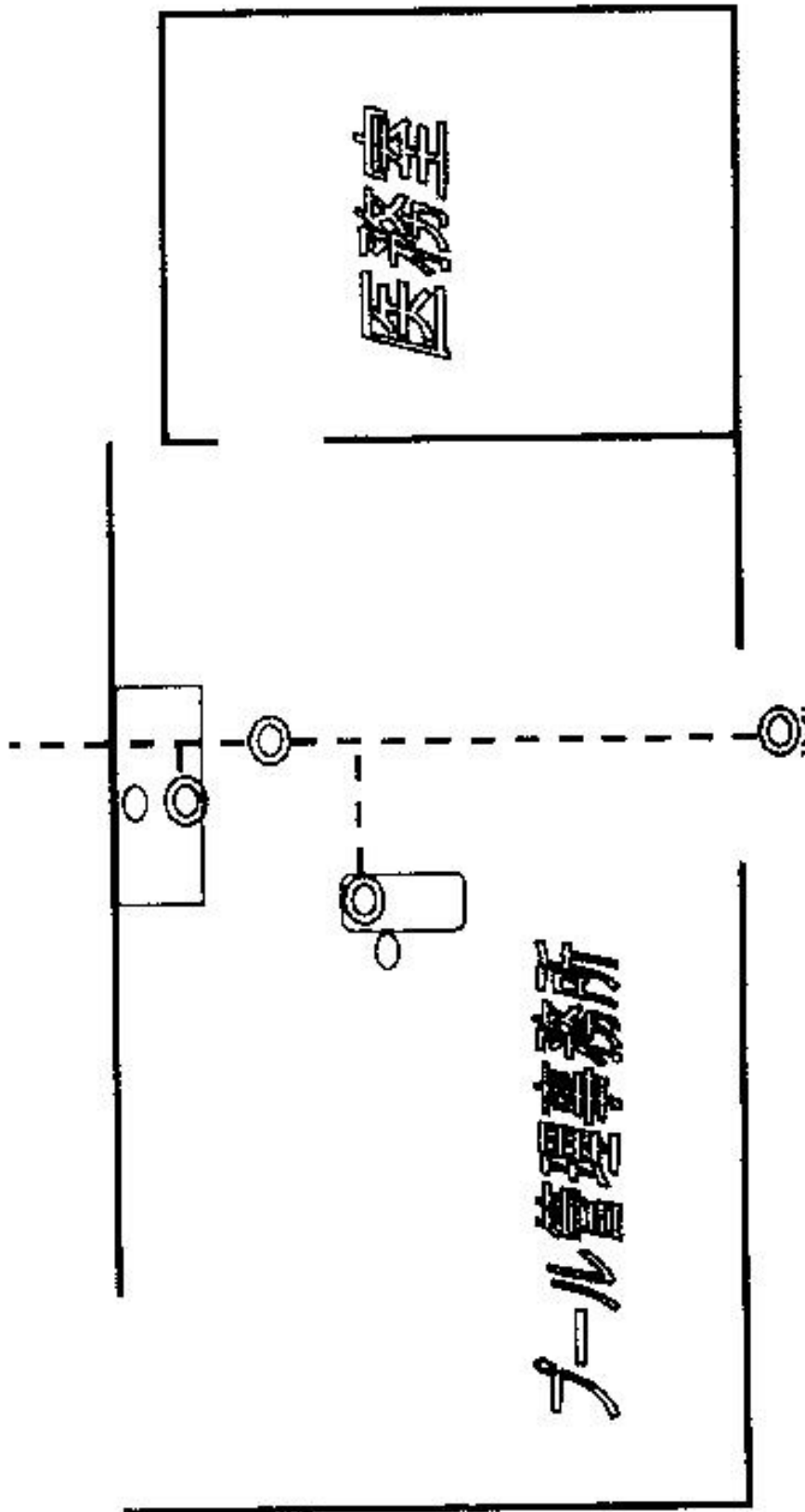
プール



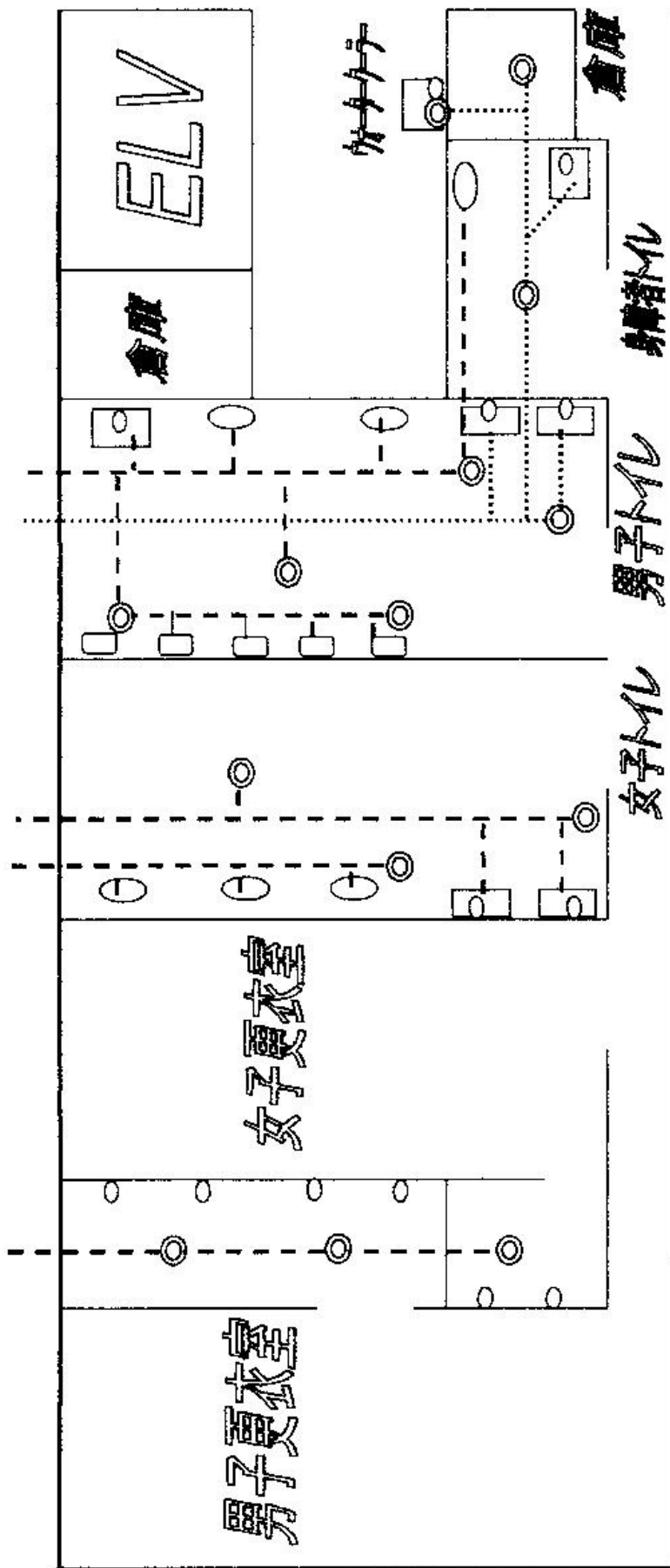
健全者更衣室、HC更衣室



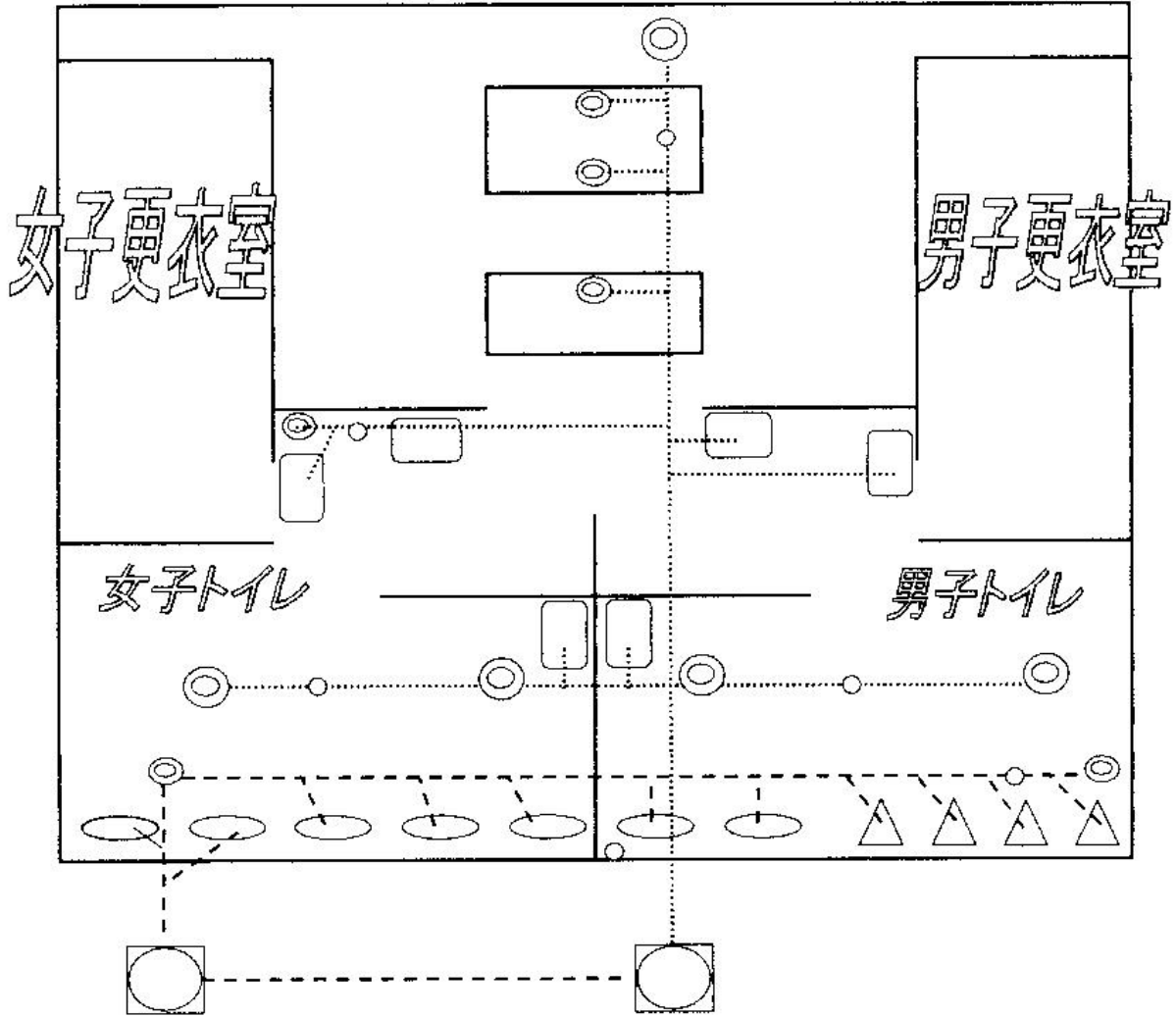
プール管理事務所



体育館トイレ、更衣室



屋外トイレ



一般廃棄物収集運搬業務

指 示 明 細 書

1 業務内容

- (1) 本業務は、一般廃棄物及び紙資源の収集運搬業務とする。
- (2) リサイクルを促進し、ごみの減量に努めるとともに、環境衛生上良好な状態に施設を維持することとする。
- (3) 搬入先は、一般廃棄物については、適正に処分する施設へ、また資源については、適正にリサイクルする施設（古紙回収業者など）へ搬入することとする。
- (4) 処分及びリサイクルにかかる費用は、指定管理料に含む。

2 法の遵守

業務を行うにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

3 一般廃棄物及び紙資源の種類、回数

- (1) 一般廃棄物の種類は、生ごみ、木くず、資源化できない紙、落ち葉などの「燃やすごみ」とし、その回数は下記に示すとおりとする。
- (2) 紙資源の種類は、OA紙、新聞、雑誌、ダンボール、雑紙とし、その回数は別表に示すとおりとする。

4 集積場所

- (1) 指定管理者は集積場所にダストコンテナを設置するものとし、設置場所・個数については協議の上決定する。
- (2) コンテナの仕様は次のとおりとし、その維持管理は指定管理者の責任において行う。
 - ① 鉄製またはFRP製で蓋付きの製品とし、容量は1㎡程度とする。
 - ② 外部から荒らされたり、外部へ汚水等の流出や悪臭の出ない構造の製品とする。
 - ③ キャスター付きの製品とし、移動が容易にできること。

5 収集運搬業務

- (1) 収集運搬に際し、収集物の飛散、落下等ないよう措置すること。
- (2) 収集日は、原則として火曜日から日曜日の間の午前9時から午後5時までとする。

6 業務実施上の注意

- (1) 業務に使用する車両には、会社名または、法律に基づき産業廃棄物を運搬する車両であることを明記し業務に適した車両であること。
- (2) 業務終了後周囲を整理清掃し美観の維持に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり発生する機械音や臭い等を極力抑えるようにすること。

7 その他

本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者が協議の上、業務を遂行すること。

一般廃棄物収集運搬回数	紙資源収集運搬回数
4月から6月、9月から12月、3月 → 毎週2回 7月・8月 → 毎週3回 1月・2月 → 毎週1回	毎月1回

産業廃棄物収集運搬業務

指示明細書

1 業務内容

- (1) 本業務は、産業廃棄物の収集運搬業務及び中間処理施設での中間処理業務を行う。
- (2) 本契約を締結するにあたっては、指定管理者の産業廃棄物収集運搬業及び同処分業の許可証の写しを添付するとともに、その事業範囲を契約書に記載するものとする。ただし、契約期間内に当該許可証明書が更新された場合にあっては、乙は直ちに変更後の許可証の写しを甲に提出しなければならない。
- また、電子マニフェストの運用に必要な情報（加入証、加入者番号等）を契約時に提出すること。
- (3) 産業廃棄物の処理にあたっては、施設の実情にあわせて廃棄物の種類や数量を適正に盛り込むこと。収集・運搬と処分をそれぞれ別業者と契約して実施する場合は、標準契約書及び標準仕様書の提供を豊田市に申し出ることとし、提供された書式を参考に適切な契約を締結すること。

2 マニフェストについて

本契約における廃棄物の処理報告は電子マニフェストで実施すること。このため収集運搬、中間処理施設においては電子マニフェストに対応できるよう体制を整えておくこと。（紙マニフェストの対応もできることとする）

3 法の遵守

業務を行うにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

4 委託する産業廃棄物の種類、回数、数量等

(1) 産業廃棄物の種類は、それぞれ次のとおりとする。

種類		具体例
産業廃棄物	廃プラスチック類	ポリ袋、ラップ、ゴム、長靴、ストロー、プラスチック製容器、化学繊維布など、軟らかいプラスチック、硬いプラスチック、発泡スチロールなど
	金属くず	なべ、やかん類、針金類、缶詰、お菓子の缶など
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以下ガラスくず等）	陶磁器類、割れたビン、農薬ビン、板ガラス、電球など
	混合物 1 ①廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くずの混合物 ②一般廃棄物（木くず、紙くず）と廃プラスチック類、ガラスくず等、金属くずの混合物	①ホッチキス等 ②木材および金属の両方が使用してある椅子等（豊田市がそれ以上一般廃棄物と分別できないもの）
	混合物 2 ガラスくず等と金属くずの混合物（以下蛍光灯という。）	蛍光灯、水銀灯等
	混合物 2 汚泥と金属くずの混合物（以下乾電池という。）	乾電池 ※小形二次電池等を除く
	資源 飲料用かん（金属くず）	飲料用かん
	資源 飲料用びん（ガラスくず等）	飲料用びん
	資源 ペットボトル（廃プラ等）	ペットボトル

(2)収集運搬の回数の目安は下記のとおりとし、数量は見込み数量とする。

	種類	回数	数量
産業 廃棄物	廃プラスチック類	年 12 回	1,000kg/年
	金属くず	年 12 回	1,700kg/年
	ガラスくず等	年 12 回	400kg/年
	混合物 1	年 2 回	2,000kg/年
	混合物 2	年 2 回	700kg/年
	飲料用かん	年 12 回	120kg/年
	飲料用びん	年 12 回	60kg/年
	ペットボトル	年 12 回	120kg/年

※自動販売機から出る飲料かん、びん、ペットボトルは数量に含まない。

(3)廃棄物の数量は、次のとおりとするがあくまでも見込み数量とする。

5 収集運搬業務

- (1) 収集運搬に際し、収集物の飛散、落下等ないように措置すること。
- (2) 収集日は、原則として火曜日から日曜日の中の午前 9 時から午後 5 時までとする。

6 指定管理者は豊田市から委託された産業廃棄物の積替え又は保管を行わない。

7 業務実施上の注意

- (1) 業務に使用する車両には、会社名また、法律に基づき産業廃棄物を運搬する車両であることを明記し業務に適した車両であること。
- (2) 業務終了後、周囲を整理清掃し美観の維持に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり発生する機械音や臭い等を極力抑えること。

8 その他

本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者にて協議し業務を遂行すること。

警 備 業 務

指 示 明 細 書

1 業務内容

- (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止に関すること。
- (2) 事故発生時における秩序維持に関すること
- (3) 事故確認時における関係先への通報、連絡に関すること。
- (4) その他警備に付随する事項

2 警備方法

- (1) 防犯・火災について異常を自動通報し、非常事態時に通報装置を備えた機械警備システムとする。
 - ① けやき棟、けやき棟内A区域、体育棟はそれぞれの場所で操作箇所を設けること。
 - ② けやき棟内A区域、体育棟はそれぞれの場所で単独操作できること。
 - ③ けやき棟、けやき棟内A地域、体育棟、茶室、屋外倉庫系統は、それぞれ異常を識別できることとし異常時は豊田市に報告すること。
 - ④ けやき棟機械室に設置した操作機器にて全系統が一括で開始、解除できるようにすること。
- (2) 異常がある場合は、機械警備受託者に警備信号を発信し、警備員が緊急出動し安全措置を講じること。
- (3) 明らかに機械警備受託者の責に帰する事由により正常な機械警備ができない場合は常駐警備方法により本指示明細書と同等の警備を実施すること。
- (4) 使用する通信回線は、機械警備に支障をきたさない通信回線を使用すること。
- (5) 機械警備を実施する時間は、施設職員退館時（警備開始時）から入館時（機械警備解除）までとする。ただし、火災は24時間実施すること。
- (6) 機械警備の解除・開始は、個別識別できるICタグまたはICカードで行うものとする。本数（枚数）については豊田市、指定管理者、機械警備受託者で協議のうえ決定するものとする。
- (7) 緊急連絡先を3名定め、かつ連絡優先順位を明示すること。

3 機械警備受託者が受信する業務の種類

- ① 防犯
- ② 非常通報（個数は下記に明示）
- ③ 火災異常

4 契約対象物件一覧

回線の種類	一般公衆回線番号	電話の種類	非常通報	ガス漏れ
一般	(0565)53-0672	交換機	2か所	無

移報対象機器

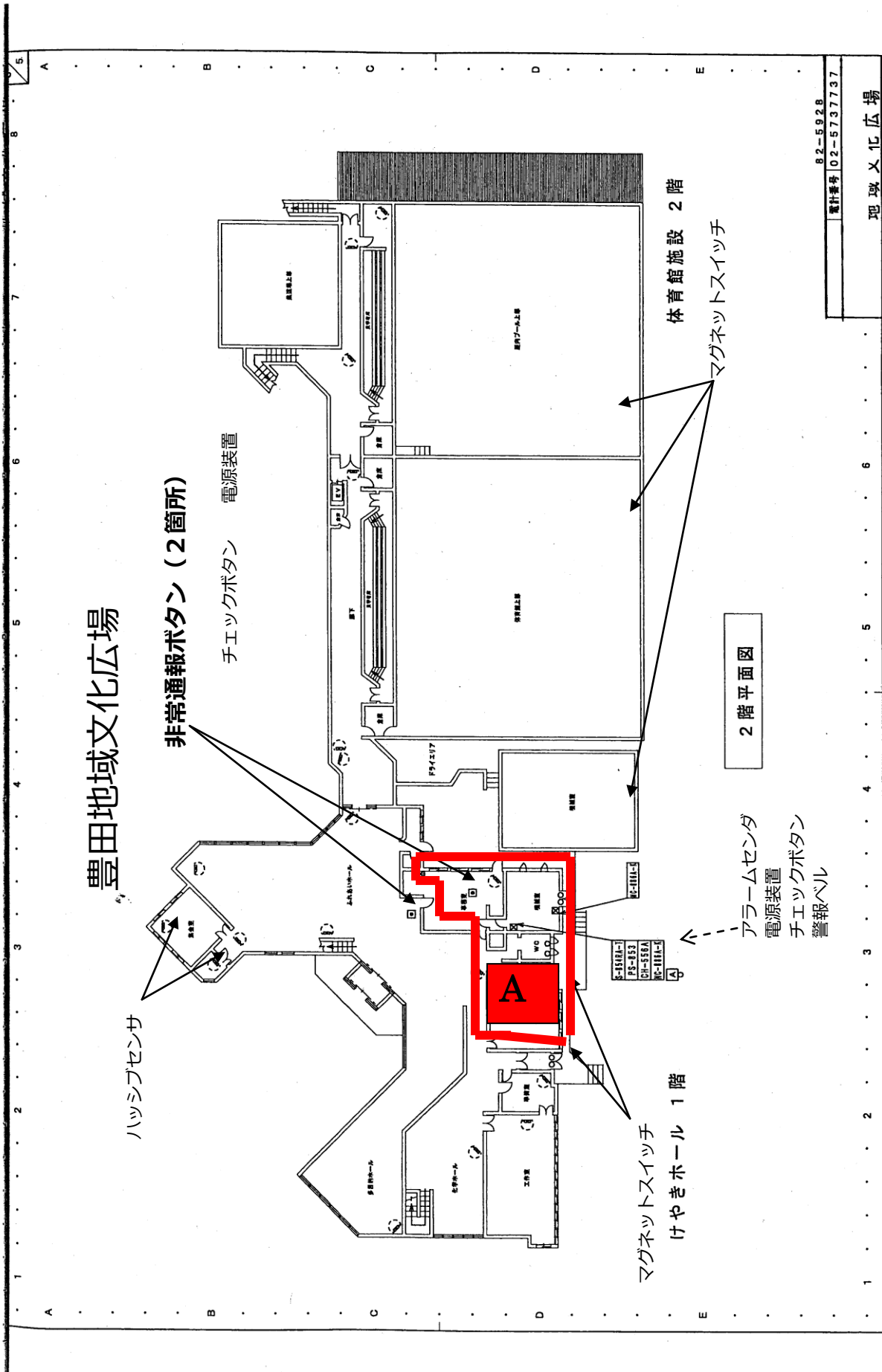
名称	自動火災報知機設備
メーカー	ニッタン
型式	GR型RXN-502
電圧の有無	有（DC24V）
停電対策の有無	有（30分）

5 警備の時間

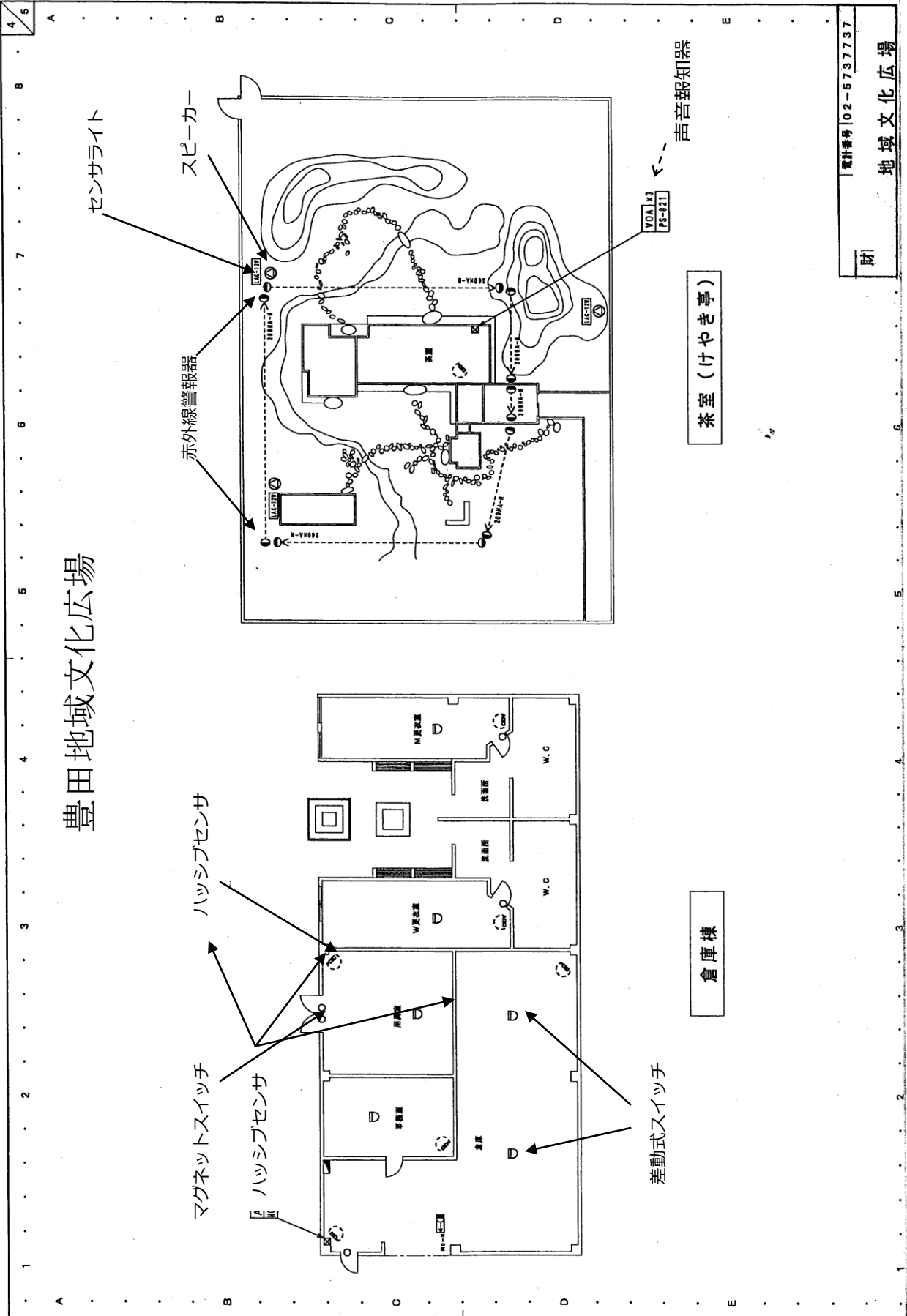
- (1) 施設休館日（祝祭日を除く月曜日と12月28日から翌年1月4日）は終日とする。
- (2) 施設開館日の午後9時30分から翌日午前8時30分とする。

6 その他

- (1) 実施状況の報告は、警備実施状況報告書として提出し、事故等が発生した場合は事故等発生報告書を速やかに提出すること。
- (2) 本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者が協議の上、業務を遂行すること。



豊田地域文化広場



4 5

1 . . . 2 . . . 3 . . . 4 . . . 5 . . . 6 . . . 7 . . . 8 . . .

A B C D E

財
 設計番号 | 02-5737737
 地域文化広場

茶室 (けやき亭)

倉庫棟

電気・防災設備等保守点検業務

(電気設備)

指示明細書

1 設備

(1) 水銀灯照明設備

けやきホール、体育館、プール、テニスコート、グラウンド、屋外倉庫、駐車場、柔道場1式(年2回)

※けやきホール、体育館、プールについては昇降機能点検(年2回)

(2) 配電盤設備1式(年2回)

(3) 変電設備1式(年1回)

2 点検内容

(1) 水銀灯照明設備(昇降機能含む)

① 切れ球の有無の確認及び取替

② 機器機能の点検(調整可能な機器については調整)

③ 器具及びランプの清掃(プール内の20灯は年1回とし、作業は甲の指定する日とする)

④ タイマー、センサー等制御設備の機能点検・調整及び誤差調整

⑤ その他不良個所の修復

⑥ 昇降機能については絶縁測定、運転電流測定等、動作確認の実施

(2) 配電盤設備

① 配電盤内外の点検、清掃

② その他不良個所の修復

(3) 変電設備

① 変電室及び屋外キューピクル内の点検、清掃

② その他不良個所の修復

3 その他

(1) 電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保する為、電気事業法第74条に基づいて点検・整備を実施する。

(2) 本業務は原則として、通常の勤務時間内に実施するが、不慮の事故等により指定管理者は修理・復旧に努めること。ただしその費用は指定管理者の負担とする。

(3) 本業務の実施にあたっては、各分野毎に経験豊富で専門的な知識を有する優秀な技術者を派遣すること。相互関連機構を有する設備・機器の点検には両者立会いの上で行なうこと。

(4) 点検・整備中に発見された不良個所、不良機器については、協議の上で対処すること。

(5) 本業務に必要な各種工具及び測定機器、消耗品等は指定管理者で対処すること。

(6) 業務を一時中断する場合は施設・設備の使用に不都合のないよう、また危険防止には十分注意すること。

4 本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者にて協議し業務を遂行すること。

電気設備保守点検業務〔電気設備一覧〕

機器名	仕様	設置場所	台数	点検回数	備考
蛍光灯	FHT42EX 3本	けやきホール ロビー	33	年2回	昇降機能の 点検も行う こと
水銀灯 照明設備	HF400X	子ども体験館	13		
	水銀灯 MF1000B 安定器 MS1000B2CA-1 YZ11125-420	グラウンド	108		156
		テニスコート	48		
	水銀灯 MF300L・BU ※昇降機能付	体育館 プール	64 20		昇降機能の 点検も行う こと
	水銀灯 MF400I-BU 安定器 MS400ZTA-10 YZ30125-435	柔道場	12		
	水銀灯 MF100X 安定器 MS1001LA-5 YZ10111-020	屋外倉庫	3		
	水銀灯 RF220V-450W・H 安定器	屋外倉庫	2		
水銀灯 HF400X 安定器 4001LA-8 MZ40111-036	駐 車 場	10			

電気・防災設備等保守点検業務

(防災設備)

指示明細書

- 1 保守点検対象設備 詳細は別紙「防災設備機器一覧表」による。
- 2 点検回数 「総合点検」「機器点検」各1回
- 3 点検整備方法
 - (1) 消火栓設備
 - ① ポンプ本体の清掃およびグランド増し締め
 - ② 呼水タンク内外の清掃及びボルトタップの調整
 - ③ 消火栓起動ランプの点灯確認（不点の物は取替え）
 - ④ 起動装置による作動試験（放水試験含む）
 - ⑤ 不良パッキン類の交換
 - ⑥ 絶縁抵抗測定
 - ⑦ 消火栓収納箱内外の清掃
 - ⑧ 消火栓ホース耐圧検査（年1回）
 - (2) 自動火災報知機設備
 - 受信機（火報・防排煙・ガス漏れ警報総合盤）
 - ① 内部回路直流電圧DC23V±3V範囲内であること
 - ② 端子の増し締め
 - ③ 各主音響装置鳴動試験
 - ④ 各表示灯の点灯確認（不点の物は取替え）
 - ⑤ 各感知器、発信機発報による連動試験、非連動機能の確認
 - ⑥ 機器内外の清掃
 - ⑦ 絶縁抵抗測定
 - 発信機
 - ① 発信スイッチによる音響鳴動、表示点灯の確認
 - ② 非常用電話器による通話試験
 - ③ 機器の清掃
 - 感知器（火報・防排煙・ガス漏れ）
 - ① 設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の発生確認
 - ② 感知部に機能上障害となる埃、塗装等の付着物が無いよう確認
 - ③ 塵埃、水蒸気等の滞留によって機能障害を起こしていないか確認
 - ④ 変形、損傷、脱落、腐食等が無いか確認
 - ⑤ 各感知機の発報試験を行い各機器が正常に作動(連動)するか確認
 - ⑥ 感知器の清掃（高天井を除く）
 - ⑦ 感知器が不良の場合、機器の洗浄、購入迄の間乙の負担にて予備品を支給すること。また、感知器の洗浄にかかる費用は、乙の負担とする。
 - (3) 防排煙設備
 - ① 防火戸、防火シャッターの閉鎖障害の有無確認
 - ② 感知器連動による作動試験
 - ③ 排煙窓の作動確認
 - ④ 誤差調整
 - (4) 誘導灯・誘導灯信号装置設備

- ① 停電、火災発生時を想定しての作動試験（感知器連動）
- ② 減光、消灯、点灯、非常点滅器の作動確認
- ③ バッテリーの電圧チェック。バッテリーが不良の場合は、購入迄の間乙の負担にて予備品を貸与すること。
- ④ 絶縁抵抗測定
- ⑤ 機器内外の清掃

(5) 消火器

- ① 外観およびラベル、封印等のチェック
- ② 表示板の設置確認、機器の清掃
- ③ 詰め替えは、豊田市の指定する各施設の粉末消火器設置数の2割以上とし、詰め替え料も含む。

(6) 緩降機

- ① 錆、損傷等の有無確認
- ② 設置アンカーの強度確認
- ③ 機器、収納箱内外の清掃および取扱説明板の清掃
- ④ 砂袋等による降下試験

(7) 非常警報設備(放送設備、身障者用トイレ非常呼出設備含む)

- ① 停電、火災発生時を想定しての作動試験（感知器連動）
- ② 各スピーカーの音量測定
- ③ 絶縁抵抗測定
- ④ 機器内外の清掃

(8) 非常用発電機点検

点検内容

① 原動機関係

エンジン、発電機本体・付属機器の点検、清掃整備、試運転及び冷却水量、水漏れ、排気ダクト、燃料・オイルの漏れその他必要事項。

② 発電関係

音響、振動、温度を停止して各部の汚損、緩み損傷伝達装置の異常など外部点検を行う。制御装置の点検、接地線接続部その他必要事項。

(絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、継電器試験を実施)

③ 負荷試験

4 点検整備上の注意

- (1) 設置される防災設備等を消防法第17条、第17条の3の3および建築基準法に基づき保守点検し、常に完全に作動する状態に維持する。
- (2) 本業務は原則として、通常の勤務時間内に実施するが、不慮の事故等により指定管理者は修理・復旧に努めること。ただしその費用は指定管理者の負担とする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、各分野毎に経験豊富で専門的な知識を有する優秀な技術者を派遣すること。相互関連機構を有する設備・機器の点検には両者立会いの上で行なうこと。
- (4) 点検・整備中に発見された不良箇所、不良機器については、協議の上で対処すること。
- (5) 本業務に必要な各種工具及び測定機器、消耗品等は指定管理者で対処すること。
- (6) 業務を一時中断する場合は施設・設備の使用に不都合のないよう、また危険防止には十分注意すること。

4 その他

本指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者が協議の上、業務を遂行すること。

防災設備保守点検業務〔けやき棟防災設備機器一覧〕

機器名	仕様	設置場所	台数	点検回数	備考
煙感知器	イオン化・光電式	けやき棟	19	年2回	
発信機	R型1級	けやき棟	6	年2回	
表示灯	各種	けやき棟	6	年2回	
地区音響装置	150φ	けやき棟	6	年2回	
防災受信機		管理事務所	1	年2回	
防災アンプ		管理事務所	1	年2回	
スピーカー		けやき棟	50	年2回	
防火扉		けやき棟	1	年2回	
防火シャッター	電動シャッター	けやき棟	3	年2回	
SFD		集会室天井内	6	年2回	
排煙窓	手動回転ハンドル式	けやき棟	14	年2回	
誘導灯	B級BH形	けやき棟	20	年2回	
屋内消火栓ポンプ		別棟機械室内	1	年2回	
屋内消火栓		けやき棟	6	年2回	
粉末消火器	ABC10型	けやき棟	12	年2回	
		屋外	7	年2回	
	ABC4型	けやき棟	11	年2回	
粉末消火設備	PAN100型	別棟機械室内	1	年2回	
非常放送設備	15回線	管理事務所	1	年2回	
ガス漏れ火災警報設備	G型受信機(10回線) 主電源 100V 4.2A 予備電源 DC24V	管理事務所	1	年2回	
ガス漏れ火災警報設備 感知器		管理事務所	1	年2回	
		スナック	1	年2回	
		陶芸教室	1	年2回	
		2F 湯沸室	1	年2回	
		別棟機械室	1	年2回	
受信機	複合型R型 255アドレス	管理事務所	1	年2回	
熱感知器		けやき棟	60	年2回	
消火器詰め替え			8	年2回	
消火栓ホース耐圧検査	6箇所×2本		12	年1回	

防災設備保守点検業務〔茶室防災設備機器一覧〕

機器名	仕様	設置場所	台数	点検回数	備考
受信機	P型1級 単回線	茶室	1	年2回	
煙感知器	光電式煙感知器 2種	茶室	13	年2回	
火報総合盤	発信機	茶室	1	年2回	
	表示灯	茶室	1	年2回	
粉末消火器	ABC10型	茶室	1	年2回	
	ABC4型	茶室	1	年2回	

防災設備保守点検業務〔機械室等防災設備機器一覧〕

機器名	仕様	設置場所	台数	点検回数	備考
屋内消火栓ポンプ		別棟機械室内	1	年2回	
粉末消火器	ABC10型	別棟機械室内	2	年2回	
		屋外倉庫、 キューピクル内	3	年2回	
発信機		別棟機械室内	1	年2回	
表示灯		別棟機械室内	1	年2回	
熱感知器	差動式スポット	別棟機械室内	8	年2回	
	定温式スポット	別棟機械室内	1	年2回	
粉末消火設備	PAN100型	別棟機械室内	1	年2回	
ガス漏れ火災警報設備 感知器		別棟機械室	1	年2回	

防災設備保守点検業務〔その他防災設備機器一覧〕

機器名	仕様	設置場所	台数	点検回数	備考
消火器詰め替え		全体	8	年2回	
直流電源装置	17ヶ HS-150E 54ヶ	事務所裏機械室	1	年1回	容量 150Ah (10h)

防災設備保守点検業務〔体育棟防災設備機器一覧〕

機器名	仕様	設置場所	台数	点検回数	備考
煙感知器	光電・イオン化式 2種	体育棟	16	年2回	
	光電・イオン化式 3種	体育棟	12	年2回	
	光電アナログ式	体育棟	1	年2回	ELVピット天井
熱感知器	差動式スポット型	体育棟	32	年2回	
	差動式分布型空気管	体育棟	34	年2回	
	定温式スポット型	体育棟	5	年2回	
発信機	R型 1級	体育棟	7	年2回	
表示灯	各種	体育棟	7	年2回	
地区音響装置	150φ	体育棟	9	年2回	
非常放送設備	15回線	体育棟	1	年2回	
防災受信機	R型 LCD表示	体育棟	1	年2回	
防災アンプ		体育棟	1	年2回	
スピーカー		体育棟	34	年2回	
防火扉		体育棟	4	年2回	1階2個、2階2個
防火シャッター	電動シャッター	体育棟	3	年2回	HCシャワー前、健常者シャワー前
	重量シャッター	体育棟	2	年2回	1階ELV前、管理室内
誘導灯	B級・BH形 (20A形) 避難口/通路誘導灯 (片面、両面、天井直付け含む)	体育棟	38	年2回	
非常灯		体育棟	23	年2回	
屋内消火栓		体育棟	6	年2回	
消火栓ホース耐圧検査	5箇所×2本	体育棟	10	年1回	
粉末消火器	ABC10型	体育棟	14	年2回	
ガス漏れ火災警報設備感知器		体育棟 管理室内	1	年2回	

※非常用発電機点検 発電容量 38kVA 1台 年2回

**電気・防災設備等保守点検業務
(オペレータ設備)**

指 示 明 細 書

- 1 保守点検回数 年2回
- 2 操作系統
 - (1) 操作表示板の有無の確認
 - (2) ハンドルボックスの取り付け状態の点検、破損の有無の確認
 - (3) ダイナボルトの点検、調整
 - (4) ビス、ナット類の増し締め
 - (5) 洗浄、注油作業
- 3 伝達系統
 - (1) パイプ、ケーブル、ジョイント部の固定具合の点検
 - (2) ビス、ナット類の増し締め
- 4 窓まわり系統
 - (1) 障子金具の点検
 - (2) コネクタ、チェーンケースの点検
 - (3) パイプ、ケーブル、ジョイント部の固定具合の点検
 - (4) ビス、ナット類の増し締め
 - (5) 洗浄、注油作業
- 5 総合性能点検
 - (1) ハンドル操作力の測定、調整
 - (2) ハンドル回転数の測定、調整
 - (3) 障子密閉度の点検、調整
 - (4) 振動、異音の有無の確認、修正

6 点検箇所一覧

(種類 : ○ = 両開き窓 △ = 手動式非常排煙装置式 □ = ワイヤー2本式)

施設名	場所		種類	数量	操作、伝達部の 点検箇所	窓部の 点検箇所	点検 回数	
けやき棟	子ども体験館	1階	○	4連×1	1	4	年2回	
		2階	○	1連×2 6連×3	5	2 18		
	陶芸教室			3連×1	1	3		
	工作室			7連×1 6連×1 3連×1	3	16		
	工作準備室			3連×1	1	3		
	ちびっこ広場			△ △ △	10連×1 9連×1 5連×1	3		24
	2階通路			△	8連×1	1		8

ふれあいホール(吹き抜け)	△	5連×2	2	10
ものづくり広場	△	1連×8	8	8
1階倉庫	△	1連×1	1	1
スナック部		4連×1	1	4
操作及び伝達部、窓部の点検箇所合計			27	101

施設名	場所	種類	数量	操作、伝達部の点検箇所	窓部の点検箇所	点検回数
体育館	1階		9連×4 8連×4	8	68	年2回
	2階		8連×4 6連×12 4連×9 3連×2 2連×1	28	148	
プール	1階		6連×6 4連×8 2連×1	15	70	
	2階		8連×2 6連×5 4連×1 2連×1	9	52	
	見学席		2連×1	1	2	
柔道場	ガラリ		1連×2	2	2	
	1階	□	3連×2 6連×2	4	24	
体育館入口 玄関	吹抜		5連×1	1	5	
	フロア	□	4連×1	1	8	
操作及び伝達部、窓部の点検箇所合計				69	379	

(種類 : ○=両開き窓 △=手動式非常排煙装置式 □=ワイヤー2本式)

屋内プール管理及びプール循環浄化装置保守点検業務

指示明細書

業務内容

(1) プール開催日等

- ① 休業日 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる日を除く）、12月28日から翌年1月4日
- ② 開設期間 4月1日から3月31日
- ③ 開催日 4月から9月は、月曜日を除く全日（但し、月曜日が祝日の場合は開催する）
10月から3月は、金曜日・土曜日・日曜日・祝日
- ④ 開催時間 4月から9月は、午前9時から午後8時まで
10月から3月は、金曜日 午後1時から午後8時まで
土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後8時まで

(2) 管理業務内容

- ① 遊泳者の受付並びに遊泳券の発行および改札、つり銭の用意
- ② 更衣室の管理
- ③ 遊泳者の安全衛生指導・公衆衛生及び監視・緊急事態への対応
- ④ 薬剤調和、水質検査及び衛生管理（保健所持込検査含む）
- ⑤ プール水管理（給水量の記録・管理）
- ⑥ ボイラー・ポンプ・シャワー設備等機械の適正操作・管理
- ⑦ 機器類点検・整備（故障・漏水等異常の早期発見）
- ⑧ 遊泳券・遊泳料・ロッカー使用料等の管理・出納
- ⑨ 施設の清掃
- ⑩ 排水口、環水口、天井面の点検及び記録
- ⑪ プール循環浄化装置保守点検（ろ過材の一部入替含む）
 - ア 保守点検回数は年4回とし、保守点検項目を（9）の通りとする。
※ろ過材の一部入れ替えは上層部30cm程度とし年1回行うこと。
 - イ 点検整備上の注意
 - ・点検の実施にあたっては、業務に支障を及ぼさない日時に行うものとし、事前に年間工程表を作成すること。
 - ・本業務は原則として、通常の勤務時間内に実施するが、不慮の事故等が発生した場合、指定管理者は修理・復旧に努めること。ただし、その費用は指定管理者の負担とする。
 - ・本業務の実施にあたっては、分野毎に経験豊富で専門的な知識を有する優秀な技術者を派遣すること。相互関連機構を有する設備・機器の点検には指定管理者と技術者の両者立会いの上で行うこと。
 - ・点検・整備中に発見された不良箇所、不良機器については、協議の上で対処すること。
 - ・業務に必要な各種工具及び測定機器、消耗品等は指定管理者で対処すること。
 - ・業務を一時中断する場合は施設・設備の使用に不都合のないよう、また危険防止には十分注意して処置すること。
- ⑫ 天井崩落対策として年1回天井裏に入り、目視点検を行うこと。点検の結果、天井に異常がある場合は速やかに豊田市へ報告すること。
- ⑬ その他プール管理全般
- ⑭ 勤務記録票・作業日誌・水泳指導日誌・使用料徴収明細書等の作成
- ⑮ 業務遂行にあたり、下記の関係法令等に準じて実施するものとする。なお、関係法令は本仕様書よりも優先し、本仕様書に示さない事項でも安全管理上必要な業務については実施するものとする。
 - ア 厚生労働省「遊泳用プールの衛生基準」、「プールの安全標準指針」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」

イ 愛知県「愛知県プール条例」、「愛知県プール条例施行規則」、「プール管理の手引き」
市営プール管理員服務規程

(3) 職員の配置体制・資格等

① 指定管理者は施設に従事するものが各種資格要件を満たすことを証明できる書類（合格証・資格証・免状・経歴書・社会保険証の写し）を豊田市に提出し、あらかじめ豊田市の承認を得ること。

② 人員・資格

ア 管理責任者・1名 ※常駐の必要はない

- ・本業務の実施に伴う管理業務全般を把握し、衛生管理者・監視員等が利用者から信頼されるべく業務に専念するよう指揮監督をすること
- ・指定管理者の社会保険加入者である正社員とする。
- ・(財)日本水泳連盟プール公認規則第15条（プール管理者）で規定された下記のいずれかの資格を有する者とする。

(公財)日本スポーツ協会公認「水泳上級教師・水泳教師」または「水泳上級コーチ・水泳コーチ」または「水泳上級指導員・水泳指導員」または「(公財)日本体育施設協会水泳指導管理士」

- ・警備業法に基づく警備員指導教育責任者資格を有する者が望ましい。ただし、外部委託する場合は必須とする。

イ 衛生管理者 ※開催日は常駐とする

- ・プールの衛生及び管理の実務を担当する。
- ・プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能を有すること。
- ・水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたり、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる。
- ・指定管理者の社会保険加入者である正社員とする。
- ・日本赤十字社水上安全法救助員またはこれに相当する資格を有する者とする。
- ・水質管理・機械操作及び管理（使用料の出納含む）の責任、受付監視員の指導を行う。また開催準備の責任を負うこと。
- ・警備業法第2条第1項第1号に該当する警備業務の資格を有する者が望ましい。ただし、外部委託する場合は必須とする。
※管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねても可とする。

ウ 監視員

- ・プールの利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。
- ・監視員は常駐することとし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置する体制をとること。
- ・一定の泳力（2泳法で各50M以上）を有し、満18才以上で健康な者とする。ただし、高等学校生は除く。
- ・下記①～②のいずれかの資格要件を満たす者とする。
 - ① 日本赤十字社水上安全法救助員の資格を保有すること。
 - ② 普通救命講習Ⅰ修了者もしくはそれ以上と認められる資格を保有すること。

- ・警備業法第2条第1項第1号に該当する警備業務の資格を有する者が望ましい。ただし、外部委託する場合は必須とする。

エ 救護員 ※開催日は常駐とする

- ・プール施設内傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。
- ・応急手当普及員講習Ⅰの修了者、日本赤十字社救急法救急員、またはそれ以上と認められる資格のいずれかの資格有することとする。
- ・警備業法第2条第1項第1号に該当する警備業務の資格を有する者が望ましい。ただし、外部委託する場合は必須とする。

※救護員は衛生管理者、監視員、受付と同一の者が兼ねても可とする。

オ 受付

- ・常時1名以上配置し、満18才以上の者とする。ただし、高等学校生は除く。
- ・使用料の徴収事務、利用者の入退場の整理、拾得物の保管・処理など庶務業務を行うものとする。

カ 機械操作員・開催日は1名以上配置する（1級ボイラー技士の資格者・指定管理者の正社員）

- ・機械運転操作・開催日以外を含め水質管理に務めるものとする。
- ・検査がある場合はこれに立会うこと。

① 配備体制（勤務時間）

ア 現場責任者・受付監視員（全日開催日214日、半日開催日25日）

- ・全日開催 午前8時30分から午後8時30分（10.5時間：休憩90分）
- ・半日開催 午後0時から午後8時30分（7.5時間：休憩60分）

イ 機械操作員（全日開催日214日、半日開催日25日）

- ・全日、半日開催 午前7時から午後8時（11.0時間：休憩120分）
- ・開催日以外（休館日に対応）水質維持に必要な時間帯（3時間）

（4）その他指定管理者にて負担する事項

① 各種検査（保健所検査）

水素検査、検査回数

	検査項目	検査回数
プール水	残留塩素濃度	午前1回以上 午後2回以上
	水素イオンの濃度（PH値）	月1回以上 ※塩素化イソシアヌル酸またはPH調整剤を使用するプールは1日1回以上
	濁度	月1回以上
	過マンガン酸カリウム消費量	
	大腸菌	
	一般細菌	
総トリハロメタン	年1回以上	
浄化後の循環水	濁度	年1回以上

② 施設管理者賠償責任保険の加入

③ 監視・管理に必要な物品（ユニホーム・笛・草履等）

④ 日常の水質検査にかかる機器・試薬、事務用・清掃用・医薬用消耗品

（5）豊田市への提出

① 管理責任者・衛生責任者・機械操作員が正社員であることの証明書。（写し可）

② 機械操作員が1級ボイラー技士であることの免許の写し。

③ 監視員が普通救命講習会を受講したことの証明書。（写し可）

④ 「（公財）日本スポーツ協会公認水泳上級教師・水泳教師」または「水泳上級コーチ・水泳コーチ」または「水泳上級指導員・水泳指導員」または「（公財）日本体育施設協水泳指導管理士」であることの免許の写し。

⑤ 賠償責任保険の写し。

⑥ 各種検査の結果報告書。

※外部委託の場合、外部受託者は指定管理者に下記の証明書を提出すること。（写し可）

ア 管理責任者が警備員指導教育責任者であることの証明書

イ 衛生責任者・監視員・救護員は警備業法第2条第1項第1号に該当する警備業務の資格を証明する警備員名簿。

(6) 日常の対応

- ① 水質・施設清掃等の準備は利用開始前までに完了すること。
- ② ユニフォームを着用のこと。
- ③ 規則を遵守し、利用者に対しては態度、言葉遣いに十分注意し、節度をもって対応すること。
- ④ 日常の水質検査は愛知県プール条例に基づき遊離残留塩素等を毎日測定し、適正な遊離残留塩素濃度を維持すること。
- ⑤ 屋内プールの空気中の二酸化炭素の含有量は厚生労働省「遊泳用プールの衛生基準」の数値を保ち、かつ、この測定を愛知県プール条例に基づき、定期的を実施すること。
- ⑥ 遊泳は1時間の内50分を遊泳させ10分休憩をとらせること。
- ⑦ 常に安全で衛生的管理運営を心掛けること。

(7) 緊急事態

遊泳中に事故が発生した場合

- ① 110番及び119番に連絡のこと。
 - ② 遊泳者を速やかに安全な場所へ避難誘導すること。
 - ③ 必要に応じてケガ人等に応急手当を施すこと。
 - ④ 速やかに豊田市へ報告すること。
 - ⑤ 緊急事態に備えて訓練を適宜行うこと。
- ※ 但し、軽微な事故等については豊田市と協議の上、対応する。

(8) プールの清掃について（10月、3月）

- ① プール槽の清掃は、水を抜きデッキブラシ等の器具を使用して清掃すること。
清掃後は水を張り現状復帰をすること。
- ② プールサイド、排水溝の清掃も行うこと。
- ③ その他の事項は協議の上決定するものとする。

(9) プール循環浄化装置の保守点検（栗田式）

① 主な保守点検箇所及び設備

	点検箇所及び設備名	主な保守点検事項
1	ろ過機外部	塗装部分の確認
2	ろ過材（砂）	摩耗度の確認
3	循環ポンプ及びモーター	清掃、その他
4	集毛器	清掃、消耗度の確認
5	滅菌機	清掃
6	切替弁	清掃、その他

② 保守点検回数 年4回

③ 過材の一部入替（上層部30cm程度） 年1回

④ 実施方法

ア 委託業務遂行にあたっては、豊田市の業務に支障を及ぼさない日時に行うものとし、事前に豊田市と指定管理者が協議の上、工程表を作成し、豊田市に提出すること。

但し、豊田市が業務の都合により日程を変更する場合は、再度協議の上決定する。

イ 業務は原則として豊田市の通常勤務時間内に実施するが、不時の事故等により豊田市が連絡したときは、速やかに担当技術者を派遣し、修理、復旧に努めること。但し、その費用は指定管理者が負担すること。

ウ 業務に従事する要員は、分野ごとに経験豊富で専門的な知識を有する優秀な技術者であること。

エ 点検、整備中に発見された不良箇所、不良機器については、その都度豊田市と指定管理者が協議の上、対処すること。

オ 業務に必要な各種工具及び測定機器、消耗品等は指定管理者が準備、負担すること。

カ 業務を一時中断する場合は、施設、設備等の利用に支障のないよう、また危険防止には十分注意して処置し、その都度豊田市の了承を得ること。

(10) その他

- ① 特別な事由により遊泳を中止する場合は必ず豊田市と協議をすること。
- ② 開催期間中の事故（人身・物損・盗難等）については、速やかに豊田市へ届け出ること。その際は緊急の場合を除き豊田市の指示に従うこと。
- ③ 天災、不測の事故、不可抗力による故障以外の原因と考えられる損害は指定管理者の責任とする。
- ④ 管理責任者または衛生責任者を変更した時には速やかに「管理責任者・衛生責任者変更届」を保健所長あてに提出すること。
- ⑤ 指示明細書に定めなき事項は、その都度豊田市と指定管理者が協議の上、業務を遂行すること。

特 記 事 項

水不足等でプールの開催ができない場合、またやむを得ず中止になった場合における指定管理料の支払いは次のとおりとする。

(1) 開催初日に開催できない場合

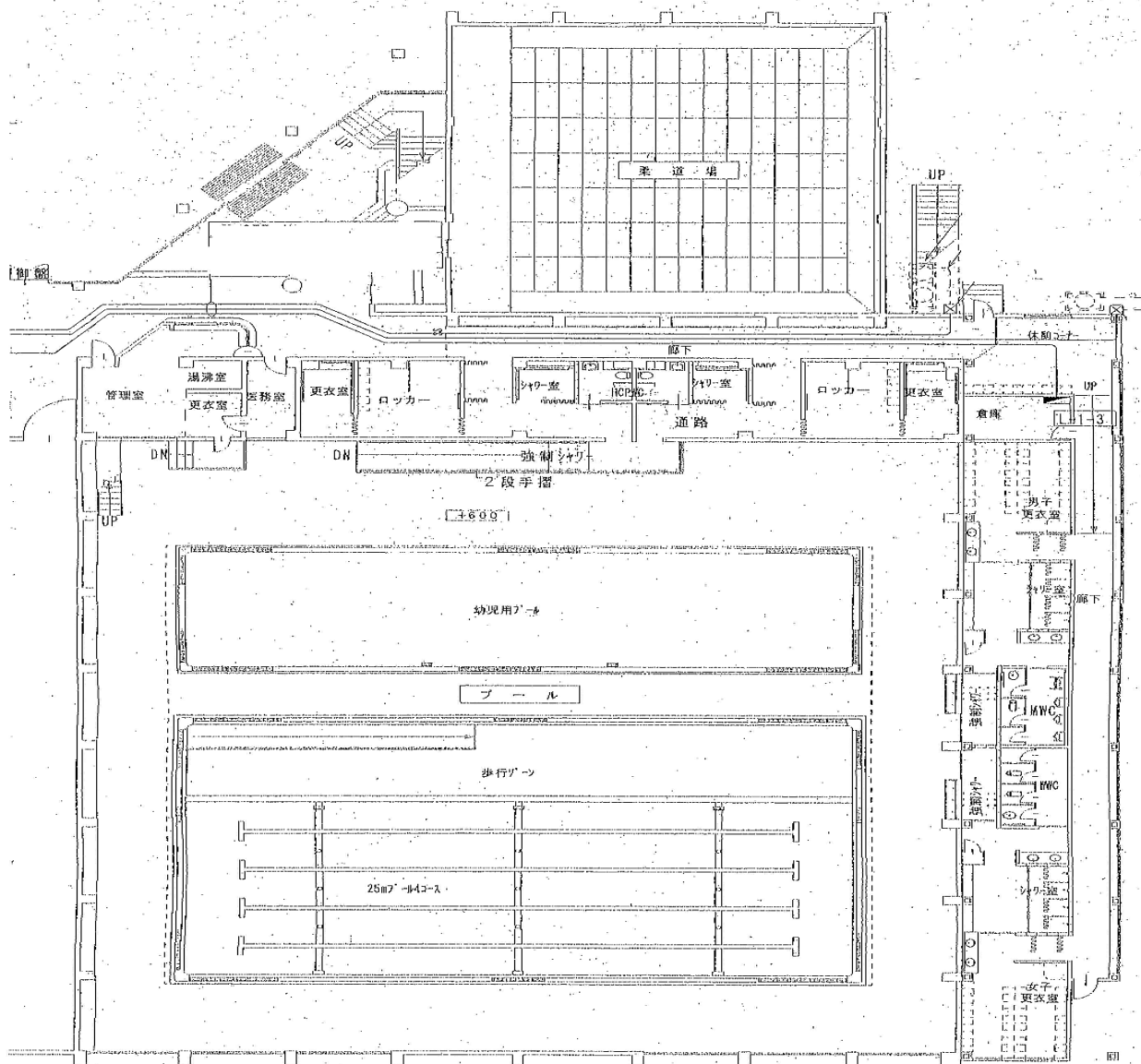
- ① 準備に要した費用は全額支払う。
- ② 人件費については、準備に要した日数については全額支払うが、その後の開催または閉鎖を決定する日までの間に、自宅待機等（豊田市より指示）業務に従事しない日数については、当初人件費用の60%を保証する。
ただし豊田市の指示により業務に従事する者においては、全額支払いとする。
- ③ 閉鎖の場合においては、閉鎖決定日以降の人件費は支払わないものとする。
- ④ その他の諸費用については、豊田市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(2) 開催をしたが途中で一時中止の場合

- ① 準備に要した費用は全額支払う。
- ② 人件費については、中止になるまでの日数については全額支払うが、その後の開催または閉鎖を決定する日までの間に、自宅待機等（豊田市より指示）業務に従事しない日数については、当初人件費用の60%を保証する。
ただし豊田市の指示により業務に従事する者においては、全額支払いとする。
- ③ 中止後、閉鎖の場合においては、閉鎖決定日以降の人件費は支払わないものとする。
- ④ 中止後、開催の場合には開催準備を含めたその後管理業務の日数については全額支払うものとする。
- ⑤ その他の諸費用については、豊田市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

【プールの概要】

- ・ 構造 ステンレス鋼板全溶接製プール（無塗装品）
- ・ プール仕様 容積 433.3 m³
 幼児用プール 84 m³
 25mプール 349.3 m³
- ・ 材質 ステンレス鋼板
- ・ 水深 幼児用プール 47～70 cm
 25mプール 100 cm
 （歩行ゾーン）
 水泳ゾーン 107～130 cm
- ・ サイズ 幼児用プール 25m×6m
 25mプール 25m×13m
- ・ 収容人数 344人
- ・ コインロッカー数 男 一般160人分
 女 一般160人分
 身障者 24人分



子ども体験館保守点検・巡回指導業務

指示明細書

1 保守点検内容

定期点検は、下記の項目について実施する。

名称	場所	点検項目	回数
オリジナルすごろく	1 F おもちゃファクトリー	<ul style="list-style-type: none"> ○外観（本体） 傷・腐食の有無 ○木部装飾パネル 割れ・ササクレ・傷・腐食の有無 ○金属部 部材の変形・破損の有無 錆びの有無 ○ロープ・ネット 被覆繊維の割れ・ワイヤーの露出の有無 切断の有無 結束部の緩み・はずれ・破損の有無 劣化の有無 ○樹脂成型部 部材の変形・破損の有無 変色・劣化の有無 ○可動部 グリスの有無 変形の有無 ○ボルト類 緩み・脱落・破損等の有無 ○その他 フロアゴムチップ及びゴムマットの劣化・破損の有無 養生クッション等の劣化・破損の有無 ピクトシールの剥がれの有無 塗装の剥げ・傷の有無 	年 2 回
デザイン入門			
はぐるまパズル			
ドラゴンとメルヘンタウン	1 F ちびっこひろば		
おはなしひろば	1 F ちびっこひろば (おはなしひろば内)		
ボールプール			
ソフトブロックランド			
かくれんぼツリー	2 F わくわくひろば		
やぶわたり			
きのこステップ			
でこぼこみち			
ゴムの木			
ゆらゆらネット			
めまわし平均台			
つるくさゲート			
ジャングル橋			
トンネルすべりだい			
2連すべりだい			
万国楽器オーケストラ			
世界のゲームくらぶ			
伝承あそび			
パズルワールド			
影絵教室			
電気配線ゲーム	1 F おもちゃファクトリー	<ul style="list-style-type: none"> 全体システム正常動作の確認 パトライト点灯状況 センサーユニット動作確認 通電検査・センサー磁石脱落の有無 	
どうぶつかくれんぼ	2 F わくわくひろば	<ul style="list-style-type: none"> 全体システム正常動作の確認 ロープの接続部の緩み・劣化・ササクレの有無 音声装置の不具合の有無 ビス・ナットの緩み・脱落・破損の有無 給油の要不要 	
バランスフラミンゴ	2 F わくわくひろば	<ul style="list-style-type: none"> 全体システム正常動作の確認 センサー作動状況 表示機作動状況 時計機能の異常の有無 各接続ケーブルの結線状況 	年 2 回
リスとおにごっこ		<ul style="list-style-type: none"> 全体システム正常動作の確認 電球点灯状況 センサー作動状況 表示機作動状況 	

		各接続ケーブルの結線状況	
パノラマ (H0ゲージ、Nゲージ)	1F パノラマランド	全体システム正常動作の確認 センサー作動状況 各接続ケーブルの結線状況 クレーン動作状況 ターンテーブル動作状況 簡易清掃	
おもちゃのギャラリー	2F おもちゃのギャラリー	外観及び外観機能の動作点検	

- (1) 駆動部の点検については、必要に応じて注油を行うこと。
- (2) 点検に際しては、各取付部の増し締め、及び外観の清掃を行うこと。
- (3) 一般社団法人日本公園施設業協会が発行する「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2008」を熟読し、遵守すること。
- (4) 点検、整備中に機械等に不良箇所が発見された場合は、指定管理者は速やかに豊田市に報告し、協議の上、処理をする。但し、軽微な修理、部品については指定管理者の負担とする。
- (5) 不時の事故等により豊田市が連絡したときは、指定管理者は豊田市と協議の上、適切な処置を行うこと。
- (6) 業務の実施にあたっては、豊田市の業務に支障を及ぼさない日時に行うものとし、事前に豊田市と指定管理者が協議の上、工程表を作成し豊田市に提出すること。但し、豊田市が業務の都合により日程を変更する場合は、再度協議の上、決定する。

2 巡回指導の目的

利用者への利用指導と巡回監視を行い、施設内での事故防止と円滑な運営を図ることを目的とする。

3 巡回指導の業務内容

- (1) 『こども体験館』の巡回・指導のマニュアル（別途）を基本に実施する。
- (2) 業務実施前に豊田市と必要な調整、打合せを行ったうえで業務を遂行すること。
- (3) 巡回・指導中に傷病者を発見したときは、直ちに職員に報告すると同時に職員の指示に従い行動すること。
- (4) 巡回・指導中に遊具等の故障・損傷・汚れ等が発見したときは、直ちに職員に報告すること。
- (5) 巡回・指導には、言葉使い・応対には気をつけて利用者と問題を起ささないように対応すること。
- (6) 火事・地震等の発生時には、職員の指示に従い、利用者の安全を第1に考えて対応するものとする。
- (7) 巡回員は名札を着用し、利用者には不快感を与えないよう身だしなみに留意すること。
- (8) 業務終了後、巡回・指導日誌を記入し、毎月出勤状況報告書を作成すること。ただし、豊田市から報告書を求めた場合は提出すること。

4 その他

本指示明細書に定めなき事項については、豊田市と指定管理者が協議の上、業務を遂行すること

『こども体験館』巡回・指導マニュアル

場 所	遊具名	遊び方	育てたい感覚		安全面等の配慮	声のかけ方
			育てる場面			
ち び っ こ 広 場 (1 F)	メルヘンの城 リングラダー	・垂直のリングをよじ登る ・バランスをとって登る ・高い所、ゴールを目指す	バランス感覚 協調性 勇 気	手・足の支持で登ること 登り始めでの譲り合い 2階・3階まで達する場面	・幼児は、体力的に不安はないか見守る ・大きな子と小さな子が一緒にいる時に、特に気をつけること ・登りの一方通行をしてくれるように、指導する	・「がんばって、ゴールまで登ってね」 ・幼児で不安な場合は、『おかあさん、そばで補助してくださいね』
	西洋ドラゴン 首トンネル 抜け穴トンネル シッポトンネル	・トンネルネットで、浮遊感覚で遊ぶ ・斜めのトンネルネットで、遊ぶ	バランス感覚 達成感 勇気	ロープトンネル内の移動時 トンネルの出・入り口付近	・足をネットに突っ込み過ぎないように（特に素足） ・トンネル内に物やゴミが持ち込まれていないか確認し、持ち込まないように指導したり、片付ける	・幼児で不安な場合は、おかあさん、そばで補助してくださいね
	メルヘンタウン クモの巣かべ	・ロープの障害物をのり超える	バランス感覚 勇 気	障害物での譲り合い	・首をロープに引っ掛けないように ・大きな子と小さな子が一緒にいる時に、気をつける	・おかあさん、そばで見てくださいね ・大きな子には、小さな子を先に行かしてあげてね。
	メルヘンタウン つり橋	・ゆれる橋を、勇気をだして渡る	バランス感覚 勇 気	つり橋での譲り合い つり橋が渡れないでいるとき	・大きな子と小さな子が一緒にいる時に、特に気をつける	・おかあさん、そばで見てくださいね ・大きな子には、小さな子を先に行かしてあげてね。
	メルヘンタウン アーチブリッジ	・大きく湾曲した橋を渡る	バランス感覚 勇 気	つり橋での譲り合い つり橋が渡れないでいるとき	・大きな子と小さな子が一緒にいる時に、特に気をつける	・おかあさん、そばで見てくださいね ・大きな子には、小さな子を先に行かしてあげてね。
	メルヘンタウン よじ登りネット	・ネットをよじ登る ・バランスをとって登る	バランス感覚 持久力 勇 気	手・足の支持で登ること ネット部分での譲り合い	・幼児は、ネットから落ちないように見守る ・足をネットに突っ込み過ぎないように（特に素足） ・大きな子と小さな子が一緒にいる時に、特に気をつけること	・幼児で不安な場合は、『おかあさん、そばで補助してくださいね』 ・「小さい子を先に行かせてあげてね」
	メルヘンタウン ワイド フリーフォール	・急な滑り台は、勇気が試される	勇 気 バランス感覚	滑る前の安全確認習慣	・前に人がいたら、滑るのを待つように話す	・おかあさん、そばで見てくださいね ・前に人がいたら待ってくださいね
	おはなし広場 絵 本	・絵本が楽しめる	情操力 語彙力	親と子のふれあいを豊かに するとき	・巡回・指導時は、何気ない整頓に心がける ・閉館時は、利用者に協力をいただきながらきれいに整頓する。	・動物さんも、お話ができるんですね ・遊び終わったら、小さい人形は、カゴに入れてください
	おはなし広場 ソフトブロック	・大きなソフトブロックの積み木遊び	創造性 全身運動	ものを作ろうとしているとき ものを作っているとき 遊びを終了して、他の遊具で遊ぶとき（片付け指導）	・巡回・指導時は、何気ない整頓に心がける ・ブロックを高く積んだり、積んだブロックに乗ると危険もあるので、状況を見て指導する。 ・閉館時は、利用者に協力をいただきながらきれいに整頓する。	・何ができますか ・カッコいい〇〇〇ができましたね ・遊び終わったら、ブロックは、口印の所に整頓してくださいね
	おはなし広場 ボールプール	・カラフルなボールプール	全身運動	プールで遊んでいる時 遊びを終了して、他の遊具で遊ぶとき（片付け指導）	・ボール以外の物をそっと片付ける ・ボール投げをしているこどもがいたら、しないように、保護者・こどもを指導する。 ・ボールをプールの外に出して遊ぶこどもには、遊び終わったらプールに戻すように指導する。	・楽しく泳いでいますね ・頭までもぐらないでくださいね ・ボールがプールからこぼれたら、拾ってプールに入れてください

場 所	遊具名	遊び方	育てたい感覚	育てる場面	安全面等の配慮	声のかけ方
おも ち や 広 場 (1 F)	オリジナル すごろく	・スゴロク板を回す ・自分達で決めたマス目 シート内容を楽しみな がら遊ぶ	ルールづくり 協調性 競技性	遊びのルールを作るとき 遊びの進行中 遊びを終了して、他の遊具で 遊ぶとき(片付け指導)	・床に取りはづしたマジックシートは、職員が 片付けながら利用者にも指導 (スゴロク板に貼り付ける)	・「おかあさん、一緒に遊んでくださいね
	デザイン入門	・キャンパスに自由に絵を 書きます	デザインごっこ 創造性 色彩感覚	キャンパスに絵を描くとき 遊びを終了して、他の遊具で 遊ぶとき(片付け指導)	・絵を描く板が1枚であるので、複数の利用の 場合は、仲良く遊ぶように指導	・きれいに塗れましたね
	かたち作り遊び (大)	・ピンに手や型を押し付け 立体面を作ります	表現力 創造性	遊んでいるとき	・折れたピンがあれば交換をする ・大きな子と小さな子が一緒にの時に、特に気をつ けること	・面白い形の顔ができましたね ・順番に、仲良く遊んでね
	かたち作り遊び (小)	・ピンに手や型を押し付け 立体面を作ります	表現力 創造性	遊んでいるとき	・針に顔をつけないように指導 ・曲がった針やケースからはみ出た針がないか 毎回点検し、取り除く ・針の取り付けたケースにガタがないか毎回 点検し、有れば増し締めする	・かわいい手がたです
	はぐるまパズル	・歯車の組み合わせを考 える。 ・歯車を回し、動きを確認	エンジニアごっこ 思考力 科学性	歯車を組み合わせているとき	・歯車のかみ合わせは良いか ・はぐるまの組み合わせは良いか ・割れた歯車・欠けた歯車・ねじが取れていな いか確認する ・軸に登るこどもがいたら指導する	・いろいろと組み合わせてみてください
	電気はいせん ゲーム	・配線パズルを盤にはめ こむ。 ・配線が完成したら、スイ ッチを押す	電気屋さんごっこ 思考力 科学性	いろいろなパズルの組み合 せを考えているとき	・不良箇所や、電気が点灯するか毎回点検する ・電池や盤に登るこどもがいたら注意する	・いろいろと組み合わせてみてください ・配線が完了したら、ランプが点灯するかスイ ッチを押してみてください
	鉄 道 パノラマランド	・スイッチを押して電車を スタートさせる	コントロール遊び	スイッチを押して遊んでいる時	・ボタンを押したら電車が動いているかようす を見ながら巡回する	・電車動いていますか

場 所	遊具名	遊び方	育てたい感覚	育てる場面	安全面等の配慮	声のかけ方
わ く わ く 広 場 (2 F)	リスと おにごっこ	・点灯したパネルをタッチ ・時間内にキャッチできた 回数が表示 ・高学年と幼児用がある	どうぶつごっこ 敏捷性 競技性	・ゲームを始めるとき	・大きな子と小さな子が一緒にいる時に、特に気をつけること	・たくさんタッチができますね ・順番に、仲良く遊んでね
	バランス・ フラミンゴ	・こぶの上で立つ ・最高記録は記録される	どうぶつごっこ バランス感覚	・ゲームを始めるとき	・転んで怪我をしないように	・バランス感覚がいいですね ・うまくできますか
	アニマル うでづもう	・動物と腕すもう力くらべ ・動物の種類により、引き 出す力が違う	どうぶつごっこ 力くらべ	・遊んでいるとき	・粗雑な遊びかたにならないように	・力がありますね ・どんな動物が出てきますか
	かくれんぼ ツリー	・木の中に隠れる ・木に登る	かんさつ	・遊んでいるとき	・遊具の上に登るこどもには、声かけをする	・木から下りるとき気をつけてね
	やぶわたり	・クライミング遊具	バランス感覚 勇気 達成感	・遊んでいるとき	・粗雑な遊びかたにならないように	・うまく渡れますか
	めまわし へいきん台	・バランスを取りながら、 落ちないで渡る	バランス感覚 持久力 達成感	・始める前にアドバイス	・落ちてけがをしないように指導	・うまく渡れますか ・少しづつ気をつけて渡ってね
	トンネル 滑り台	・先の見えないトンネルを 勇気をだして滑る	勇 気 バランス感覚	・遊びを始めるとき	・前に人がいたら滑るのを待ってもらう	・うまく滑れますか
	ブロック クライマー	・ブロックを登って遊具に 入る	バランス感覚 勇 気	・遊んでいるとき	・幼児には、落ちないように	・うまく登れますか
	ゴムの木	・ゴムの木で遊ぶ	バランス感覚 勇 気 観 察	・遊んでいるとき	・粗雑な遊びかたにならないように	・うまく渡れますか
	つるくさゲート	・つる草のゲートをくぐる	観 察	・遊びを始めるとき	・幼児には、つまづかないように	・うまく、くぐれますか
どうぶつ かくれんぼ	・ロープを引いて動物を 森から引き出す ・動物の種類により、引き 出す力が違う	どうぶつごっこ 力くらべ	・遊んでいるとき	・粗雑な遊びかたにならないように	・どんな動物がかくれていますか	

場 所	遊具名	遊び方	育てたい感覚	育てる場面	安全面等の配慮	声のかけ方
わく わく 広場 (2 F)	でこぼこみち	・でこぼこした小山をうまく渡る ・落ちないで渡る	バランス感覚 勇 気 持久力	・遊んでいるとき	・幼児には、気をつけて遊ぶように	・うまく渡れますか
	きのこステップ	・キノコのステップを渡る ・ジャンプして渡る	観 察 学 習 バランス感覚	・遊んでいるとき	・あわてずに遊ぶように、	・気をつけて渡ってね
	ゆらゆらネット	・トランポリンに似た足元がネットの遊具	どうぶつごっこ バランス感覚	遊ぶ前にアドバイス	・2人以上が同時に遊ぶと危ない ・大きな子と小さな子が一緒にいる時に、特に気をつけること	・うまく跳べますか ・一人ずつ順番に跳んでくださいね ・大きな子には、小さな子を先にやらせてあげてね。
	ワールドタウン 世界の楽器	・世界の民族楽器に触る ・珍しい形や素材を見る ・不思議な音色が聞ける	演奏ごっこ 音楽性 表現力 創造性	遊び方がわからないとき	・粗雑な遊びかたにならないように	・どんな音が出ますか
	ワールドタウン 伝承あそび	・世界のゲームやパズルが楽しめる ・親子で遊べる昔の遊び ・石けりやゴムとび遊び	親と子のふれあい 遊び伝承 協調性 身体能力	遊び方がわからないとき 遊びを終了して、他の遊具で遊ぶとき（片付け指導）	・使用した小物は、指定場所の片付けるように（イス・コマ・サイコロ・なわとびなど）	・うまく遊べますか ・遊び終わったら、整理箱に入れておいてくださいね
	ワールドタウン パズルワールド 世界のゲーム	・世界の遊びを楽しむ ・何人かで遊びながらゆっくり頭を使う	頭の柔軟性 想像力 協調性	遊び方がわからないとき 遊びを終了して、他の遊具で遊ぶとき（コマ片付け指導）	・使用した小物は、指定場所の片付けるように（イス・コマ・サイコロ・なわとびなど）	・遊び方がわかりますか ・遊び終わったら、小さい子どもが飲み込むといけないので、コマ置き場においてくださいね
	ワールドタウン 影絵あそび	・照明を使って影絵を楽しむ ・保護者と子どもが互いに演じる	文化性 表現力 創造性	遊び方がわからないとき 遊びを終了して、他の遊具で遊ぶとき（片付け指導）	・使用していないときは、毎回点灯点検をしてから、電気を切る ・影絵の形物が落ちていないか点検と整頓する ・スクリーンを叩かないように指導	・何が写るのかな
	おもちゃ ギャラリー	・世界のおもちゃを見る ・世界の電車を見る ・世界の車を見る ・世界の飛行機を見る	文化性 想像力 観 察	世界には、いろいろなおもちゃが有り、工夫もされていること	・展示ケースに危険な部分がないか、紛失物はないか点検をしながら1巡する	・世界には、いろいろな物がありますね

エレベータ保守点検業務

指示明細書

1 目的

当業務を実施することにより、下記対象設備の安全運行に努め、常に良好な状態で使用できるよう設備を維持することを目的とする。

2 保守業務方式（フルメンテナンス）

昇降機が常に安全で最良の運転状態を維持すること。

3 保守対象設備

施設名	種類	方式	数	階	管制装置	付属設備
地域文化広場	P-11-CO45	ロープ	1	2	地震・停電	遠隔監視
	P-11-CO45	ロープ	1	2	地震・停電	遠隔監視

4 定期点検および点検回数

定期的に技術員を派遣して点検を行い、必要に応じて清掃給油及び簡単な調整を行い性能を最高に維持するよう適切な処置を行う。作業時間中、利用者の安全を図るため運転を休止すること。

点検回数は年4回（3ヶ月に1回）とする。ただしリモート点検は毎月行うこと。

5 遠隔監視装置

指定管理者は、24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には緊急対処を行うとともに、利用者の安全を図るものとする。

(1) 監視項目 閉じ込め・起動不能・電源異常・制御装置異常・遠隔監視装置異常

(2) 故障時自動通話機能

指定管理者は、閉じ込め事故発生異常時には、一定の時間内にカゴ内と現場管理者とが連絡不通である場合、カゴ内と指定管理者との間で直接通話することにより、緊急対処を行うとともに、利用者の安全を図るものとする。

(3) 電話回線使用料

指定管理者の負担にて実施すること。

6 遠隔点検（P-11-CO45）

指定管理者は、24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には緊急対処を行うとともに、利用者の安全を図るものとする。

・監視項目 機械室温度・電動機動作状態・ブレーキ動作状態・制御機器動作状態・かご走行状態
着床状態・呼びボタン動作状態・戸開閉状態・戸開閉速度状態・戸閉め安全装置動作
状態・かご戸スイッチ動作状態・乗り場戸スイッチ動作状態・インターホン動作状態
かご内照明点灯状態・かご内停電灯の動作状態・荷重検出装置動作状態・昇降路リミ
ットスイッチ動作状態・安全スイッチ動作状態・ピット環境

7 定期整備

定期点検細密調査の結果において、機器の性能を維持するために部分的な取替え、もしくは修理が必要な場合は、ただちに行うこととする。

(1) 定期点検・整備の対象事項

別紙「主な点検事項」のとおり

(2) 定期点検・定期整備は開館時間内とする。

8 保全検査（法定検査）

年に1回建築基準法に基づき実施すること。点検は昇降機検査資格者（1級建築士もしくは2級建築士または国土交通大臣が定める資格を有するもの）の検査を受けること。

特定行政庁への届出は省略してもよい。

また、この際の報告書を通常の定期検査のものとは別に2部提出すること。

9 故障対策

（1）不時の故障等の場合（休日・祝日・夜間等含）は、直ちに担当技術者を派遣し復旧に努めること。

（2）必要に応じて監督技術者が、機械装置の細部を調査し予防保全的措置をとるものとする。

10 その他

①付加装置の点検、整備も本契約内とする。

②本指示明細書に定めなき事項については、指定管理者は豊田市と協議の上、業務を遂行すること。

主な点検事項

分 類	機 械 ま た は 装 置	備 考	
機械室関係	受電盤 制御盤	1. 受電盤 2. 制御盤のスイッチ、リレーリード線及びその他の部品 3. 階床選択器のスイッチ、リレー及びその他の部品（スバルテプを註） 4. 調速機（軸受及びその他の部品） 5. 電気配線一式	全装置に適用
	発動機 発電器	6. 電動発電機（巻線、軸受、整流子または回転子を含む） 7. 電動機（巻線、軸受、整流子を含む）	直流式の場合
	巻上機	8. ウォームギア、スライドベアリング 9. 巻上機軸受 10. ブレーキの巻線（シューライニング及びその他の部品） 11. トラクションシーブ及びその他のシーブ 12. 前項のシーブ軸受 13. 各部のオイルシーブ及び防振ゴム	
かご関係	14. かご上シーブ及び軸受 15. かごガイドシュー、またローラーガイド 16. かご非常停止装置（かご非常止め、非常止ロープを含む） 17. かご操作盤内部品 18. ドアマシン装置及び部品 19. かご戸スイッチ、セフティーシュー及び部品 20. かご戸ハンガーの部品（かご戸シューを含む） 21. かご内位置表示灯、ホール呼び表示灯、その他の部品 22. ファンまたは逆風機の部品 23. かご室内照明器具（蛍光管、電球を含む） 24. 連絡装置及び部品（ケーブルを含む） 25. 非常ベル、ブザー及び部品（電池を含む）		
信号装置	26. 乗場ボタン及び部品 27. 乗場方向表示灯、ゴング及び部品 28. 乗場位置表示灯の部品		
乗場戸及び開閉装置	29. 乗場戸クローザ及び部品 30. 乗場戸インターロック及び部品 31. 乗場戸ハンガー及び部品（戸シューを含む） 32. リタイアリングカム装置及び部品		
昇降路内装置	33. 巻上用ロープ及び調速機ロープ、同張り車 34. コンペンセーティングロープ、チェーン 35. テールコード 36. リミットスイッチ及び部品 37. 着床スイッチ及び部品 38. 減速指令スイッチ及び部品 39. 終端階減速停止スイッチ及び部品 40. 釣り合いおもりシーブ、頂部引返しシーブ及びコンペンセーティングシーブ 41. 前項の軸受 42. 緩衝器（油圧またはコイルばね型）及び部品 43. ガイドレール給油器及び部品 44. ロープ弛緩スイッチ、ロープ渦巻スイッチ及び部品		

空調自動制御機器保守点検業務

指 示 明 細 書

1 目 的

設備機器等の能力維持及び快適な環境の維持を図ること。なお、業務遂行に当っては、関係法令及び維持基準の有るものについては、それに従うこと。

2 対象設備及び点検回数

2回/年（内1回は総合点検）

詳細は別紙「空調設備機器一覧表」による。

3 点検整備方法及び回数

(1) 冷温水発生機

ア シーズン I N（冷・暖）

- ① 本体及び操作盤の切り替え作業
- ② 燃焼系統の点検、調整
- ③ 自動制御装置の点検
- ④ 安全保護装置の点検
- ⑤ 冷却水ポンプの点検
- ⑥ 冷却塔点検・清掃
- ⑦ 絶縁抵抗測定
- ⑧ 水漏れ、ガス漏れの有無確認
- ⑨ 水質検査
- ⑩ その他、機能点検整備

イ シーズン中間（冷・暖）

- ① 運転状態点検測定記録
- ② 自動制御装置調整
- ③ 水漏れ、ガス漏れの有無確認

ウ シーズン O F F

- ① 吸収液サンプリング及び分析
- ② 冷媒量の確認
- ③ 腐食抑制剤の注入
- ④ 炉内、煙管内、煙道内の汚損検査及び異常の有無確認
- ⑤ 結線および端子の増し締め
- ⑥ ダイヤフラムゴムの交換（必要に応じて）
- ⑦ チューブ洗浄
- ⑧ その他、機能点検整備

(2) ヒートポンプパッケージ(中間期)

- ① シロッコファン、Vベルトの点検調整
- ② グリスアップ及びベアリングの点検
- ③ コイル、フィルター清掃
- ④ 機器の設置具合の確認
- ⑤ 振動、異常音の有無確認
- ⑥ 制御回路の機能点検(中央監視装置、端末センサーとの連動試験)

- ⑦ 電源各部の点検、端子の増し締め
- ⑧ 機器本体、各マグネット、スイッチ、接点の点検
- ⑨ ドレンパン及びドレン排水管系の清掃整備
- ⑩ 補助ヒーターの点検
- ⑪ ガスリークテスト
- ⑫ 自動機器点検、清掃(規定値内作動確認)
- ⑬ 油量、油圧点検
- ⑭ 加湿器の清掃整備
- ⑮ 吸入口、送風口清掃
- ⑯ 送風口での吹き出し温度、湿度測定
- ⑰ 絶縁抵抗測定

(3) 空冷ヒートポンプチラーユニット

点検方法については、「(2)ヒートポンプパッケージ」の点検に準ずる

(4) 冷却塔

- ① シーズン切替整備
- ② 送風機は、「(8)各種ファン」の点検に準ずる
- ③ ボールタップ、散水装置の点検
- ④ エルミネーター、散水受皿の清掃
- ⑤ ストレーナー清掃
- ⑥ 水槽内外清掃
- ⑦ 絶縁抵抗測定・レジオネラ属菌の検査
- ⑧ 配管、弁類、バルブの点検
- ⑨ 4電極方式冷却水ブロー調整機(ミズコン)点検

(5) ガスヒートポンプ型空調機

ア エンジン本体

- ① エンジンのかかり具合及び異音の有無確認
- ② 排気、調速の状態確認点検
- ③ 点火コイルの状態確認
- ④ 配線カプラの接続のゆるみ及び損傷の有無確認
- ⑤ スタータモーターの作動状況確認
- ⑥ エアーエレメントの清掃
- ⑦ エンジンストッパークリアランス調整
- ⑧ オイルの量、オイル漏れの有無確認
- ⑨ ファン及びファンモーターの点検

イ 燃料装置

- ① 配管等よりの燃料漏れの有無確認
- ② 燃料配管の設置状態確認
- ③ ゼロガバナの作動状態確認
- ④ 電子ガバナの作動状態の確認
- ⑤ ミキサーの設置状態確認
- ⑥ 燃料電磁弁の作動状態確認

工 放熱機器

- ① 空気熱交換器の設置状態確認
- ② 排気ガス熱交換器の設置状態確認

- ③ ラジエータ水量、錆発生の有無、凍結防止剤の適正濃度の調整
- ④ 配管、ホースの設置状態確認
- ⑤ 冷却水ポンプの点検

オ 圧縮機

- ① 機器の設置状態、異音の有無確認
- ② 吐出入管の状態
- ③ 冷媒配管の状態、冷媒漏れの有無確認
- ④ ベルトのたわみ量、摩耗度の確認

カ 室内機

点検方法については、「(2)ヒートポンプパッケージ」の点検に準ずる

キ 制御装置及び電源部

- ① 制御回路の機能点検(中央監視装置、端末センサーとの連動試験)
- ② 電源各部の点検、端子の増し締め
- ③ 機器本体、各マグネット、スイッチ、接点の点検
- ④ 絶縁抵抗測定

ク 総合

- ① 機器の設置具合の確認
- ② 振動、異常音の有無確認
- ③ その他必要と思われる点検

ケ 部品の交換

- ① 機器の性能低下を招かないよう、乙の判断にて定期的に必要な部品交換すること
- ② 要交換部品
エンジンオイル・スパークプラグ・エアエレメント・タイミングベルト・冷却水凍結防止剤・オイルエレメント・その他

(6) 空気調和機

- ① 羽根、Vベルトの点検調整
- ② グリスアップ及びベアリングの点検
- ③ 冷温水コイル及びフィルターの点検清掃
- ④ ドレンパン及びドレン排水管系の清掃整備
- ⑤ 加湿器の清掃整備
- ⑥ 機器内外の清掃
- ⑦ 吸入口、送風口、チャンバーの清掃及び冷・暖切替
- ⑧ 絶縁抵抗測定

(7) ファンコイル

- ① コイル、フィルター清掃
- ② コイルの水漏れ確認、エア抜き
- ③ ファンの点検整備(グリスアップおよびベアリングの点検)
- ④ アッテネーター、ファンモーターの点検整備
- ⑤ 絶縁抵抗測定

(8) 各種ファン

- ① Vベルトの点検調整
- ② グリスアップ及びベアリングの点検
- ③ 羽根、ケーシングの清掃
- ④ 回転状態、風量の確認

- ⑤ 電流値、電圧値の測定
- ⑥ 制御回路の点検
- ⑦ 絶縁抵抗測定

(9) 全熱交換器

- ① フィルター清掃
- ② 「(8)各種ファン」に準ずる

(10) 空調用換気扇(ロスナイ)

- ① フィルター清掃
- ② 「(8)各種ファン」に準ずる

(11) 各種ポンプ

- ① 漏水、カップリングゴムの点検
- ② モーターの点検
- ③ 振動、異常音の有無確認
- ④ 付属弁類、ゲージ類の点検
- ⑤ グランドパッキンの点検調整(不良の場合は取替え)
- ⑥ 絶縁抵抗測定
- ⑦ 膨張タンク清掃
- ⑧ 運転電流測定
- ⑨ 圧力計点検

(12) 自動制御機器

ア 温度・湿度調節器

- ① 本体のクリーンアップ
- ② 各部点検、端子の増し締め
- ③ 内部リレーの接点清掃
- ④ 機械的可動部分の点検清掃
- ⑤ 各部分の電氣的、機械的機能試験
- ⑥ 比例帯、ディファレンシャルの調整
- ⑦ オーソリティ調整
- ⑧ ポテンションメーター点検調整、接点の清掃
- ⑨ アスマン乾湿球温度計によるキャブレション

イ モニター・電磁弁・二方弁・三方弁

- ① 本体のクリーンアップ
- ② ポテンションメーター点検調整、接点の清掃
- ③ バランシングリレーの作動点検、整備
- ④ バルブ作動閉時の漏れ点検およびグランド部の漏れ点検

(13) フィルター・吸込口・吹出口清掃

- ① フィルターの洗浄は、高圧洗浄でおこなう。但し、それに適さないものは、真空掃除機、手洗い等その材質に合った方法で行う
- ② 吸込口・吹出口清掃は雑巾・化学雑巾等で行い、天井等を汚さないよう注意すること

(14) ボイラー及び圧力容器

- ① 本体及び操作盤の点検及び清掃
- ② 各種制御機器の点検、清掃及び誤差修正
- ③ 安全保護装置の作動確認
- ④ 炉内、煙管内、煙道内の清掃
- ⑤ 給水タンク、給水装置、ストレーナーの清掃
- ⑥ 関連機器の清掃及び誤差修正
- ⑦ 膨張タンク内外の点検及び清掃
- ⑧ 各圧力容器内外の点検及び清掃

(15) 氷蓄熱式空調ユニット

保守内容	総合外観点検	冷媒ガス漏れ、量の確認
	自動制御装置の確認	安全保護回路点検
	潤滑油系統の点検	コンプレッサーの点検
	蓄熱槽の点検	水質の確認
	水漏れ、油漏れ確認	手動弁の点検
	冷暖房切り替え操作	操作シーケンス確認

4 点検整備上の注意

- (1) 指定管理者は、業務に関する責任者を定め業務に従事する技術者の指揮・監督をすること。
- (2) 指定管理者は、豊田市と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障が無いよう配慮すること。
- (3) 指定管理者は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 指定管理者は、不時の故障等の場合(休日・祭日・夜間等)は、直ちに担当技術者を派遣し復旧に務めること。但し、それに係る費用は指定管理者の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は指定管理者にて準備負担のこと。
- (6) 指定管理者は、点検整備に於いて機器の不良個所が発見された場合は、速やかに豊田市に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品は、指定管理者の負担にて処理すること。

5 その他

本指示明細書に定め無き事項は、その都度指定管理者は豊田市と協議の上、業務を遂行すること。

「空調設備機器一覧表」

機械室内けやき棟

棟	名称	設置場所	仕様	台数	点検回数
機械室 冷暖房系	ガスヒートポンプチラー	機械室正面 駐車場	【ガスヒートポンプエアコン】(U-GCZ710S1D) 冷凍能力 71kw 加熱能力 80Kw 都市ガス 13A 【ガスヒートポンプ水熱交換器】(S-G710WHS1) 冷温水 203.3L/min	8	2
	クッションタンク	機械室正面 駐車場	SUS 製密閉式立型 実容量 3,000L	1	1
	膨張タンク	機械室屋上	ステンレス製 1,000×1,000×1,000h×架台 1,000h(冷温水発生器用)	1	2
	冷温水ポンプ	機 械 室	【込渦巻ポンプ】(TERAL 製 SJ4-125×100K615-e 型)防振架台共 吐出量 1,466 ㍈/min 全揚程 25m モーター 15kw	1	2
機械室正面 駐車場		【ラインポンプ】(TERAL 製 LP40B61.5-e 型) 吐出量 203.3 ㍈/min 全揚程 15m モーター 1.5kw	8	2	

清掃員控え室

棟	名称	設置場所	仕様	台数	点検回数	フィルター清掃
機械室	空冷式ヒートポンプエアコン	清掃員控え室	【床置セパレート型】 (ダイキン製 S28CVV-W) 室内機 1台、室外機 1台	1	2	4

機械室内給湯、プール系

棟	名称	設置場所	仕様	台数	点検回数
機械室 給湯、 プール系	蒸気ボイラー	機械室	【ガス焚鉄鉄セクショナル式】(前田製 MF7-N8SNL 型) 定格出力 1,248kw 使用圧力 0.098MPa 容水量 905 ㍈ 燃料消費 都市ガス低圧(13A) 120Nm ³ /h 比例制御 伝熱面積 17.5 m ² 電動機 2.2kw/h 煙道径 370φ 運転重量 4,210kg 感電器付 煤煙濃度計付	2	2
	熱交換器		【プレート式熱交換器 (HE-1)】(アルファ・ラバル製 M10-MFG) 伝熱面積 4.4m ² 設計圧力 0.3MPaG(A) 0.4MPaG(B) 設計温度 135℃(AB) 運転質量 396kg ※暖房系統	1	2
			【プレート式熱交換器 (HE-2)】(アルファ・ラバル製 M10-MFD(P)) 伝熱面積 4.4m ² 設計圧力 0.2MPaG(A) 1.0MPaG(B) 設計温度 120℃(AB) 運転質量 502kg ※プール温水系統	1	2
			【プレート式熱交換器 (HE-3)】(アルファ・ラバル製 M10-MFD(P)) 伝熱面積 2.2m ² 設計圧力 0.2MPaG(A) 1.0MPaG(B) 設計温度 120℃(AB) 運転質量 479kg ※給湯系統	1	2
	温水ポンプ		【片吸込渦巻ポンプ (ファンコイル用)】(荏原製 80X65FS2F67.5 型) 吐出量 1,350 ㍈/min 程 20m 出力 7.5kw 3φ 200V 60Hz 重量 144 全揚程 kg 防振架台 DAS-2 付	1	2
			【ステンレスラインポンプ (床暖房用)】(荏原製 40LPS6.75A 型) 吐出量 150 ㍈/min 全揚程 12m 出力 0.75kw 3φ 200V 60Hz 重量 17kg	1	2
			【ラインポンプ (給湯昇温用)】(荏原製 80LPD63.7A 型) 吐出量 800 ㍈/min 全揚程 13m 出力 3.7kw	1	2

			3φ 200V 60Hz 重量 52kg		
真空給水ポンプ			【真空給水ポンプ】(前田製 PX-25D-106 型) 相当放熱面積 2,500 m ² 重量 485kg 真空ポンプ 空気量 0.4m ³ /min 真空度 -0.3MPa ーター 0.75kw×2 給水ポンプ 給水量 140 ℓ/min 給水圧力 0.12MPa ーター 1.5kw×2 排水ポンプ 排水量 70 ℓ/min 排水圧力 0.05MPa ーター 0.25kw	1	2
電気流水加熱器 (深夜電力用)			【電気流水加熱器】(東京電気工業製 SHB-30 型) 電源 200V 3φ 50/60Hz 最大流量 240 ℓ/min 最大流速 1 m/s(at65A) ヒーター容量 30kw(10kw×3) 重量 90kg 制御装置付	1	1
膨張タンク	機械室 屋上		ｽﾃﾝﾚｽ製 450×450×600h 架台 400h(プールボイラ用)	1	2
	機械室		ｽﾃﾝﾚｽ製 1,000×1,000×1,500h (給湯用)	1	2
給湯ポンプ			ライン型 40φ×150A/min×12m×0.75kw 3φ 200V	1	1
			ライン型 ステンレス製 40φ×90A/min×11m×750w	1	1
貯湯槽	機械室 屋上		【ステンレス製貯湯槽 φ1,200×1,600H】(森松工業製) 容積 2,000 ℓ 設計圧力 0.49HPa 使用温度 0~90℃ 質量 450kg	1	1
機械室 給気/排気ファン			【床置型 片吸込】(防振架台付) # 4 10,800m ³ /h×15mmAg×2.2kw 3φ 200V	1	2
			【天井吊型 片吸込】(防振架台付) # 3 8,300m ³ /h×15mmAg×1.5kw 3φ 200V	1	2

けやき棟

名称	設置場所	仕様	台数	点検回数
空気調和器 (AHU-1 系統)	事務所裏 機械室	【エアハンドリングユニット】(昭和鉄工製 CV-280EK 型) 垂直型 外気量 7,300m ³ /h 風量 23,500m ³ /h 静圧 882Pa 3φ 200V 冷温水コイル 冷却能力 244.2kw 暖房能力 232.6kw 冷温水量 636L/min 加湿量 40.3kg/h(水気化式) オートロールフィルター 吸込空気条件 夏季 DB29℃WB21.8℃ 冬季 DB15.2℃ 温度条件 冷水(7-12℃) 温水(50-45℃)	1	2
空気調和器 (AHU-2 系統)		【エアハンドリングユニット】(昭和鉄工製 CV-360EK 型) 垂直型 外気量 3,200m ³ /h 風量 31,500m ³ /h 静圧 588Pa 3φ 200V 冷温水コイル 冷却能力 151.1kw 暖房能力 325.6kw 冷温水量 791L/min 加湿量 17.7kg/h(水気化式) オートロールフィルター 吸込空気条件 夏季 DB26.9℃WB19.8℃ 冬季 DB19.7℃ 温度条件 冷水(7-12℃) 温水(50-45℃)	1	2
レタンファン		【片吸込 床置型】(TERAL 製 CLF5-No.4-TV-R-RS-B-e 型) 防振架台共 No.4 風量 23,500m ³ /h 静圧 300pa 3φ 200V 11kw	1	2
有圧扇(給気)		500φ 低騒音型 2,700m ³ /h×4mmAg×100w 3φ 200V	1	2
有圧扇(排気)		500φ 低騒音型 2,700m ³ /h×4mmAg×100w 3φ 200V	1	2

名称	設置場所	仕様	台数	点検回数
空気調和器 (AHU-1 系統)	事務所裏機械室	【エアハンドリングユニット】(新晃工業製 DV-22 型) 風量 23,500m ³ /h 回転数 1,130rpm 全静圧 143mmAq(機外静圧 90mmAq) 3φ 200V 18.5kw 送風機 シロツブア 500DC×1 (吐出風速 18.7m/s) 冷温水コイル 冷房能力 全熱量 210,000kcal/h 水出口/入口温度 7.0/12.0℃ 暖房能力 全熱量 200,000kcal/h 水出口/入口温度 60.0/55.2℃ 高圧水スプレー加湿 ウエットマスター-WM-SVK125 加湿量 50kg/h ロールフィルター タイマー式 3φ 200V 空気入口温度 夏期 DB/WB 28.0℃/21.3℃ 冬期 DB 21.0℃	1	2
空気調和器 (AHU-2 系統)		【エアハンドリングユニット】(新晃工業製 DV-32 型) 風量 31,500m ³ /h 回転数 845rpm 全静圧 100mmAq(機外静圧 60mmAq) 3φ 200V 15.0kw 送風機 シロツブア 600DC×1 (吐出風速 18.9m/s) 冷温水コイル 冷房能力 全熱量 130,000kcal/h 水出口/入口温度 7.0/9.3℃ 暖房能力 全熱量 280,000kcal/h 水出口/入口温度 60.0/55.0℃ 高圧水スプレー加湿 ウエットマスター-WM-SVK100 加湿量 80kg/h ロールフィルター タイマー式 3φ 200V 空気入口温度 夏期 DB/WB 28.0℃/21.3℃ 冬期 DB 21.0℃	1	2
レタンファン		【片吸込 床置型シロツブア】(松下製 FY-30FKS-BC 型) No.5 風量 23,500m ³ /h 静圧 193.1pa 回転数 360rpm 3φ 200V 5.5kw	1	2
有圧扇(給気)		500φ 低騒音型 2,700m ³ /h×4mmAg×100w 3φ 200V	1	2
有圧扇(排気)		500φ 低騒音型 2,700m ³ /h×4mmAg×100w 3φ 200V	1	2

けやき棟ファンコイル (各ファンコイル 吸込空気条件 夏期DB26℃ 冬期DB20℃)

設置場所	仕様	台数	点検回数	フィルター清掃
2 F 和室	【床置隠蔽型】昭和鉄工 CFR-42N2V 冷却能力 4.09kW (冷水入口 7℃) 加熱能力 5.18kW (温水入口 60℃) 水量 12L/min 風量 6603/h×47w 1φ 100V 予備フィルター共	1	2	4
	【床置隠蔽型】昭和鉄工 CF-42N2V 冷却能力 4.09kW (冷水入口 7℃) 加熱能力 5.18kW (温水入口 60℃) 水量 12L/min 風量 6603/h×47w 1φ 100V 予備フィルター共	1	2	4
2 F 集会室	【床置隠蔽型】昭和鉄工 CFR-82N2V 冷却能力 5.19kW (冷水入口 7℃) 加熱能力 7.19kW (温水入口 60℃) 水量 9L/min 風量 1,020m ³ /h 1φ 100V 予備フィルター共 ファンチャンパー付	2	2	4
1 F 工作準備室	【天井吊隠蔽型】昭和鉄工 CSR-62N2V 冷却能力 3.89kW (冷水入口 7℃) 加熱能力 5.45kW (温水入口 60℃) 水量 8L/min 風量 1020m ³ /h 1φ 100V 予備フィルター共 ファンチャンパー付	2	2	4
1 F	【天井吊隠蔽型】CSR-62N2V	4	2	4

陶芸教室	冷却能力 5.21kW (冷水入口 7℃) 加熱能力 6.49kW (温水入口 60℃) 水量 18L/min 風量 1,020m ³ /h 1φ 100V 予備フィルター共 ファンチャンパー付			
1 F 工作室	【天井吊隠蔽型】CSR-D-124N2V 冷却能力 9.24kW (冷水入口 7℃) 加熱能力 11.17kW (温水入口 60℃) 水量 26L/min 風量 2,040m ³ /h 1φ 100V 予備フィルター共 ファンチャンパー付	6	2	4

けやき棟排気ファン、換気扇

設置場所	仕様	台数	点検回数
1 Fトイレ 天井内	【天井吊 片吸込み】(直動型) # 1 3/4 1,850m ³ /h×15mmAg×750w 3φ 200V	1	2
1 F事務室 天井内	【天井吊 片吸込み】(直動型) # 1 1/4 600m ³ /h×15mmAg×400w 3φ 200V	2	2
1 F 陶芸教室	【ダクト扇】(低騒音型) 300m ³ /h×6mmAg×400w 1φ 100V	1	2
2 F 廊下天井内	【天井吊 片吸込み】(防振架台付) # 1 3/4 1,650m ³ /h×15mmAg×750w 3φ 200V	1	2
2 F アトリエ天井内	【天井吊 片吸込み】(防振架台付) # 1 1/4 1,000m ³ /h×15mmAg×400w 3φ 200V	1	2
2 F 集会室倉庫天井内	【天井吊 片吸込み】(防振架台付) # 1 1/4 600m ³ /h×15mmAg×400w 3φ 200V	2	2
2 F 廊下天井内	【天井吊 片吸込み】(防振架台付) # 1 400m ³ /h×15mmAg×200w 3φ 200V	1	2
2 F 和室倉庫天井内	【天井吊 片吸込み】(防振架台付) # 1 450m ³ /h×15mmAg×200w 3φ 200V	1	2
2 F E V機械室天井内	【天井吊 片吸込み】(防振架台付) # 1 1/4 1,000m ³ /h×15mmAg×400w 3φ 200V	1	2
1 F 工作室	300φ 自動式 内部格子付 700m ³ /h×33w 1φ 100V	2	2
1 F 工作準備室	250φ 自動式 内部格子付 600m ³ /h×45w 1φ 100V	3	2

※売店フード清掃 年1回

けやき棟パッケージエアコン (各PAC用集中オンオフスイッチ(DCS301B1)を含む-事務室設置(1))

設置場所	仕様	台数	点検回数	フィルター -清掃
※ 室内機 事務室 アトリエ	・室内機 (リモコンスイッチを含む) 【天井埋込カセット型マルチフロータイプ】(ダ)作製 FHCP71CB型) 冷房能力 7.1kw 暖房能力 8.0kw 3φ 200V ファン 45.0w×2 19m ³ /min×2	2	2	4
※ 室外機 事務室南及び ものづくり広場南	・室外機 【空冷ヒートポンプ式セパレート型】(ダ)作製 RZZP140CB型) 冷房能力 12.5kw 暖房能力 14.0kw 3φ 200V ファン 94.0w×2	2	2	
※ 室内機 ものづくり広場	・室内機 (リモコンスイッチを含む) 【天井埋込カセット型マルチフロータイプ】(ダ)作製 FHCP80CB型) 冷房能力 7.1kw 暖房能力 8.0kw 3φ 200V ファン 0.048kw×2	1	2	4
※ 室外機 ものづくり広場南	・室外機 【空冷ヒートポンプ式セパレート型】(ダ)作製 RZZP160CB型)	1	2	

	冷房能力 14.0kw 暖房能力 16.0kw 3φ 200V ファン 94w x2			
※ 室内機 音楽室	・室内機 (リモコンスイッチを含む) 【天吊自在型】(ダ)作製 FUP112CB 型) 冷房能力 10.0kw 暖房能力 11.2kw 3φ 200V ファン 0.106kw	1	2	4
※ 室外機 ものづくり広場南	・室外機 【空冷ヒートポンプ式セパレート型】(ダ)作製 RZZP224CC 型) 冷房能力 22.4kw 暖房能力 28.0kw 3φ 200V ファン 200.0w x2	1	2	

プール棟

名称	設置場所	仕様	台数	点検回数	フィルター清掃
冷温水発生機	柔道場南 フェンス	【二重効用吸収冷温水機(ガス焚)冷却塔一体型】 (矢崎製 CH-K20PS 型) 冷凍能力 70.3kW 標準加熱能力 84.4kW 冷温水 218L/min (冷 11.6℃~7.0℃/暖 49.5~55℃) 冷却水 304.7L/min (32~38℃) 遠隔操作盤 DCP-1x1 凍結防止スイッチ 感電震スイッチ付	1	4	
空調調和器	プール見学席 天井内	【天井吊型 水平型】(新晃工業製) # 5 6,000cmh×50mmag×2.2kw 加熱能力 30,000kcal/h 中性能フィルター(加湿なし) 温水コイル4列 (温水入口 70℃ 入口空気 0℃)	1	2	
	プール見学席 (AHU-2U 系統)	【大型ファンユニット (床置型)】(ダ)作製 UAVP450B 型) 冷房能力 52.32kW 暖房能力 78.48kW 水量 150ℓ/min 風量 8100m ³ /h 電源 3φ 200V60Hz 蒸発皿式加湿器付	1	2	
ファン コンベクター	遊泳場	【天井吊露出型】(昭和製 DS-61W2V 型 耐湿・耐塩素仕様) 暖房能力 5,780kcal/h 水量 11.4ℓ/min 重量 43kg 定格風量 855m ³ /h 単相 AC100V 50/60Hz 88VA	16	2	2
ファンコイル ユニット	管理室	【天井吊露出型】(昭和鉄工 CS-21N2VV) 冷房能力 1.62kW 暖房能力 2.70kW 水量 4.6L/min 風量 330m ³ /h 電源 1φ 100V (リモコンスイッチ YRSR106D×3 含む)	1	2	4
	監視員控室		1	2	4
	1 F 通路	【加圧2方向吹出型 (天井材組込型)】(昭和製 CSR-CX42V 型) 冷房能力 4.69kW 暖房能力 6.34kW 水量 11.7L/min 風量 700m ³ /h 電源 1φ 100V	3	2	4
	H C 男女 更衣室		2	2	4
エアカーテン	プール玄関	【ヒーター付エアカーテン】(三菱製 GK-2509YTH 型) 暖房能力 2.5kw 消費電力 2,586w 風量 1,050cm ² /h 電源 3φ 200V (コントロールスイッチ PU-02H×1 含む)	3	2	
プール 排気ファン	プール内	【天井吊型 片吸込 (防振型)】 # 2 1/2 8,300m ³ /h×15mmAg×0.75kw 3φ 200V	1	2	
湯沸室 排気ファン	管理室	【天井吊型 片吸込 (防振型)】 # 1 1/2 400m ³ /h×15mmAg×0.2kw 3φ 200V	1	2	
更衣室トイレ 排気ファン	H C 更衣室	【天井吊型 片吸込 (防振型)】 # 2 1/2 2,000m ³ /h×15mmAg×0.75kw 3φ 200V	6	2	
排水ポンプ	プール ピット内	【水中型】 自動運転装置付 YUK406-0.2S 100V	4	2	
自動シャワー	遊泳場 出入口	水温コントロールユニット(センサー含む) 配管一式 吐水口	3	2	
パッケージ エアコン	増築 健常者更衣室等	室内機 FXYFP160M (2台) 室外機 RSXYP335M (1台) ダイキン工業	2	2	4
換気扇	増築		11	2	

	健全者更衣室等				
遠赤外線ヒーター	プール内	SPW-2002C (株)インターセントラル製 リモコンはプール事務所内	2	2	
給湯加圧ポンプ	増築更衣室倉庫	KFH2-40P1.5 (株)川本製作所	2	2	
排水ポンプ	増築更衣室ピット内	WUP3-406-0.25SL (株)川本製作所	2	2	

体育館、武道場

名 称	設置場所	仕様	台数	点検回数	フィルター清掃
換気扇	男子シャワー室 女子シャワー室 男子トイレ 女子トイレ 女子更衣室 身障者トイレ		6	2	
ガス式瞬間湯沸器	体育館北壁面	【屋外式壁掛型】(ノーリツ製 GQ-C5032WZQ 型) 都市ガス焚 13A 91.9kw 96,000Kcal 出湯能力 50/min(25℃) 31.5/min(40℃) ※リコーエイト事務所にあり(RC-9008M)含む	1	2	
パッケージエアコン	武道場天井	室内機 FXYFP90M (2台) FXYFP112M (2台) 室外機 RSXYP335M (1台) RSXYP280M (1台) ダイキン工業	4	2	4

茶室、その他

名 称	設置場所	仕様	台数	点検回数	フィルター清掃
パッケージエアコン	茶室	RAS-C285D (W) ダイキン 冷房能力 2.8kw 暖房能力 3.6kw フィルター清掃 4回	1	2	4
		S50CTSP-W(C)ダイキン 冷房能力 5.0kw 暖房能力 6.7kw フィルター清掃 4回	1	2	4
排水ポンプ	地下道	50Φ×0.75kw 自動交互運転	2	2	

付記事項

本契約内において処理する事項

- ① エアフィルター、ロールフィルターの交換および廃材処理費
- ② 各種検査手数料
- ③ チャンバー清掃（年1回以上）
- ④ 排ガス測定（蒸気ボイラ2台）年2回
※大気汚染防止法に該当、測定記録を3年間保存すること。（様式第7号、25号）
- ⑤ 冷温水発生機用冷却塔水質管理装置薬剤補填
- ⑥ 冷温水発生機溶液サンプリング調査、分析（2台）、吸収液補充
- ⑦ ボイラー、圧力容器検査手数料
- ⑧ ボイラー年2回運転は分解整備1回、試運転調整1回とする。
- ⑨ 全館に渡る給気、排気ガラリ清掃、アネモ給気、排気口清掃（年2回）
- ⑩ 赤外線ヒーターは目視、動作点検
- ⑪ 天井換気扇は羽根、ケーシング清掃、回転状態、風量確認

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号 _____

測定者の氏名 _____

測定箇所 _____

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間～ 終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/Nm ³)					
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm ³)					
塩素		(mg/Nm ³)					
塩化水素	C s	(mg/Nm ³)					
	C	(mg/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)					
窒素酸化物	C s	(容積比 ppm)					
	C	(容積比 ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

1. 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
2. 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
3. ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
4. ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

5. 規格K 2 3 0 1、規格K 2 5 4 1—1から2 5 4 1—7まで若しくは規格M 8 8 1 3に定める方法により硫酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第 25 (第 21 条関係)

県条例 ばい煙量等測定記録表：様式第 25 号
 県条例施行規則第 21 条
 <記録の上 3 年間保存>

ばい煙濃度測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	測定方法	ばいじんの濃度 (g/m ³ N)		有害物質の名称及び濃度									
				(mg/m ³ N、 mg/m ³ 25℃1 気圧)		(mg/m ³ N、 mg/m ³ 25℃1 気圧)		(mg/m ³ N、 mg/m ³ 25℃1 気圧)		(mg/m ³ N、 mg/m ³ 25℃1 気圧)			
		最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均		

備考 有害物質の名称及び濃度の欄には、測定した有害物質の名称を記載し、不要の単位を抹消することとし、記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載し添付すること。

自動扉保守点検業務

指示明細書

1 目的

この保守業務は、下記設置施設の自動扉設備を、常時安全かつ良好な運転状態に維持することを目的とする。

2 保守対象機種及び設置場所

後述「一覧表」に示す

3 保守点検対象

- (1) ドアエンジン装置（本体）
- (2) ドアエンジン動力部装置
- (3) ドアエンジン制御部装置
- (4) ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

4 保守点検方式

天災、不測の事故、不可抗力による故障修理以外は、全て指定管理者の負担にて対処する（フルメンテナンス方式）こと。

5 定期点検整備

定期的に巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに豊田市に報告し、豊田市と指定管理者が協議の上、適切な処置を施すこと。

6 定期点検整備の内容

- (1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- (2) ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- (3) ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- (4) オイル漏れ、エア漏れの有無点検及び調整
- (5) オイル不足、潤滑油不足の有無点検及び補充
- (6) ドアが当たっていないか、摺れていないか点検整備
- (7) 消耗度の甚だしい部品の抽出及び取替え
- (8) その他の点検及び調整

7 点検整備上の注意

- (1) 保守点検に要する器具機材は、指定管理者で準備負担すること。
- (2) 業務の実施日は、事前に豊田市と指定管理者が協議の上、決定する。実施時間については豊田市の就業時間帯（月曜日を除き8：30～17：00）とする。
- (3) 不時の故障の場合（休日・祭日・夜間等）、指定管理者は直ちに担当技術者を派遣し復旧すること。但し、それにかかる費用は指定管理者の負担とする。

保守対象機種及び設置場所一覧表

施設名	メーカー	機種	方式	台数	点検	備考
地域文化広場	ナブコドア-エンジン	D S - 4 1	引分	1	4	玄関内
	ナブコドア-エンジン	D S - 2 1	引分	1	4	玄関外
	ナブコドア-エンジン	E S - 4 3	引分	1	4	プール
	ナブコドア-エンジン	D S - 6 0	引分	1	4	売店前

電話交換機保守点検業務

指 示 明 細 書

この業務は、下記対象施設に設置されている構内電話交換機を常に正常な状態に保ち、施設の業務に支障を与えないよう保守することとする。

1 実施回数 隔月1回(年6回)

2 対象設備 ① デジタル交換機(富士通製 E-120) 1式
② 内線電話機(富士通製) 19台

3 補足事項

- ① 指定管理者は、業務に関する責任者を定め業務に従事する技術者の指揮、監督をすること。
- ② 業務遂行にあたっては、施設の業務に支障をおよぼさない日時に行うものとし、事前に豊田市と協議の上決定すること。
- ③ 点検整備中に不良個所が発見された場合は、指定管理者は速かに豊田市に報告し協議の上、処理する。但し、軽微な修理及び部品交換については、指定管理者の負担において処理すること。
- ④ 不時の事故等の場合(休日・祭日・夜間等)、指定管理者は直ちに担当技術者を派遣し復旧すること。但し、それにかかる費用は指定管理者の負担とする。

4 その他

本指示明細書に定めなき事項については、指定管理者は豊田市と協議の上、業務を遂行すること。

□内線電話設置場所及び内線番号表 (内線電話機メーカー：富士通)

設置場所	機種	停電直通番号	発信	短縮発信	着信	備考
事務所	42BP	53-0672	外2~4	可	外1~3	
事務所	42BP	53-0671	外2~4	可	外1~3	
事務所	42B		外2~4	可	外1~3	
事務所	42B		外2~4	可	外1~3	
事務所	42B		外2~4	可	外1~3	
受付	42B		外2~4	可	外1~3	
事務所	42B		外2~4	可	外1~3	
ものづくりひろば	10A		不可	不可	不可	
陶芸教室	10A		不可	不可	不可	
工作室	10A	53-5062	可	可	可	
音楽室	10A		不可	不可	不可	
アトリエ	10A		不可	不可	不可	
集会室	10A		不可	不可	不可	
和室	10A		不可	不可	不可	
プール受付	42B		外2~4	可	不可	
体育館入口	10A		不可	不可	不可	
茶室	10A		不可	不可	不可	
屋外倉庫	10A		不可	不可	不可	

I T V設備保守点検業務

指 示 明 細 書

1 目的

この保守点検は、こども体験館の I T V 設備を常に正常に保ち施設の業務に支障のないように保守することを目的とする。

2 設備の概要 別添「I T V 機器一覧表」及び「カメラ配置図」による。

3 保守点検回数 1 回/年

4 保守点検作業

- (1) 業務遂行にあたっては、施設の業務に支障をおよぼさない日時に行うものとし、事前に豊田市と指定管理者が協議の上、決定すること。
- (2) 不慮の事故等の場合(休日、祭日、夜間等)、指定管理者は直ちに技術者を派遣し業務を実施すること。
- (3) 指定管理者は事前に作業計画を作成し、豊田市と必要な調整を行なったうえで業務を遂行すること。
- (4) 本明細書の範囲を超える保守が必要な場合は、豊田市と指定管理者が協議の上、業務を実施すること。

5 保守点検内容

- (1) 配線結線状態確認
- (2) 機器清掃
- (3) レンズクリーニング
- (4) 固定部取付状態の確認
- (5) 基本動作確認
- (6) 画角調整

6 点検の実施は午前 9 時から午後 5 時までとする。

7 点検作業に使用する電気、ガス、水道等の使用料は豊田市の負担とする。

8 点検作業中に不良個所を発見した場合、また作業が危険と認められた場合は必ず豊田市に報告し、豊田市・指定管理者協議のうえ対処すること。

9 作業終了後は報告書を作成し提出すること。

10 次下記の消耗品、小物類については指定管理者の負担とする。

各種可動固定接点、ヒューズ、標示ランプ、小物配線材、ウエース、その他小物類

11 その他

本指示明細書に定めなき事項については、豊田市と指定管理者が協議の上、業務を遂行すること。

I T V 機器一覧表

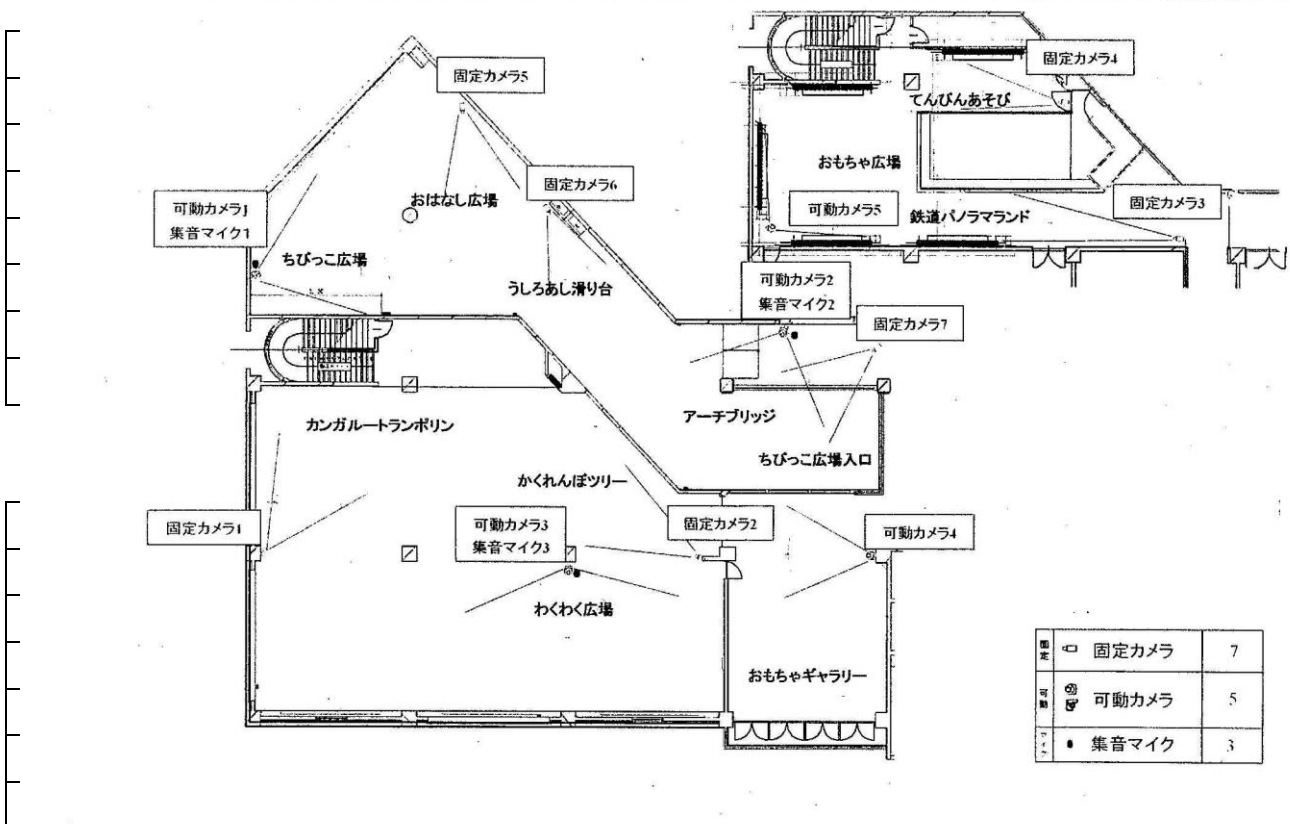
1 F ちびっこひろば

品名	形式	型番	メーカー名	数量
VP多重CCDカメラ	固定型監視カメラ	S V-2010	E L M O	3
バリフォーカルレンズ		EL-BT414	E L M O	3
壁面取付金具		WB-7D	E L M O	2
天井取付金具		EB-05	E L M O	1
パン・チルト・ズーム一体型カメラ	可動型監視カメラ	PTC-200C	E L M O	2
壁面取付金具		EB-200	E L M O	2
集音マイク		AT845RW	audio-technica	2

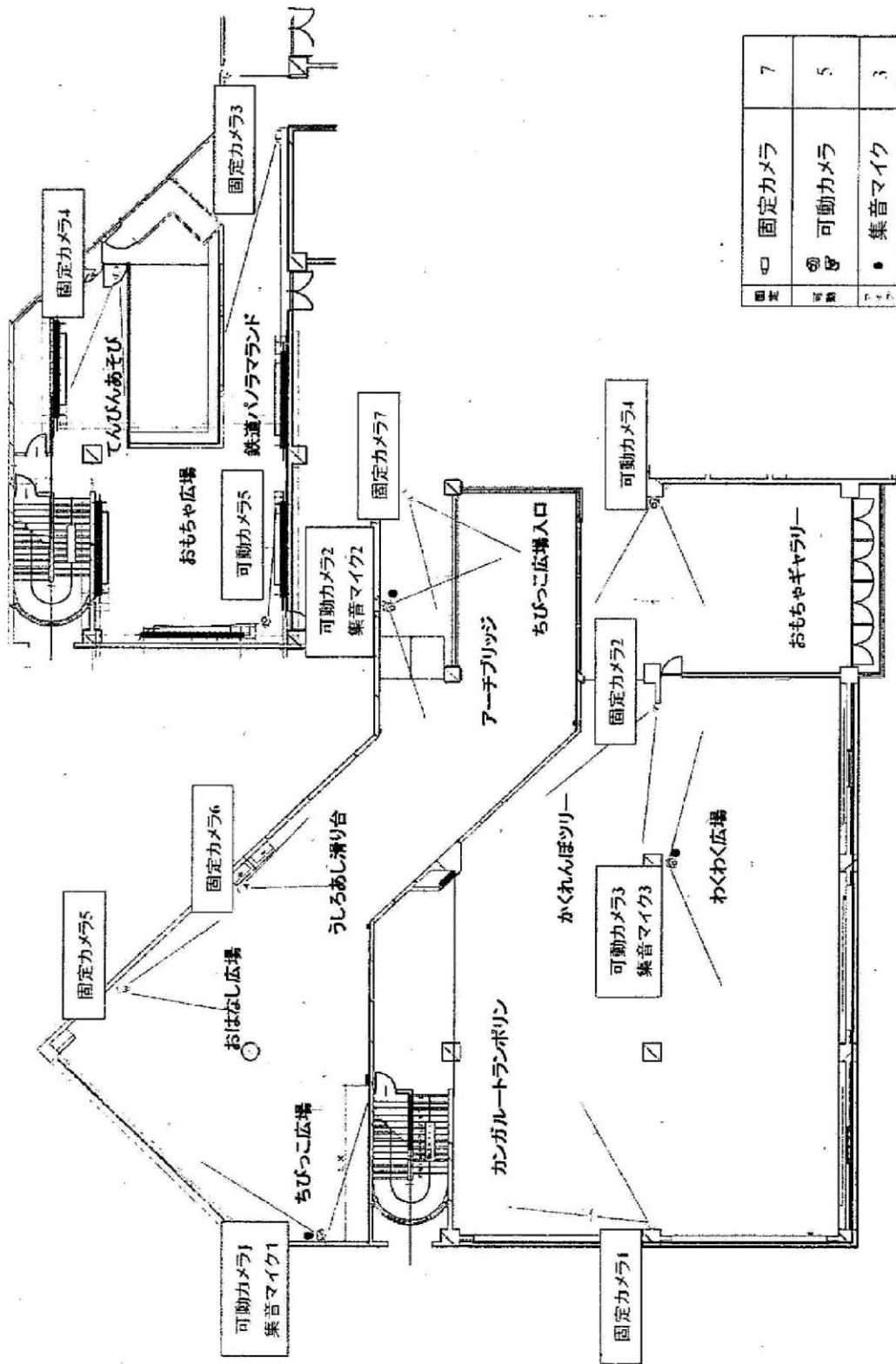
1F おもちゃひろば

品名	形式	型番	メーカー名	数量
VP多重CCDカメラ	固定型監視カメラ	S V-2010	E L M O	2
バリフォーカルレンズ		EL-BT414	E L M O	2
天井取付金具		EB-04	E L M O	1
天井取付金具		EB-05	E L M O	1

カメラ配置図



カメラ配置図



固定	□	固定カメラ	7
可動	○	可動カメラ	5
マイク	●	集音マイク	3

野鳥飛来防止業務

指示明細書

1 目的

この委託業務は、豊田地域文化広場の敷地及び建物に接近、停滞する野鳥の飛来を防ぐことにより、広場の建物壁面の美観、清潔を保つとともに、ガラスコーキング等を保護し、雨水の浸入を防止することを目的とする。

2 施工方法

- (1) 飛来防止器具の保守・点検 50m
死骸等の残らないよう心掛けること。
- (2) 粘着性忌避剤の塗布 103m
必要最小限の粘着性のものにとどめ、死骸等の残らないよう心掛けること。
但し、一階部分については臭覚性忌避剤（5リットル）・喫食性忌避剤（5kg）を併用するものとする。

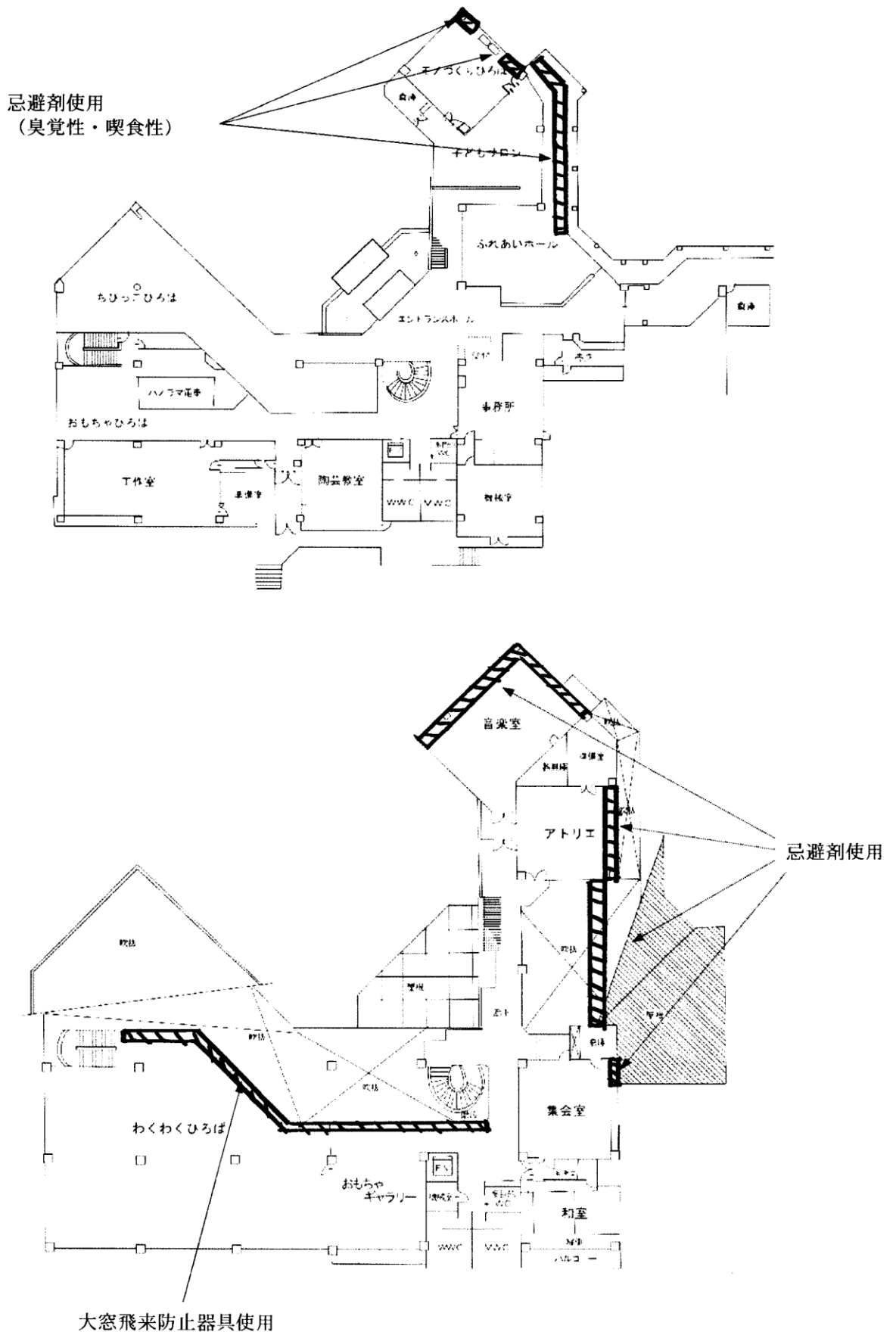
3 施工場所

別紙図面のとおり（子ども体験館・体育館）

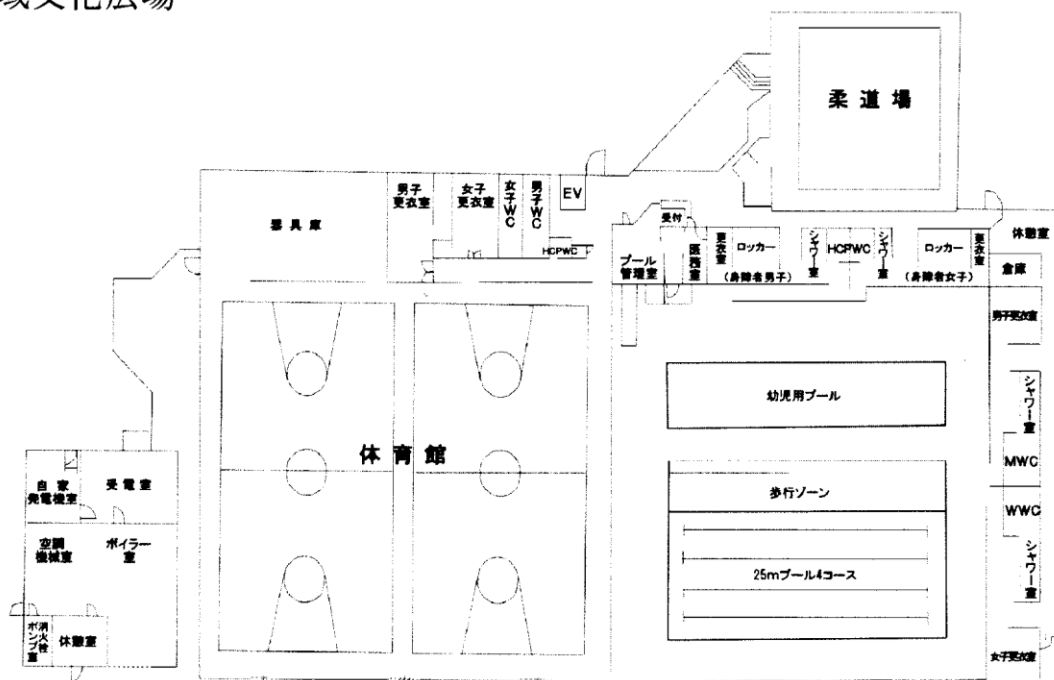
4 その他

- (1) 施工前に窓等にコーキングを補修すること。
- (2) すべての薬剤については、豊田市の管理する建物への悪影響（腐食・シミ）等のないよう使用施工するものとする。
- (3) 期間内において、効力を失ったと豊田市が認めた場合は、薬剤の増量または種類を変更し施工するものとする。これにかかる費用は指定管理者の負担とする。

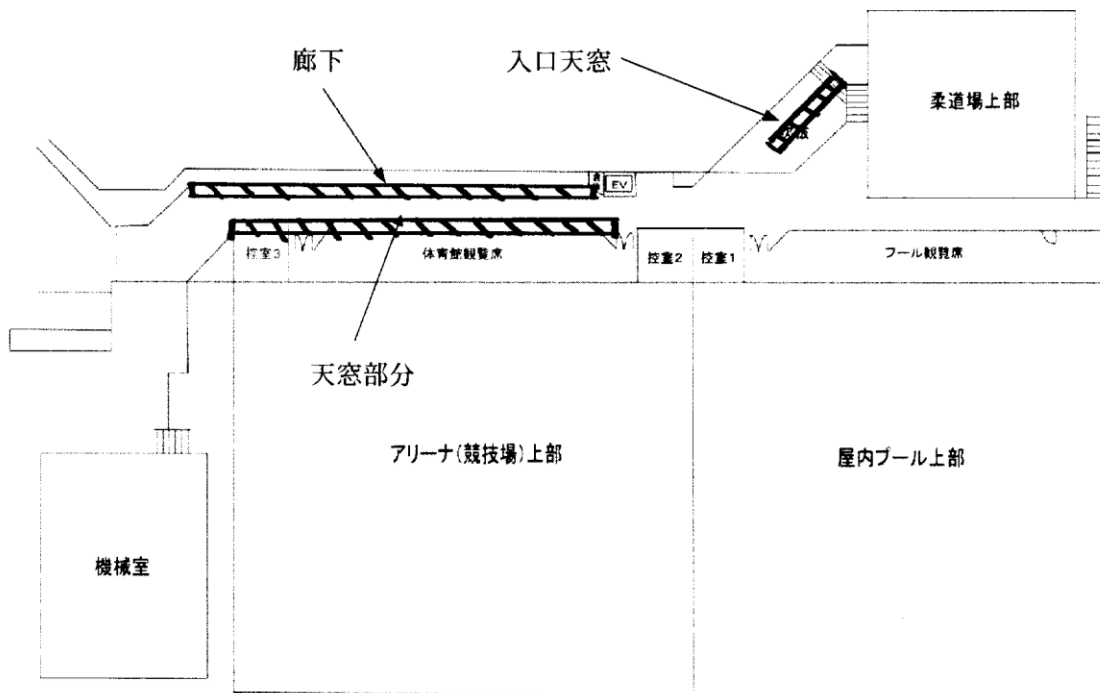
地域文化広場



地域文化広場



忌避剤使用箇所



体育器具保守点検業務

指示明細書

1 目的

この業務は、施設の敷地内の体育器具を常時安全かつ良好な状態に保つと共に、破損部分の早期発見、それによる事故防止を目的とする。

2 対象施設

体育器具

3 点検項目

体育器具／各施設体育館等にあるバスケットゴール、バレーボール・バトミントン等の支柱及び支柱受け、卓球台、鉄棒、トランポリンなど

4 点検回数

安全検査 1回/年

5 定期点検整備の内容

(1) 業務実施にあたっては、「(公財)日本体育施設協会保守基準」(以下「保守基準」という)に基づき調査及び点検を行うこと。

(2) 保守検査

①基礎地盤	基礎	地盤	鋼材
②材 料	化学製品	仕上げ	骨格寸法
③構 造	部材損傷	接合	柱脚

(3) 保守作業 ①点検 ②調整 ③締付 ④給油 ⑤防錆
⑥清掃 ⑦防護 ⑧交換 ⑨取付 ⑩取外

(4) 安全検査

保守点検基準に基づき基本調査項目の調査を行うこと。

(5) 使用状態における性能を総合的に判断し異常や不具合を発見した場合は、ただちに豊田市に報告し豊田市と指定管理者が協議の上、適切な処置を施すこと。

6 その他

(1)点検の実施にあたっては、業務・施設利用に支障を及ぼさない日時に行うこと。

(2)本業務は原則として、通常の勤務時間内に実施するが、不慮の事故等が発生した場合、指定管理者は修理・復旧に努めること。ただしその費用は指定管理者の負担とする。

(3)本業務の実施にあたっては、各分野に経験豊富で専門的な知識を有する優秀な技術者を派遣すること。

(4)点検整備中に発見された不良箇所、不良機器については、豊田市と指定管理者が協議の上、決定する。

(5)本指示明細書に定めなき事項については、その都度豊田市と指定管理者が協議の上、対処することとする。

浄化槽維持管理業務

指 示 明 細 書

1 目的

浄化槽の点検整備等を行い、設備機器の能力維持及び快適な維持を図る。

2 取扱基準

- (1) 浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）及び豊田市浄化槽指導要領、保守点検指導基準、清掃作業基準により実施しなければならない。
- (2) 実施にあたっては、浄化槽維持管理簿を作成し、施設長が保管し実施の都度、実施年月日及び管理内容を記し、指定管理者による立会いの確認印を押印する。
- (3) 放流水の水質検査を（透視度、BOD、COD、浮遊物質量 SS、PH、残留塩素）を実施した際は試験結果成績書を徴収するものとする。

3 維持管理の受託者

浄化槽清掃業、保守点検業の許可または登録を有する者とする。

4 作業内容は、『別紙 維持管理区分表』のとおりとする。

5 その他

- (1)点検の実施にあたっては、業務・施設利用に支障を及ぼさない日時に行うこと。
- (2)本業務は原則として、通常の勤務時間内に実施するが、不慮の事故等が発生した場合、指定管理者は修理・復旧に努めること。ただしその費用は指定管理者の負担とする。
- (3)本業務の実施にあたっては、各分野に経験豊富で専門的な知識を有する優秀な技術者を派遣すること。
- (4)点検整備中に発見された不良箇所、不良機器については、豊田市と指定管理者が協議の上、決定する。
- (5)本指示明細書に定めなき事項については、その都度豊田市と指定管理者が協議の上、対処することとする

No. 3	施設名	豊田地域文化広場 (1200人槽)		施設別 金額合計			円
	処理形式	合併長時間ばっ気方式		清掃量合計	100		m ³
維持管理		実施期間		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
		水質管理	金額	円	円	円	円
		回数	1回	2回	2回	1回	
保守点検	金額	円	円	円	円	円	
	回数	13回	13回	13回	13回		
清掃	金額	円	円	円	円	円	
	清掃量	20 m ³	30 m ³	20 m ³	30 m ³		
小計		円	円	円	円	円	

清掃量は目役であるため、汚泥量によって清掃量は変更可とする

自家用電気工作物保安管理業務

指示明細書

1 目的

本指示明細書は、委託者豊田市が設置した自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

指定管理者は、本指示明細書に基づき、設備及び運営に支障のないように保安管理業務を実施する。

2 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

(1) 事業場の名称	別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり
(2) 事業場の所在地	別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり
(3) 需要設備	
ア 設備容量	別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり
イ 受電電圧	別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり
ウ 非常用予備発電装置	別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり
(4) 発電所	別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり

3 業務の内容等

(1) 保安業務の細目及び基準

保安管理業務の内容は別紙「保安管理業務の細目及び基準」によるものとする。

(2) 再委託の禁止

指定管理者は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、指定管理者が個人であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由がある場合は、豊田市が承認した場合に限り、同等以上の資格、要件を満たす者に代行させることができるものとする。

(3) 緊急時の対応

指定管理者は、豊田市に電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をするものとする。

(4) 絶縁監視装置の設置

ア 指定管理者は、低圧電路の絶縁(漏電)を監視する為に絶縁監視装置を設置し、これを維持管理すること。

イ 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時(警報動作電流50mA)以上の漏洩電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏洩警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。

ウ 警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。

ただし、経済産業省告示第249号の設備条件を満たさない場合や地理的条件により絶縁監視装置の設置が不可能な場合等やむを得ない理由があり、豊田市が承認した場合はこの限りでない。

4 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施に当たっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停送電操作を伴う作業、高圧活線近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

(3) 保護具、防護具の使用

指定管理者は、高圧活線近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。またそのために必要な防具、保護具を常備しなければならない(労働安全衛生規則第343条)。

指定管理者は、保護具、防護具を定期的に(6か月に1回以上)耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。また、その記録は豊田市の求めがあったとき直ちに開示しなければならない(労働安全衛生規則第351条)。

5 測定器の管理

(1) 指定管理者が業務に使用する測定機器は、業務の適合性を保証するため適正に管理された機器でなければならない。

(2) 指定管理者が業務に使用する次の測定機器は、国家計量標準にトレース可能な方法で校正試験を実施すること。

- ① 交流電圧計 ② 交流電流計 ③ 絶縁抵抗計 ④ 接地抵抗計

(3) 前項の測定機器の校正試験は、次表のとおりとする。

測定機器名	校正試験の周期	備考
交流電圧計	1年	○継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれた交流電圧計、電流計を含む。
交流電流計	1年	
絶縁抵抗計	1年	
接地抵抗計	1年	

(4) 指定管理者は、校正試験の結果を必要に応じ豊田市に提出するものとする。また校正試験で合格した測定器には校正試験済みシールを添付し実施日、有効期限を明示すること。

6 保安教育

(1) 指定管理者は、豊田市が行う従業員に対する電気工作物の保安に関する教育、又は、災害その他電気事故が発生した場合の教育訓練について豊田市から要請があれば協力するものとする。

(2) 指定管理者は、電気工作物の保安に関する講習会を年1回以上開催するものとする。豊田市の従業員は必要に応じて受講できるものとする。

7 その他

(1) 中部近畿産業保安監督部への申請、届出書類について

① 見積入札の結果、指定管理者との契約が締結された場合は、契約期間の開始日から10日以内に指定管理者は、中部近畿産業保安監督部長宛の申請に必要な書類を速やかに豊田市に提出しなければならない。(電気事業法第42条第2項、電気事業法施行規則第52条第2項)

② 上記①の申請書類の承認が得られなかった場合、又は取消しになった場合は、豊田市は契約を解除することができる。

③ 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所に設置する電気工作物となった場合、この契約は効力を失うものとする。

④ 指定管理者が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請、届出は必要のないものとする。

(2) 保安管理業務の第三者への委託について

① 指定管理者が保安管理業務を第三者へ委託する場合は、保安管理業務の仕様書、契約書の作成、受託業者の選定、契約手続等の一連の手続は指定管理者が行う。ただし、保安管理業務委託における委託者は、設置者である必要があるため、委託契約書は豊田市を(甲)、受託業者を(乙)とした契約書とすること。

- ②保安管理業務の委託料の支払いは指定管理者が行うため、委託契約書の中の委託料の支払いに関する条項において、指定管理者（丙）は豊田市（甲）に代わって委託料を支払う旨を規定すること。
- ③上記③④により、保安管理業務の委託契約書は、設置者である豊田市（甲）、受託業者（乙）及び指定管理者（丙）の三者で締結すること。

保安管理業務の細目及び基準

1 保安管理業務の内容

(1) 保安管理業務は、次に掲げるとおり行うものとする。

ア 電気工作物の設計の審査は、豊田市の通知を受けてその都度行い、経済産業省令で定める電気設備に関する技術基準を定める省令(以下「技術基準」という。)の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行うものとする。

イ 電気工作物の設置または変更の工事期間中は、豊田市の通知を受け毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行うものとする。

ウ 電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として下記によって別表「点検、測定及び試験の基準」のとおり行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行うものとする。定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示第249号第4条に定める設備条件による頻度を適用し、原則として次のとおりとする。

(ア) 月次点検は施設の点検、測定及び試験を別表 保安管理業務委託事業場一覧表のとおり行うものとする。

ただし、年次点検を行う場合は、月次点検を含むものとする。

(イ) 年次点検は施設の点検、測定及び試験を年1回行うものとする。

(ウ) 臨時点検は必要に応じて施設の点検、測定及び試験を行うものとする。

エ 電気事故・故障で電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、豊田市若しくは中部電力株式会社等から通知を受けたときに、指定管理者が行う応急措置は電話により、又は出向して事故原因の探求を行い、再発防止についてとるべき措置を指導助言し、必要に応じて精密な検査を行うとともに電気関係報告規則に定める電気事故報告及びその手続の指導を行うものとする。

指定管理者は停電等の重大な電気事故、故障の場合であって豊田市から出向要請を受けた時は、原則として平日の通常勤務時間帯(8:30~17:15の間)にあつては45分以内、その他の時間帯、休日・祭日の全時間帯においては1時間以内に到着し上記の対応を行うものとする。

この場合は、豊田市は指定管理者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故・故障の発生箇所、異常の状況等を適切に指定管理者に連絡するものとする。

オ 指定管理者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ精密な検査を行うものとする。

カ 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知に基づいて指定管理者の保安業務担当者等を派遣して立ち合わせるものとする。

(2) 保安管理業務は、次に掲げるものとし必要の都度行うものとする。

ア 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行う場合

イ 電気工作物の設置又は変更の工事について、竣工検査及び必要な指導又は助言を行う場合

ウ 前各号のほか豊田市の申出による、点検業務、技術業務及びその他業務を行う場合

(3) 前各項目の保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、豊田市は指定管理者の意見を聞いて豊田市の負担において電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の①から⑤までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

① 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一般建築士等の検査を要する建築設備

② 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免許

の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

- ③ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - ④ 機械の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機械（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - ⑤ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の①から⑥までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
- ① 立入りに危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - ② 情報管理のため立入りが制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ③ 衛生管理のため立入りが制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - ④ 機密管理のため立入りが制限される場所（独居房等）
 - ⑤ 立入りに専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - ⑥ 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ 可搬型機器及びこれに附属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (4) 上記(3)において、豊田市及びその従業員の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2 豊田市・指定管理者相互の協力及び義務

- (1) 豊田市は、指定管理者が指導・助言した事項又は指定管理者の意見を聞いて決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 豊田市は、指定管理者が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- (3) 指定管理者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

3 豊田市・指定管理者相互の通知

- (1) 豊田市は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく指定管理者に通知するものとする。
 - ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - イ 電気の保安に関する組織、責任分界又は需要設備の使用区域を変更する場合
 - ウ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画、施工及び完成した場合
 - エ 電力会社との契約を変更する場合
 - オ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
 - カ 相続等により権利義務の承継があった場合
 - キ 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を受ける場合
 - ク 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
 - ケ 非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
 - コ 業種、代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
 - サ その他電気工作物の保安に関し必要な場合
- (2) 指定管理者は、次の事項を豊田市に通知するものとする。
 - ア 月次点検及び工事期間中の点検又は甲の依頼により点検等を実施する場合は、その実施の前日までにその予定日
 - イ 年次点検を実施する場合は、その実施の2週間前までにその予定日

ウ 指定管理者の執務時間内、時間外における指定管理者への連絡方法

エ その他必要な事項

(3) 前項のア及びイについては、やむを得ない理由により実施予定日を変更しようとする場合は、改めて豊田市・指定管理者協議の上、定めるものとする。

4 設備保全補修

豊田市の設備の不良、不具合箇所について、指定管理者は保安管理上必要となる設備の保全のための改修、補修を行うものとする。また、指定管理者はこの改修、補修について指導、助言するものとする。

5 危険物のある場合等の通知

豊田市は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質等を発生し、貯蔵し、若しくは取り扱う場所及びに設備がある場合又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく指定管理者に通知するものとする。

6 機器の設置

(1) 電気工作物に設置する点検、測定及び試験に必要な機器(以下「機器」という。)は、豊田市・指定管理者協議の上、指定管理者が設置し、所有するものとする。

(2) 豊田市は、機器を設置する場所の提供、電灯配線など既存の施設及び電話回線の利用について便宜を図るものとする。

(3) 機器及び設置工事に要する費用は、原則として指定管理者が負担するものとする。

(4) 機器の保守は指定管理者が行い、その費用は指定管理者が負担するものとする。

(5) 豊田市は、機器を無断で移設、取り外し、修理等を行わないものとする。

7 機器の撤去

指定管理者は、委託契約書の定めにより契約が消滅、又は機器の運用に支障があると認められた場合、豊田市・指定管理者協議の上、機器を撤去するものとする。

8 連絡責任者等

(1) 豊田市は、保安規程第8条による連絡責任者及びその不在の場合の代務者(以下「連絡責任者」という。)をあらかじめ選出するとともに、契約の履行に関して指定管理者との連絡に当てるものとする。

なお、設備容量が6,000kVA以上の場合は、電気事業法第43条第2項に基づく関係法令に定める者と同等以上の知識及び技能を有する者を選出するものとする。

(2) 豊田市は、前項の連絡責任者を選出又は変更したときは、その氏名を遅滞なく指定管理者に通知するものとする。

(3) 豊田市は、連絡責任者を指定管理者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

(4) 豊田市は、連絡責任者に電気保安実施要領により、電気工作物の常時巡視及び取扱いを行わせるものとする。

9 保安業務担当等

(1) 指定管理者は、保安管理業務を実施する電気管理技術者又は保安業務担当者には、電気事業法施行規則第52条の2に適合するものを充てるものとする。

(2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

(3) 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行させ、保安管理業務の補助をさせるものとする。

(4) 指定管理者は、電気管理技術者又は保安業務担当者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により豊田市に通知するものとし、豊田市は保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行

うものとする。

- (5) 指定管理者は、保安業務担当者の変更が生じた場合は、書面により豊田市に通知するものとし、豊田市は保安業務担当者とは面接等を行い、本人確認を行うものとする。

1.0 事業場内の立入り等

指定管理者は、豊田市の事業場内に立ち入る際は、電気管理技術者又は保安業務担当者であることの証明書を携行するとともに、豊田市の求めに応じて提示するものとする。

1.1 記録の調査等

指定管理者は、保安管理業務等の遂行上必要がある場合は、豊田市の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について協議するものとする。

1.2 書類、図面、備品等の整備

豊田市は、指定管理者の意見を聞いて豊田市の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理に必要な書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとする。

- ア 設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等
- イ 測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等

1.3 点検結果等の確認と記録の保存

- (1) 豊田市は、指定管理者が実施した保安管理業務の点検結果等について、電気管理技術者又は保安業務担当者から報告を受けるものとする。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録等を豊田市・指定管理者双方において定めた期間、保存するものとする。
 - ア 巡視、点検、測定及び試験の記録
 - イ 電気事故に関する記録
 - ウ 豊田市は主要電気機器の重要な補修記録

1.4 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 豊田市は、指定管理者が保安管理業務を安全に遂行するための通路及び足場等の設備環境を確保するものとする。
- (2) 豊田市は、指定管理者が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、豊田市・指定管理者協議の上、速やかに改修するものとする。
- (3) 豊田市は、前項の不安全施設の改修に要する費用を負担するものとする。
- (4) 指定管理者は、豊田市と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験が実施できないことがある。
- (5) 指定管理者は、豊田市に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生じたと認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

1.5 その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めてない事項については、その都度豊田市・指定管理者相互に協議するものとする。

別表 保安管理業務委託事業場一覧表

事業場の名称	事業場の所在地	需要設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	発電設備		
				種類	容量 (kVA)	発電電圧 (V)
地域文化広場	豊田市西田町けやき 1	535	6600	DE 予発	38	220

別表 1

点検、測定及び試験の基準

1 需要設備

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線 (区分開閉器、電線、 支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音測定		○		
受電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価試験			○※2	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※2	
		放電雑音測定		○		
		温度測定	○	○	○	
二次設備	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音測定		○		
		温度測定	○	○	○	
変電室設備	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁油透明度試験			○※3	
		絶縁油酸価試験			○※3	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※3	
		放電雑音測定		○		
		温度測定	○	○	○	
受・配電盤	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音測定		○		
		温度測定	○	○	○	

電気工作物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検		
			I	II			
受電設備 (含配電設備・二次変電至設)	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	必要の都度		
		接地抵抗測定		○※4		○※4	
	構造物・配電設備 (受電室建物、キュー ビクル式受・配電設備 の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		蓄電池設備	外観点検	○	○		○
比重測定	1回/年	○	○				
液温測定	1回/年	○	○				
		電圧測定	1回/年	○	○		
負荷設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		電圧・電流測定	○※6	○※6	○※6		
	電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※1		
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	○※4		
	照明装置	温度測定	○	○	○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5			
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	○※7		
非常用予備発電設備	ガスタービン及び附属 装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		起動試験	○	○	○		
	内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		発電機及び励磁装置	絶縁抵抗測定		○※1		○※1
		接地装置	接地抵抗測定		○※4		○※4
遮断器 開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と 同じ		
発電所 (太陽電池)	内燃機関及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度	
		ガスタービン及び附属 装置	起動試験	○			○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○		○	必要の都度	
		太陽電池及び附属装置	絶縁抵抗測定				○※1
		燃料電池及び附属設備	接地抵抗測定				○※4
	接地装置						
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と 同じ		

注(1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行う。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付状態

(2) ※6を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

(3) 年次点検（Ⅰ）は無停電で行う点検で、年次点検（Ⅱ）は停電をして行う停電をいう。なお、年次点検（Ⅰ）を実施する場合は3年に1回は年次点検（Ⅱ）を行うものとする。

年次点検（Ⅰ）は、信頼性が高い設備で、年次点検（Ⅱ）と同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施する。

- ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
- ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
- エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
- オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

(4) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

(5) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過ごとにそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年から上記の経過年数ごとに行うものとする。

なお、柱上油入開閉器については甲の依頼によって行うものとする。

(6) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過ごとに、20年を超えたものは3年経過ごとにそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検（Ⅰ）の点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数ごとに行うものとする。

(7) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

(8) ※5を付した測定は高圧受電設備の変圧器B種接地線で漏洩電流を測定する。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

(9) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時監視のことをいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

別表2

工事期間中に関する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力コンデンサ、リアクトル、 その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物（キュービクル式受・配電設 備の金属製外箱等）	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○
負荷設備	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用予備発電 装置	ガスタービン及び附属装置 内熱機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	ガスタービン及び附属装置 内熱機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機器類	外観点検	○

注 (1) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行う。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付状態

物品出納簿

所属コード: AW01 所属名: 市民活躍支援課 作成日: 平成30年6月28日

レ	分類記号	備品番号	旧備品番号	備品名	メーカー・規格	購入単価(万円)	購入年月日	購入先	取得区分	取得(今年度)	処分(今年度)	管理開始年月日	保管場所	保管所属コード	カテゴリ	備考	中分類CD	中分類
A	04-01546			ローカウンター	コクヨ CO-XND16F1	7	2005/3/11	近藤商店	新規購入			2005/3/11	受付	AW01	地域文化広場			
A	04-01547			ローカウンター	コクヨ CO-XJND907F1	7	2005/3/11	近藤商店	新規購入			2005/3/11	受付	AW01	地域文化広場			
A	04-01548			ローカウンター	コクヨ CO-XJND127F1	6	2005/3/11	近藤商店	新規購入			2005/3/11	受付	AW01	地域文化広場			
A	04-01549			ローカウンター	コクヨ CO-XJND127F1	6	2005/3/11	近藤商店	新規購入			2005/3/11	受付	AW01	地域文化広場			
C	00-00328	C-33		ケース(2000GT用)	1100×430×550R付枠ナシ	9	1986/4/1	潮尾野木工所	管理換え			2010/2/10	玄関(ものづくり作品展示)	AW01	地域文化広場	秘書課より。元は2000GT用の展示ケース		
C	00-22991	C-8		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1984/5/1	トヨタ事務器	新規購入			1984/5/1	体育館女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22992	C-9		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1984/5/1	トヨタ事務器	新規購入			1984/5/1	体育館女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22993	C-10		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1984/5/1	トヨタ事務器	新規購入			1984/5/1	体育館女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22994	C-11		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1984/5/1	トヨタ事務器	新規購入			1984/5/1	体育館女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22995	C-12		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22996	C-13		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22997	C-14		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22998	C-15		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-22999	C-16		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23000	C-17		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23001	C-18		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23002	C-19		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	体育館男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23003	C-20		コインロッカー	コクヨKL-10	7	1986/6/1	株式会社 三友商会	新規購入			1986/6/1	子ども体験館入口	AW01	地域文化広場	H23利用者利便性向上のため、体育館更衣室より移設		
C	00-23004	C-21		コインロッカー	コクヨKL-10	10	1987/7/1	かもめ堂	新規購入			1987/7/1	子ども体験館入り口	AW01	地域文化広場	H23利便性向上のために、体育館更衣室より移設		
C	00-23005	C-22		コインロッカー	コクヨKL-10	10	1987/7/1	かもめ堂	新規購入			1987/7/1	屋外トイレ女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23006	C-23		コインロッカー	コクヨKL-10	10	1987/7/1	かもめ堂	新規購入			1987/7/1	屋外トイレ女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23007	C-24		コインロッカー	コクヨKL-10	10	1987/7/1	かもめ堂	新規購入			1987/7/1	屋外トイレ男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23008	C-25		コインロッカー	コクヨKL-10	10	1987/7/1	かもめ堂	新規購入			1987/7/1	屋外トイレ男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	00-23042	C-59		コインロッカー	コクヨKL-A4	7	2004/3/1	池田事務機	新規購入			2004/3/1	プール障害者・高齢者更衣室(女子)	AW01	地域文化広場			
C	00-23043	C-60		コインロッカー	コクヨKL-A4	7	2004/3/1	池田事務機	新規購入			2004/3/1	プール障がい者・高齢者更衣室(女子)	AW01	地域文化広場			
C	00-23044	C-61		コインロッカー	コクヨKL-A4	7	2004/3/1	池田事務機	新規購入			2004/3/1	プール障がい者・高齢者更衣室(女子)	AW01	地域文化広場			
C	00-23045	C-62		コインロッカー	コクヨKL-A4	7	2004/3/1	池田事務機	新規購入			2004/3/1	プール障がい者・高齢者更衣室(男子)	AW01	地域文化広場			
C	00-23046	C-63		コインロッカー	コクヨKL-A4	7	2004/3/1	池田事務機	新規購入			2004/3/1	プール障がい者・高齢者更衣室(男子)	AW01	地域文化広場			
C	00-23047	C-64		コインロッカー	コクヨKL-A4	7	2004/3/1	池田事務機	新規購入			2004/3/1	プール障がい者・高齢者更衣室(男子)	AW01	地域文化広場			
C	10-01381			ダイヤル錠小物ロッカー	TOYO 9009-0870 DPLK-4058N	19	2011/2/3	株式会社 杉屋事務器	新規購入			2011/3/25	プール前廊下	AW01	地域文化広場	耐震固定		
C	14-00595			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00596			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00597			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00598			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00599			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00600			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00601			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00602			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00603			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00604			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00605			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00606			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00607			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00608			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00609			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00610			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール男子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00611			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00612			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00613			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00614			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00615			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00616			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00617			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00618			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00619			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00620			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00621			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00622			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00623			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00624			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00625			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
C	14-00626			コインロッカー	東洋事務器 TJK-2510SN	8	2014/12/10	杉屋事務器	新規購入			2014/12/10	プール女子更衣室	AW01	地域文化広場			
G	00-23051	G-1		ミキサー	ヤマハ8CH PM-210	8	1982/6/1	名曲堂	新規購入			1982/6/1	音楽室(準備室)	AW01	地域文化広場			
G	00-23052	G-2		スピーカー	ヤマハアンプ付AO112T	5	1982/6/1	名曲堂	新規購入			1982/6/1	音楽室	AW01	地域文化広場			
G	00-23057	G-7		全自動洗濯機	ナショナルNA-F502	5	2001/8/1	(有)ハナックス加藤	新規購入			2001/8/1	地域文化広場	AW01	地域文化広場			
G	00-23058	G-8		受信機	(B)WA662C	6	1996/4/1	ハナックスかとう	新規購入			1996/4/1	地域文化広場	AW01	地域文化広場			
G	00-23065	G-15		ギターアンプ	ヤマハ SR100-212	9	2000/6/1	和音機	新規購入			2000/6/1	音楽室(準備室)	AW01	地域文化広場			
G	00-23066	G-16		ギターアンプ	ヤマハ SR100-212	9	2000/6/1	和音機	新規購入			2000/6/1	音楽室(準備室)	AW01	地域文化広場			
G	00-23067	G-17		ベースアンプ	ヤマハ SR 80-B115	8	2000/6/1	和音機	新規購入			2000/6/1	音楽室(準備室)	AW01	地域文化広場			
G	04-00072</																	

所属コード: AW01 所属名: 市民活躍支援課 作成日: 平成30年6月28日

レ	分類記号	備品番号	旧備品番号	備品名	メーカー・規格	購入単価(万円)	購入年月日	購入先	取得区分	取得(今年度)	処分(今年度)	管理開始年月日	保管場所	保管所属コード	カテゴリ	備考	中分類CD	中分類
	S	00-23094	S-11	秋用釜フタ鎖道具		7	1983/4/1	鳥春齊	新規購入			1983/4/1	茶室	AW01	地域文化広場			
	U	00-23095	U-1	鉄道バノラマー式	9mmゲージ2700×1800×30	50	1982/4/1	なつ企画	管理換え			1991/11/1	おもちゃひろば	AW01	地域文化広場			
	U	00-23096	U-2	鉄道模型バノラマ	メルクリンHO	800	1980/4/1	藤不二商	管理換え			1991/11/1	おもちゃひろば	AW01	地域文化広場	重要備品		
	V	00-07847	V-24	卓球台	カワイKS-650SB	12	2003/3/4	ウメヤスポーツ	管理換え			2017/6/9	体育館	AW01	地域文化広場	地域包括ケア企画課より		
	V	00-07848	V-25	卓球台	カワイKS-650SB	12	2003/3/4	ウメヤスポーツ	管理換え			2017/6/9	体育館	AW01	地域文化広場	地域包括ケア企画課より		
	V	00-23102	V-1	運搬車	セノーAP15	14	1981/2/1	藤リザ	新規購入			1981/2/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23103	V-2	運搬車	セノーAP15	14	1981/2/1	藤リザ	新規購入			1981/2/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23104	V-3	卓球ファンズ運搬器	イノコ特注品	8	1989/6/1	スポーツショップトヨタ	新規購入			1989/6/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23105	V-4	平均台	セノーAG82	12	1981/2/1	藤リザ	新規購入			1981/2/1	体育館	AW01	地域文化広場	屋外トイレ倉庫		
	V	00-23106	V-5	跳箱	セノーAW93	6	1981/2/1	藤リザ	新規購入			1981/2/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23107	V-6	跳箱	セノーAW94	5	1981/2/1	藤リザ	新規購入			1981/2/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23113	V-12	マット	イノコMS-15	7	1995/5/1	(有)モリスホーツ	新規購入			1995/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23114	V-13	マット	イノコMS-15	7	1995/5/1	(有)モリスホーツ	新規購入			1995/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23115	V-14	マット	イノコMS-15	7	1995/5/1	(有)モリスホーツ	新規購入			1995/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23116	V-15	マット	イノコMS-15	7	1995/5/1	(有)モリスホーツ	新規購入			1995/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23117	V-16	マット	イノコMS-15	7	1995/5/1	(有)モリスホーツ	新規購入			1995/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23118	V-18	セイフティーマット	イノコGM-50	12	1988/5/1	スポーツショップトヨタ	新規購入			1988/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23119	V-19	セイフティーマット	イノコGM-50	12	1988/5/1	スポーツショップトヨタ	新規購入			1988/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23120	V-21	審判台	カワイJS-109	6	1998/6/1	藤エースホーツ	新規購入			1998/6/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23121	V-22	審判台	カワイJS-109	6	1998/6/1	藤エースホーツ	新規購入			1998/6/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23131	V-43	ハレー支柱(カバー)	セノーDE1015	20	1991/5/1	(有)エースホーツ	新規購入			1991/5/1	ハレー倉庫	AW01	地域文化広場	左右1セット		
	V	00-23132	V-44	ハレー支柱(カバー)	セノーDE1710	6	1991/5/1	(有)エースホーツ	新規購入			1991/5/1	ハレー倉庫	AW01	地域文化広場	左右1セット		
	V	00-23133	V-45	ハレー支柱(カバー)	セノーDE1015	20	1991/5/1	(有)エースホーツ	新規購入			1991/5/1	ハレー倉庫	AW01	地域文化広場	左右1セット		
	V	00-23134	V-46	ハレー支柱(カバー)	セノーDE1710	6	1991/5/1	(有)エースホーツ	新規購入			1991/5/1	ハレー倉庫	AW01	地域文化広場	左右1セット		
	V	00-23135	V-47	コートローラー	トエーライトB385	5	1984/5/1	藤やまもと	新規購入			1984/5/1	ラジコンコース	AW01	地域文化広場			
	V	00-23136	V-48	器具収納台	西岡2-61-2	5	1985/5/1	(有)ワタホーツ	新規購入			1985/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23137	V-49	器具収納台	西岡2-61-2	5	1985/5/1	(有)ワタホーツ	新規購入			1985/5/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23138	V-51	集会用テント	藤栄ライトB4265	9	1999/4/1	高山ホーツ	新規購入			1999/4/1	屋外トイレ倉庫	AW01	地域文化広場			
	V	00-23139	V-52	集会用テント	藤栄ライトB4265	9	1999/4/1	高山ホーツ	新規購入			1999/4/1	屋外トイレ倉庫	AW01	地域文化広場			
	V	00-23140	V-53	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23141	V-54	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23142	V-55	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23143	V-56	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23144	V-57	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23145	V-58	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23146	V-59	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23147	V-60	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23148	V-61	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	00-23149	V-62	卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	04-00869		ハレーボール支柱	セノーDE1015	27	2005/1/27	地域文化広場	新規購入			2005/1/27	ハレー倉庫	AW01	地域文化広場	左右1セット		
	V	04-00870		ハレーボール支柱カバー	セノーDE1710	9	2005/1/27	地域文化広場	新規購入			2005/1/27	ハレー倉庫	AW01	地域文化広場	左右1セット		
	V	05-00998		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	17	2005/10/11	(有)アハビスホーツ	新規購入			2005/10/11	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	05-00999		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	17	2005/10/11	(有)アハビスホーツ	新規購入			2005/10/11	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	05-01000		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	17	2005/10/11	(有)アハビスホーツ	新規購入			2005/10/11	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	05-01001		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	17	2005/10/11	(有)アハビスホーツ	新規購入			2005/10/11	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	05-01002		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	17	2005/10/11	(有)アハビスホーツ	新規購入			2005/10/11	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	06-00082		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2006/6/9	藤やまもと	新規購入			2006/6/9	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	06-00083		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2006/6/9	藤やまもと	新規購入			2006/6/9	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	06-00084		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2006/6/9	藤やまもと	新規購入			2006/6/9	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	06-00085		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2006/6/9	藤やまもと	新規購入			2006/6/9	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	06-00086		卓球台	三映SS57ルセンサー-10-642	16	2006/6/9	藤やまもと	新規購入			2006/6/9	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	07-00152		スポーツタイマー(壁掛け式)	セノー・GM21060 ST-7KH	10	2007/6/13	(有)東海スポーツフィールド	新規購入			2007/6/23	地域文化広場プール	AW01	地域文化広場			
	V	07-00153		スポーツタイマー(壁掛け式)	セノー・GM21060 ST-7KH	10	2007/6/13	(有)東海スポーツフィールド	新規購入			2007/6/23	地域文化広場プール	AW01	地域文化広場			
	V	07-00259		上下調整式バスケットゴール	セノー DC1125	85	2007/5/28	(有)東海スポーツフィールド	新規購入			2007/8/7	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	07-00260		上下調整式バスケットゴール	セノー DC1125	85	2007/5/28	(有)東海スポーツフィールド	新規購入			2007/8/7	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	07-00261		上下調整式バスケットゴール	セノー DC1125	85	2007/5/28	(有)東海スポーツフィールド	新規購入			2007/8/7	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	07-00262		上下調整式バスケットゴール	セノー DC1125	85	2007/5/28	(有)東海スポーツフィールド	新規購入			2007/8/7	体育館	AW01	地域文化広場			
	V	15-01949		水周り用マット	トエーライト-T-2302B	6	2016/1/19	セントラルスポーツ	新規購入			2016/2/4	プール(更衣室)	AW01	地域文化広場			
	V	15-01950		水周り用マット	トエーライト-T-2302B	6	2016/1/19	セントラルスポーツ	新規購入			2016/2/4	プール(更衣室)	AW01	地域文化広場			
	Z	00-23151	Z-3	収納庫	イナバMBN-17型	6	1989/6/1	シミズ金物店	新規購入			1989/6/1	屋外ステーション裏	AW01	地域文化広場			
	Z	00-23155	Z-7	プール監視台	三英61-2377L製	8	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	プールDポスト	AW01	地域文化広場			
	Z	00-23156	Z-8	プール監視台	三英61-2377L製	8	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	プールAポスト	AW01	地域文化広場			
	Z	00-23157	Z-9	プール監視台	三英61-2377L製	8	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	プールBポスト	AW01	地域文化広場			
	Z	00-23158	Z-10	プール監視台	三英61-2377L製	8	2004/3/1	(有)フアイトホーツ	新規購入			2004/3/1	プールCポスト	AW01	地域文化広場			
	Z	00-23159	Z-11	遊泳者心得案内板	90cm×180cm	5	2004/3/1	(資)クラリスシオ	新規購入			2004/3/1	プールサイド	AW01	地域文化広場			
	Z	00-23160	Z-12	遊泳者心得案内板	90cm×180cm	5	2004/3/1	(資)クラリスシオ	新規購入			2004/3/1	プール受付	AW01	地域文化広場			
	Z	05-01810		物置	ヨドコウ・あせくらぞくめ YMZR-10A	10	2006/3/8	ホームプラザ シミズ	新規購入			2006/3/8	グラウンド	AW01	地域文化広場			
	Z	06-00749		真形釜添唐銅朝鮮風炉	敬典工房・浄雲作	8	2006/11/15	(有)真玉園	新規購入			2006/11/15	茶室	AW01	地域文化広場			